

うことで、現在作業を進めておるところでございます。

○中略委員 簡単にもう一つお聞きしておきますけれども、いま水道法改正を一応審議会の作業と並行して進められているというお話ですが、いま検討されている水道法改正の中心といえますか、骨子になる点だけでも、要点をもしあれでしたらお話し願いたいと思います。

○浦田政府委員 実はまだいろいろと御意見、問題点をだされて、意見交換しているというのが審議会の現在の情勢でございますが、実はこれに先立ちまして、一昨年でございまして、新しい水道行政の理念というものが打ち出されております。それまでは個々の自治体の判断にゆだねられておったという水道事業でございまして、これをいわずにナショナルミニマムとしての角度からながめ直す。国が場合によってはもっと積極的に水道行政あるいは水道事業の整備そのものに乗り出すという理念を打ち出してきております。それが一番の根本の考え方になってまして、その後起こってまいりましたいろいろの点、具体的には、先ほど申されました水道の広域化の考え方を法律の中に盛り込む。あるいは水資源のなんだん逼迫してまいりますに伴いますことに関して、国のもう少し積極的な関与ということを考える。あるいはまた、現在進行しております水質の汚濁というものが、対する対抗手段を考えていくといったようなことが、いま議論の中心になっているのでございまして。

○中略委員 いま生活用水の確保という問題が非常に深刻で、また緊急な問題になっているのは、主として東京、その周辺ですね。それから阪神、中京といった三大都市圏が最も深刻になっていると思うのですが、これらの地域では、産業と人口が非常に急速に集中して、生活用水の需要が急激に増大しているという関係にあるわけです。この地域に対する施設の拡張ですね、これについては非常に設備の費用が増大している。料金収入や一般財政からの補てんだけでは、どこの資料を見ま

しても、解決できない状態になっているわけですが、この現状の中で、地方自治体の水道施設の、いま四十七年度、四十八年度をお話しになりましたが、拡張事業に対する国庫補助をもっとふやして援助することが必要ではないかと思うのですが、現在の拡張事業費に対する国庫補助、数字がここにありましても、上水道事業に対してはまだ非常に少ない補助しかされていないということですね。

地方自治体のこの水道施設の拡張事業費を見ますと、ほとんど全額が起債によってまかなわれているわけですね。この起債による資金確保が、逆に水道事業の財政を圧迫しているような状態ですが、この起債依存の事業費という施策を、国庫補助をもう少し重点にしていこうというふうに変更が必要が私はあると思うのですが、あとで大阪、神奈川の例で具体的に御質問したいと思っておりますけれども、最初に、この点についてのお考えをもう一度お聞きしておきたいと思っております。

○浦田政府委員 先生が御指摘のように、自治体における水道事業の整備の資金繰りは、主として起債によって行なわれているわけでございます。したがって、近ごろのようにだんだんに水源開発がむずかしくなってくると、ダム建設に非常に費用がかかってくるということになってまいりますと、どうしてもその辺の膨大な資金需要というものが対峙しまして、現在の苦しい経営の中からそれだけの施設、設備に対する投資をするというところが事実上むずかしくなりました。また、かりにそれに応ぜられるにいたしましても、そのね返りといいたしましての水道料金の引き上げといったようなことを強行せざるを得ないということでございます。

したがって、先ほども申し上げましたが、ダムの先行投資等の場合、あるいは広域化によって経営の効率化をはかるといったような場合に、国庫補助の制度というものを創設いたしました。初年度、昭和四十二年は補助率としてわずかに七億円余りでございましたが、現在、昭和四十

八年度では百七十八億円ということでございまして、これは決して額そのものはいまだ十分と申すわけにはまいりませんが、過去の伸び率をずっと振り返ってみますと、毎年ほぼ七〇%以上の伸び率を示してきておるということで、私どももいたしまして、この予算額の要求につきましてはかなり努力もいたしてまいりましたし、また、全体の国の予算の伸びの中では、その点は十分に配慮されてきたと思っております。

しかしながら、まだまだこれから先非常に膨大な建設計画をかかえ、膨大な資金需要が見込まれます。御指摘の神奈川県の企業団の水道事業にいたしまして、あるいは大阪府にいたしまして、すでに具体的な計画としてかなり膨大な資金需要というものを持っております。これらに対処するためには、国庫補助というものを、絶対額も引き上げる、それからさらに実質的にも改善していくということが痛感されております。私どもは、さらに努力を重ねてまいりたいと考えております。

○中略委員 これは厚生省からいただいた資料ですが、「水道建設事業費等の概要」という資料で見ますと、建設事業費の関係で上水道事業、この中には「用水供給事業を含む」とありますが、四十七年度実績見込みで四千四百六十六億円、四十八年度が予定で四千八百六十億円となっております。国庫補助金の関係で見ますと、上水道事業、この中には「水資源開発公団に対する補助も含む」とありますが、四十七年度が百六十九億円、四十八年度が二百四十億円となっております。これをパーセントで見ますと、国庫補助金が四十七年度約四%で、四十八年度で見ても五%という非常にわずかな補助しかない。少し数字が違いますが、ほんこの前後のパーセントにしかすぎないという状態なわけです。

私、一つは具体的に大阪府の例で資料をいただいて計算してみたのですが、たとえば大阪府営の水道の場合、第六次拡張計画だけでも五年間に五百五十億円の資金が必要になっていきます。国の補助金は四十七年度でもわずか十一億九千万円に

すぎません。一方、同じ第六次拡張計画の実施期間に、既存の企業債の元利償還だけで、四年間で約二百九十八億円が必要になっていきます。この二百九十八億円は、同じ期間内の料金収入で見ますと、料金収入は約二百八十九億円ですから、料金収入よりも約十億円上回るという状態になっているわけですね。結局、ずっと数字を計算してみますと、大阪府の水道は、第六次拡張計画の事業費の中で、百五十二億円の資金が不足のまま実施せざるを得ない。したがって、ことしの初め、二月ですか、料金の一部値上げ、三%ですか、せざるを得なくなったわけですが、これは公共料金値上げに反対だということで、二月の府議会ではこの案を否決しているわけですね。

その点では、こういう実例を見ても非常に深刻な事態になっているわけですが、国民の暮らしに一日も欠かすことができない生活用水の確保の問題ですから、こういう現状を見ても、抜本的な改善策がとられなければならないのじゃないか。先ほどからも数字をあげていますが、国庫補助のワタをもっと積極的に広げる国の援助が必要ではないか、緊急になったのじゃないかということを感じするわけです。

そこで、もう一つ具体的に、私はその場合に現行水道法の改正の問題について御質問したいのですが、いまの水道法を見ますと、国庫補助については明確な規定がないわけですね。工業用水、下水道事業の場合のように、生活用水に対しては国庫補助率を明文化していないわけですが、私はこの点で、水道法の改正をして生活用水の問題についても補助をはっきりと明文化する必要があるのではないかと考えています。この水道法の中に、工業用水等は補助率が明文化されていますが、生活用水等については明文化されていないのはどういう理由なのか、まずお尋ねしたいわけですね。

○浦田政府委員 現行の水道法の規定によりまして、国庫補助の規定は、簡易水道につきましては明文の定めがあるわけでございます。一般の上水道につきましては、その成立の経過から見まして

も、いわゆる公共事業といたしまして独立採算でもって経営していくというのが原則的な考え方でございます。現在それに対して、御承知のように、非常な水資源の確保の困難とか、当時考えられなかったいろいろな新たな要素が出てまいりましたので、水道のそういった非常に先の長い先行投資あるいは異常な膨大な資金需要というものをまかなうのに、料金に対するはね返りといったような観点から見ますと、必ずしもいままでの独立採算の経営の中でもってそういったような資金を捻出することが、実情に合わなくなってきたという点もございします。

したがって、そういった新たな観点に立ちまして、国庫補助金あるいはその他の財政の援助というものを考えることが問題として提起されたわけでございまして、いま、全般的な上下水道の経営という問題とあわせて、将来の資金需要をどういうふうな形でまかなうかということ、審議会の御意見などもお聞きしているわけでございします。その辺の結論を待ちながら、私どもとしては将来の問題として検討したいと考えております。しかし実質的には、せっかく創設された補助金制度でございしますから、これをさらに拡充強化してまいりたいと考えております。

○中略委員 先ほどお話しになりました生活環境審議会水道部会から四十六年十一月、中間答申が出ているわけですが、「水道の未来像とそのアプローチ」の方策に関する中間答申、これを読んでみても、この中で「飲料水等の生活用水の確保は、国民生活の基盤であることはもとより、人間の生存にかかるといふ問題であるので、その優先性を確立する」というふうに明記をされているわけですね。この中間答申を見ても、いま読んだところにも、飲料水その他生活用水の確保は、国民の生存にかかわる水の問題ですから「優先性を確立する」ということが明記されているわけですね、こういう観点からも、私は、もっと積極的な姿勢でこの確保についての国の施策、補助を拡充する、援助をするということが特に要請されているのじゃないかというふうに痛感するわけですね。

同じ補助の關係でもう一つお尋ねしますが、水質汚濁防止法の第二条二項あるいは施行令の別表を見ますと、これによって処理施設を義務づけられていますが、これは間違いありませんか。

○浦田政府委員 浄水場におきまして排水の処理施設、これは、その設置を促進するために、補助の対象として、私どもは現在整備を進めておる段階でございします。実際にこの設置が義務づけられるのは実は五十年からのこととございまして、現在、それに間に合うように補助対象として取り入れまして、その整備を促進しているという段階でございします。

○中略委員 やはり大阪の例を引きまして、汚水の処理施設をつくるのに、大阪府営水道の事業費が総額八十六億八千万円になるわけですね。四十七年から五十一年度までの第六次拡張事業計画に組み入れてつくるところにしているわけですね。したがって、この六次拡張事業費の、先ほど言いました五百五十億の中に処理施設費の八十六億八千万円も含めていくわけですね。これに対する国庫補助として、四十八年度は九・二%相当分がついて、四十九年度は九・二%、五十年度は九・二%の補助がついていくわけですね。この点で、生活用水の優先性を確保するというのも先ほどの答申には明記されているわけですが、生活用水のほうは九・二%しかつかない、工業用水の同様施設については二五%ある、二〇%の補助がついていくという点で、私は、生活用水の確保のための上下水道の汚染処理施設についても補助率をふやすようにしてはいいという、これは大阪府からも強い要望があるわけですが、補助率をふやすという点で考慮すべきじゃないかと考えるのであります。けれども、この点についてもひとつお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○浦田政府委員 水道施設全体に対する補助の問題もございしますが、このようないわば公害防止のための施設、設備でございしますので、この部分だけでもさらに補助の内容を充実するということがあわせまして、私どもは来年度の予算要求におきまして、その辺のところも踏まえながら、水道全体の補助金を、先ほどの中間答申をいただきました精神に沿ひまして、努力して増額につとめてまいりたいと考えております。

○中略委員 この点は府議会のほうからも強い要望が出ていくわけですが、生活用水の補助が非常に低いということ、一方では生活用水の「優先性を確立する」という、こういう趣旨からいって、も反するような施策がとられているわけですね。これはぜひ改善をしていただきたいと思ひます。

短い時間ですから、きょうはこまかくお尋ねするのはあれしますが、もう一つ、私の神奈川県の実情で、同じような問題で聞きたいのです。御存じのように、神奈川県の場合は、昭和四十四年に県と横浜市、川崎市、横須賀市で合同して神奈川県広域水道企業団をつくって水の確保のために努力しているわけですが、やはりこの企業団も、いま一番の問題は財源問題ですね。これで困り切っているわけですね。四十四年から四十七年までの国庫補助金が、一番の大きい問題は、期待したよりもはるかに下回っている。そしてこの穴埋めのために非常に利息の高い資金を借りているので、これが結局消費者にかぶせざるを得ないというような状態にいま追ひ込められているわけですね。

具体的な数字でこれを少し見てみますと、四十四年度、補助の予定をしていました当初の予定が約一億八千万円、実際に来たのが六千万円です。四十四年度は一億二千万円のマイナス。四十五年度が、当初予定が二億二千五百円、実際に五億二千万円、マイナス分が三億七千万円。四十六年度が、当初予定が四億八千七百万円、実際に来まして十六億九千二百百万円、マイナス分が二十八億九千万円。四十七年度、当初予定が五億四千九百万円、実際に来まして四十七億九千九百万円。しかし四十七年度は、工事を早めるという

ために約二十億補正があつて入っていますから、四十七年度になつていくんですね。これが次の四十八年度にも引かれますとするとたいへんなことになるのですが、しかしそれでとりまして七億四千六百万円のマイナスになる。だから、四十四年度から四十七年度まで見ますと、企業団で見込んだ国庫補助金よりも、全部合計しますと約七十億も少ないという状態になるわけですね。そこで、その分を利息の高い繰上り金を利用するということがなりましたから、これが水道料金値上げの一番大きな原因になっている。

いま実情を見ますと、川崎市でも、現在市民用一トン当たり三十六円くらい、企業団の水が来る五十一年度には一トン五十数円にせざるを得なくなるだろうというのをいわれています。横浜市でも、いままで一トン三十八円くらい、水が、ことしから企業団の水が来ることを見込んで一トン四十四円ないし四十八円に値上げをしているというのが実情です。

そこで私は、こういう状態にどうしてなったのかということについて調べてみました。四十二年の十二月二十七日に厚生事務次官通達が各知事あてに出ているわけですが、「水道水源開発等整備費の国庫補助について」という通達が出ています。そして交付要綱というのがありますが、これを見ますと、「広域水道企業団をつくれれば、水道広域化施設整備費の補助金を、全国平均と各企業団の差額の四分の一を補助する」ということがこの要綱の中に書かれています。したがって、各県ではこの要綱に基づいて計算をしたわけですね。どのくらい国庫から補助がもらえるかということもみな計算をして当初予定を立てていた。しかし、実際にはこの通達、それに基づいた交付要綱とおり、四分の一の補助が来ない。そしてその差額は、いま言いましたように、四十四年から四十七年度だけ合計しても七十億になるといふことで、神奈川県の場合も、企業団をつくってこの通達で四分の一の補助金を計算して申請したわけですが、実際にはいま言ったような状態で七十億も削

られた。そのために、当初一トン当たり四十二円五十銭の水が五十数円にならざるを得ないという状態になっているわけですが、私は、この通達を出されて、実際にこの通達とやりやられてないという点はどこに問題があるのか、お聞きしたいわけだ。

○浦田政府委員 先生もこの通達をよくお読みいただければおわかりだと思いますが、この水源開発あるいは広域化事業に對する予算補助でございまして、補助金制度は、その交付の中心はいろいろと条件がございまして、結局、そっくりその事業全体にかかる費用の四分の一とかあるいは三分の一とかいうふうにはなっていないわけでございます。その点、私も、さらに補助対象を広げるなり、あるいは実質を高めるといふような努力をいたす所存でございますが、御指摘の、例にあげました神奈川県企業団の水道事業でございまして、昭和四十四年、事業発足当時は一億八千万円に六千万円といったようなことで、御要望に對して非常に下回った額しか実際に補助金を交付するといふことができなかったわけでございますが、逐次私どものほうも、補助金総額の増加につれてきていただけの御要望にこたえるという形で、昨年は、先生も御指摘のように、五十五億円の御要望に對して四十七億九千万円というようなことで、逐次、まああとから追っかけるといったような形ではまことにおかしなことでございまして、私も、私どもとしては、できるだけ將來に向かいまして、さらに、いままでも実際に見るべくして見ていくなかった部分がありとすれば、さらにその点は今後の問題として何とか考えていきたいというふうに存じております。

○中野委員 そうしますと、四十七年度の五十五億四千五百万円について、この年は、いままでも四十七年度に四十七億九千九百万円。いままでも四十四年、五年、六年に比べれば比較的近いのが出されているわけですが、これも、いまお話ししましたように、約二十億は補正で、工事を早めるといふために出されているわけですね。県のほうでは、こういう性質のものでありますから、この分があと四十八年度に引かれる可能性のあるんじゃないかという心配もしているわけですが、その点は、四十八年度は四十八年度として検討していただくということになるわけですか。このあとで補正になった分は検討して、四十八年度にその分は引くというふうな、そういうことにはなりませんか。

○浦田政府委員 ただいままでのところ、企業団のほうからも、今年度の事業計画についてのこまかい、このようなことも含めました御相談はございせんが、いずれ近いうちに今年度のこまかい事業計画についての御相談があると思います。その段階でできるだけ御要望に沿うように努力したいと考えております。

○中野委員 いま言いましたように、たとえばこの二十億ですね。こういうものが差っ引かれてきた検討されるのじゃないかという心配も出てくるわけですね。この点はひとつ、四十八年度は四十九億七千万円というのを見込んであるわけですが、これも、要望に沿えるような形で努力をしていただきたいということもあわせてお話ししておきたいのです。先ほど言いましたように、県の企業団は、先ほどの通達を正しく受けてとめて計画を立てているわけですね。だから、いろいろ理由も述べられていますが、補助金を削減したり、事実上水道料金を値上げせざるを得なくなるような、これは一そうまた住民に対する負担になってくるわけですから、その点ではひとつ、この水道広域化施設整備補助金について、県のほうは正直にそのまます受け取って、四分の一は補助がもらえるということに計画を立てているわけですから、そのように努力をしていただきたいというふうに思います。

ただく必要があるのじゃないか。神奈川県で企業団ができたときは、できるだけこの利子の高い借り入れは少なくしていく予定で考えていたわけですが、四十七年度で企業債の中であれを見ますと、繰上償還の割合が二〇％くらいになっていまして、そのための利息が非常にたいへんなんですね。この点でも、いまの国庫補助金を通達で出されているのとおり、十分こたえていただくとともに、運用部資金をもっとふやして水道料金を値上げをしなくても済むような措置についても、いろいろ施策の上で配慮が必要ではないかというふうに思うのですが、この点についても一言お尋ねしておきたいと思ひます。

○浦田政府委員 何と申しましたが、資金の中で一番比率が高いのは起債でございます。その起債の内容の充実といひますか改善、これは常に私どものほうからも自治省のほうにいろいろお願いいたしまして、その改善につとめているところでございます。神奈川県企業団のお話でございしますが、これにつきましても、これがいわば一つの新しい試み、試金石といったようなことでございまして、私も、私も実はできるだけの御援助といひますか、お手伝いをさせていただきます。おとつてもございしますが、さらにその起債の内容の改善につきましても、今後、一そう自治省のほうとも相談いたしまして努力してまいりたいと考えております。

ですから、私は、この水道環境部の設置という機構の問題は提案されていまして、特にその中身の問題について、国のいまい言いました、たとえば国庫補助率の問題にしても、十分のやはり努力が必要ではないかということを痛感しているわけですが、最後に一言その点について、大臣からお話を伺って終わりたいと思ひます。

○齋藤国務大臣 すでに述べたように、最近の水資源の開発確保、これは非常に広域的にやらないければなりませんし、そういう非常にむずかしい問題をかかえるようになりまして、今回機構を拡充し、計画的にそういう仕事をやっていきたいと考えておるわけでございますが、もとよりそれと相並んで、水道事業そのものの内容の改善、これをはかっているわけですが、これは当然でございまして、必要に応じては水道法の改正もいたさなければならぬと考えて検討しておるわけでございます。

それにいたしまして、最近の水資源の確保ということになりまして、国家的要請に基づいた問題が非常に多いわけでございますから、どうしてやはり国の財政負担を増額させるといふことが当然必要になってきておるわけでございます。私も今日までこうした水道の補助金の増額には努力をいたしてまいりましたが、今後さらに一そう努力をいたしまして、このむずかしくなった水資源の確保のために力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○中野委員 これできょうは終わります。

○三原委員長 上原康助君。

○上原委員 提案されました厚生省設置法の一部を改正する法律案について若干の点と、それからその後沖繩の医療行政について二、三点お尋ねをしたいと思ひます。

すでに議論された点もあって、若干重複する面もあるかと思うのですが、今回の改正案を見ますと、各種審議会の廃止統合ということがうたわれております。これを統合することによってどういう行政効果があらわれるのかという疑問を持つ

わけですね。したがって、その趣旨について若干理由などが述べられているんですが、中央精神衛生審議会、栄養審議会、結核予防審議会及び伝染病予防調査会を廃止し、新たに公衆衛生審議会を設置する、このことによる行政面の、あるいはまたサービスの改善効果が出るというお考えなのかどうか、ひとつお聞かせいただきたいと思っております。

○會根田政府委員 今回、四つの審議会を公衆衛生審議会に一本に統合することを御提案申し上げておるわけですが、それは、最近における疾病構造の変化等に伴いまして、公衆衛生関係の結核にいたしましても、栄養問題にいたしましても、個々の行政分野で判断するよりは、大きな公衆衛生施策全体の中で、栄養問題あるいは結核問題、そういったものを推進することが必要ではないかという考えでございまして、もちろん、統合はいたしますものの、それぞれ専門の部会は設けまして、従来の個々の審議会に相当するものはそれぞれ部会として運営してまいるつもりでございまして、そのほか総合部会的なものを設けまして、そういった公衆衛生全体の流れの中で個々の具体的施策をいかにやるべきか、そういった点をねらいとしたものでございます。

○上原委員 統合することによって運用効果なり医療行政の改善に資するという御趣旨のようですが、まあ詳しいことはわかりませんが、むしろそれぞれの独立した審議会制度のもとでその機能を活用していく、効果的に運用していくということが、より国民にとって、あるいは行政上のためたまたえからしてもいいんじゃないかという意見も強いわけですね。その点どうなんですか。特に最近の公害問題、いろんな面から考えても、むしろそれぞれの審議会というものを、ただ有名無実の形に置かず活用していくということが、現在の状況からして好ましいのじゃないかという気もするわけですね。

○會根田政府委員 ただいま御指摘のような御意見も確かにございまして、私どもの法案の内容に

つきましても、そのような立場からの意見もいろいろ伺っておるわけでございます。私どもとしては、そういうことも踏まえまして実は御提案申し上げているつもりでございますが、私どもが原案を一応お出ししておりますけれども、そういうことを踏まえまして、今後の御審議の結果につきましまして、また国会での御判断にまかせたいというふうに考えております。

○上原委員 この点については、党の理事のほうからさらに突っ込んだ見解なり御意見等が出されると思うのですが、やはり四つの審議会を統合して一本化していくということに対しては、いろいろ問題が出るんじゃないかという気がするわけですね。その点を指摘しておきたいと思うのです。

あと一点は、統計調査部から統計情報部へ改組をするということなんですが、これも実質的には名称の変更にしかならないんじゃないかという気もするのですが、この点についての御見解を承っておきたいと思っております。

○石丸説明員 従来、われわれの統計調査部で行なっておりました仕事は、定期的な統計の収集、集計、その報告の発表、あるいは随時行ないます各種実態調査等の集計またその発表、こういったことを行なっておったわけでございますが、近時の行政需要というものが、そのつどつと随時必要な資料を要求する、こういう時代になっておりますので、一つの資料管理と申し上げましょうか、情報管理と申し上げましょうか、そういうふうに必要な資料を得られるような体制を整備してまいりたい、こういうふうに考えております。

○上原委員 確かに電子計算機を利用した各種の情報整理、分析を迅速に行ない、その結果を行政面に反映をさしていくためだということですが、しかし実際には、いまの統計調査部を充実することによっても、この程度のことならしうとで考えてもできることであつて、必ずしも情報部へ改組する十分な重大な根拠にはならないんじゃないかという気もするのです。その点いかがで

すか。

○石丸説明員 すでにわれわれのほうにおきましても、使用いたしております電子計算機を、ただ単にその計算能力のみでなく、電子計算機の記憶能力を活用いたしましてある程度のそういう面の仕事も実施しておるわけでございますが、今後またそういう方面の仕事が非常に増大するであろうというふうなことを考えまして、名が体をあらわすというふうな意味におきまして新しい体制をつくってまいりたい、こういうふうに考えて、この名称の変更をお願いしたわけでございます。

○上原委員 これでも、どれだけの効果があるのか、あるいは改善されるのか予測できませんが、ただ名は体をあらわすというふうなことは、ちょっと疑問を持っているという点を指摘しておきたいと思つております。

次に、これは最初に大臣にお尋ねしたいのですが、いろんな委員会でも取り上げられていることだと思つて、厚生省が去る二十四日に、例の魚の水銀汚染問題で許容量の基準を発表したことによつて、たいへんに社会的混乱を招いておるわけですね。しかも、二十四日に発表して、二日後にはまた訂正をするというふうな行政上の混乱といふますか、かえつて国民の公害、水銀汚染問題に対する不安というものを、かり立てたといつたら語弊があるかもしれませんが、増大させた結果になつてゐるし、そういう意味では、私はきわめて重大な問題だと思つております。厚生省として現在の国民の不安というものを一体どう除去していかれるのか、その点についての確固たるお考えなりをお聞かせいただきたいと思つております。

○齋藤國務大臣 御承知のように、最近第三水俣病といったふうなことが指摘を受けたり、そのほか農林省においてPCBによる汚染の魚がたぐさう出ているとかいう発表がございました。そういうふうなことで魚に対する不安が出てまいりましたので、環境庁を中心にともろの施策を検討いたしましてまいりましたのでございますが、魚の水銀含有についての安全基準をひとつ厚生省が引き受けて

やつてもえぬか、こういうふうなことになるまいして、私どものほうでは、椿博士その他水銀に関する大ぜいの専門の学者の諸君にお集まりいただき、安全基準を設定することといたしました。アメリカなどよりも相当きびしい安全基準を設定いたしましたわけでございます。すなわち、それが総量規制で申しますれば〇・一七ミリグラム、さらにまた魚についての濃度の規制ということになりますと〇・三PPM、こういうことになりましたわけでございます。

そこで、魚の濃度についての〇・三PPMということは、非常に科学的、学問的な話でございますが、それはどういう意味かと申しますと、〇・三PPM以上に汚染されておる魚は市場に出さないことにしましょう。すなわち排除せらるべき汚染魚の濃度を〇・三PPMに置く。したがつて、〇・三PPM以下の魚ならば国民は安心して食べてもいい、こういう排除せらるべき魚の汚染の度合いをきめ、同時にそれが、裏表で申しますれば、国民が安心して食べられる魚の濃度は〇・三PPMだ、こういうことがいわゆる基準というものの意味であります。

そこで、その当時の発表の際に、例のアジ何匹とかいう献立表を出したのですが、これは一応未定稿として局のほうでその資料をクラブのほうに配つたのでございますが、その意味は、〇・三PPM満ちたまで汚染されておる魚でもこれだけ食べればけっこうなんです、安全なんですというこの意味なんです。ところが、こちらの説明もあるいは不十分であつたか、あるいは新聞の中でそういう前提条件を大抵文章の中には書いてくたさつてゐるようですが、書いてない新聞もあるというふうなことで、見出しではアジ何匹、こういうふうに出たものだから、何かもうアジはこれ以上食べてはならぬのだといったふうな誤解を与えた。その点については、私どもの説明が不十分であつたことは反省をいたしておりますが、これは科学的な一つの前提を置いての数でございます。

ところが、その二、三日あとでございましたか、漁業関係者の団体が環境衛生局長のところに来たときに、魚はそんなによれていませんよ、もつと食べられるのじゃございませんか、こういう話になったわけです。そこで実際の汚染度はどのくらいかということが問題なんです。すなわち、先ほどの基準というのは、〇・三PPMまで足りる汚染されている魚でもこれだけ食べられるのですというの、安全基準というものの科学的な説明なんです。ところが、その説明が十分でなかったという点もあります。そこで、実際はどの程度かといいますと、御承知のように、昭和四十五年から四十七年の三カ年にかけて、環境庁、厚生省がおもな海域の魚を調べたことがございます。それはもちろん完全な資料でないかもしれませんが、その実績を見ますと〇・〇八PPM、これが平均でございます。これは実績なんです。実績は〇・〇八PPM、こういうことなんです。ですから、そうなるかと〇・三PPMが限界でございますから、〇・〇八PPMよりよれてないといふれば、魚はその四倍近い三十何匹食べても差しつかえない、これは実績の上の数値でございます。したがって、私も最終一貫——これは二転、三転とよくいわれますが、二転、三転何もしてないのです。ただ数字の説明のしかたが多少不十分であり、国民にその見出しだけがばつと出るものですから、その見出しでアジは十二匹しか食べられないのか、とたんに今度は三十何匹食べられるようになったのかという誤解を生ぜしめたことは、私も遺憾といたしておるわけでございます。

しかし、そこで問題は、こういうことは科学的な問題でございまして、国民には、何PPMよございまして、その魚を買うときに、〇・四PPMの魚なら青くなつて〇・一PPMなら白くなるなんて、色を見たつてわかりません。そこで、こういう科学的な議論は別として、今度はすなわち対策ですね。行政の対策としては、こんなことばかり言つたつて国民には一つもわからぬことでございますから、行政としてはどうするか、結局一言でいへば、汚染のおそれのある魚は市場に出さないというところだと思つてございまして。汚染されておるおそれのある魚は市場には出さない、これ以外に方法はございません。そこで、この汚染されておる魚の問題についての国の施策としては、すなわちこういうことをやるのでございまして。まずさしあたり汚染のおそれのあるといわれておる九水域でございますが、この水域について監視体制を厳格にしまして、そして検査をするためには、これは科学的なものでございまして、相当精密な機械を整備しなければなりません。そこで、その九水域についての産地市場において専門の人をそこに常駐せしめまして、そしてその検査をする機械も国の予算において整備してあげましょう、その九水域を所轄する県の衛生試験所にこういう機械を整備いたしまして、そしてそういう県には専門の方々がまだ十分そろつておりませんから、たとえば東京とか大阪、そういう府県には相当専門家がおりまして、小さな県にはない。そこで、それじゃよその県から専門家も応援してあげましょう、こういうものを計画して実施する。そしてその地域において、〇・三PPM以上の汚染をされておる魚があれば市場には出しません、こういうことにすれば国民は安心して魚が食べられるということになるわけでございます。

そこで、いま申し上げましたような監視体制を厳格に行なうということについて、先週、関係府県の衛生課長を招集いたしました。水産部と衛生部が十分に打ち合わせをした上で、汚染のおそれのある魚が今日までとれたといわれておる海域における産地市場について、この監視を厳格に行なうという措置をいま準備をいたしております。大体この十日から十五日の間に全国九地域一斉に汚染魚についての科学的な検討を加える、それによつて汚染のおそれのある魚は市場には出さないということにいたしておるわけでございます。

それと同時に、東京、大阪の魚市場におきましても、東京都、大阪府衛生試験所において専門的に検査をすることにいたしました。東京では、先般、東京市場に流れておる魚の検体をいたしましたところ、ほとんど〇・一PPM以下、あるいは〇・一をちょっとこしたのものもある、こういうのが第一回目の検体の状況でございますから、もちろん、東京においてももっと検体を続けさせることにいたしておりますが、その実態を公表して、東京都の市場に入つてくる魚は心配ないならぬということを明らかにしていく考えでございます。大阪においては、たぶんきょうあたりから魚市場における検体を開始しておるはずでございます。すなわち、PPMと言いましても国民にはわかりにくいわけでございまして、色でわかるわけでもなし、形でわかるわけでもございせんから、要するに国の責任において汚染されておる地域の監視体制を厳格に行なつて、汚染の疑いのある魚は一匹も市場には出しません、こういうことを国の施策として行なつていくと考えてございます。

しかしながら、総合的に考えてみますと、私も厚生省はそういう仕事を分担するわけでございますが、さらにまた、根本的に申しますならば、水銀関係工場については、水銀が海に流れないよう汚染源を断ち切る、これがやはり一番大事なことでございます。これは環境庁が中心になつて、通産省あるいはその他と連絡をとりながらクロードシステム化を行なう、こういうことが大事になつてくるわけでございます。あるいは今日まで売れなかつたといったようなことの補償問題、こういうことは農林省、水産庁が責任をもつてやる、こういうことにならうかと思つております。私どものほうとしては、汚染魚というのについて科学的な分析をいたしましてこの結果を発表いたします。想像でやつては国民は不安を持ちますから、数字を発表いたしまして、どここの海域ならばこういう状況です、こういうことによつてやつていくことが一番適切である、かように考えておるわけでございます。

○上原委員 いま大臣のほうからその経緯についていろいろ御説明があつたわけですが、まあ実際にはそういうことかもしれない。もちろん、私も公害問題はしろうとすので、新聞に出ていろいろなことでもしか理解しておりませんけれども、ただ国民に与えたショックというのは、これはぬぐいがたいものがあるわけですね。そしてある意味では、反響が大きかつたがゆえに数字をあつて訂正をしたんだという批判のそしりも免れないと思つたのです。率直に申し上げて、おことばを返すつもりじゃございませんが……

いま新聞のことをだいたい言つておられますが、新聞が最初に十二匹と書いたわけじゃなくて、出された数字がそうだったから新聞がそういう報道をしたと私は思うのです。そういうことは、事、公害に対してこれだけ問題になつてゐる状況下で、二十四日の厚生省の発表というものは、あまりにもずさんじゃなかつたかという気が私はするわけです。その点、いろいろまた厚生省としてのお立場もあらうかと思うのですが、ただ、そういう現象面のことだけでは、いまの国民の魚汚染あるいはその他の公害問題に対する心理的な不安、ショックというものは私は取り除くことはできないのじゃないかという気がするのです。

ちよつと余談になりますが、東京都内、実はいま選挙などもあつてあちこち歩いてゐるのですが、車を止められて、お魚屋さんはほんとうにもう商売上がたつた、一体どうしてくるのだ、これは党派の別じゃない、生活の問題だということをつくつてわれわれにもいろいろ意見を言いますし、強い口調で政府なりいまの政治のあり方、政治家に対する不信というものを述べておられるわけですね。そのことが昨日のいわゆる全国的な海産物を扱う大会ですか、そういうものに発展をしてきてゐるんだと私は思うのです。

そこで、汚染のおそれのある魚、いわゆる環境庁と相談なさつて指定した九地域からの魚については、汚染の疑いのあるものについては市場に出さないのだということですが、それを実際に検査していくというのたいへんな陣容が要るでしょうし、あるいはその器具、科学的な装置の問題等

もあると思うのです。そういう面を早急に体制を整えて、いま大臣おっしゃる通りに、国民の不安というものを取り除かないとどうにもならないというのが当面の問題だと思ふのです。

いま一つは、これは厚生省だけのことじゃないと思うのですが、何とんでも汚染した魚を消費者にいかないようにする、市場に出さないということも肝心なんです。問題は、その魚を汚染している元凶は一体何かという、その元凶をなくしていくということが私は根本的な問題だと思ふのです。そういう当面の問題と、あるいは中期的にやるべきこと、長期的に政策的転換というものはかかっていくことをまずやっていた方がいいと、国民の食生活というものがずたずたにされていく。この責任は私は大きいと思ふのです。ですから、十日あるいは十五日ごろには大阪、東京を中心に科学的な検査をやるのだということですが、はたして二十六日に訂正されたいわゆる敵立表といいますが、これはだいたいようぶなんです。間違いないという安全宣言といいますが、それを政府の立場で科学的にできるわけですか。

○齋藤國務大臣 訂正したわけでも何でもございませんで、最初の〇・三PPM限度まで汚染されている魚でも、お持ちの資料でございましたらおわかりいただけると思うのですが、限度まで汚染されている魚ならば十二匹までは安全だ、こういうことです。そこで、四十五年と四十七年の間の三年間の実績は〇・〇八でございまして、それをこの安全基準に合わせますと何匹になります、こういうわけなんです。ですから、どっちもこれは正しいのです。そこは説明をよく読んでくださればよくわかるのです。〇・三PPM限度まで汚染されているならば何匹、実績はこうなっております、こういうわけですね。ですからそうならば、〇・〇八きり汚染されていなければ四倍近い魚がいいということになるわけです。これは科学的な算数の問題です。しかしながら、こういう算数の話を議論していても国民はわかりません。それから四十五年から四十七年という二年ほどの前の資料

でございますから、その後変わっているかもしれない。そこで、現実には今度もっと精密な、厳格な検査をいたしましょう、こういうことを申し上げているのです。私のほうは何も二転、三転を

しているわけじゃないので、そういう科学的な数字でこうなっております、こういうわけなんです。ですから、きのうの朝でございまして、水銀の専門家である上田博士ははっきり言っております。一つも数字は間違っていないのです。〇・三PPMというそれが基準なんです、それならそうなるのです。ただ、そういう詳しい説明が新聞に書いてあるのもあり、書かぬのもあった、そこで見出しがちょっとまずかった、こうはつきり言っているのです。見出しだけがばんと出ますから。そこで、国民はこまかくも読んでいまして、し、それから、それを読んでなかなか理解がしにくいと思ふのです。ですから、そういう意味において、私も説明はまずかったという反省はいたしておるわけでございます。しかし、幾らPPMの議論をしましても、国民には形でわかりませんし、色でわかりませんから、一番いいことは監視体制を厳格にしく、これは行政の面です。

そこで、私がいま申し上げましたような機械の整備、あるいはいろいろな経費、それについてはいま大蔵省と予算の折衝をしております、これは予備金支出をいたしましょうという話し合いをつけておるわけでございます。その金ももうすぐきまります。そしてこの金は一斉に関係府県に流しまして、十日から十五日の間に全国一斉に九地域の検査を始める、ここまで準備が整ってきたわけでございます。

○上原委員 最近ではフィッシング時代で、新聞も見出ししか読まないのです。選挙だって、自民党が勝ったか社会が勝ったか、それだけしか読まない。あとの票数なんかあまり気にしないのです。そういうことがますます不安をかり立てている大きな原因だということ。これはしかし、いま大臣がおっしゃる通りに、四十五年から四十七年の三年の基準をとると二十六日に発表したようななか

こうになるわけですね。しかし、いま食べている、市場に出回っているお魚というのは、最近とったお魚なわけでしょう。それは先ほどの東京、大阪での検体の検査をしてみても〇・一PPMだった。もしそれが事実であるとするならば、そのことに対して、やはり科学的な安全宣言というものを即座にやるべきだったと思ふのです。やらな

いものだから、二十四日でああいう発表をされて、二十六日にまたこうだ、しかもそれは去年から過去三年の安全基準を基礎にしたということになると、そこにやはり国民の不安というものが取り除かれない一つの原因というものがあろうと思ふのです。その点について、ぜひ早急にもう一度政府の確たる安全宣言というものをやる必要があるということなんです。

それと、あと一点お尋ねをしておきたいのですが、これは報告でいいのですが、マグロをはずしたのはどういうわけですか、最初の段階においてもあとのほうも、むしろマグロのほうが水銀の含有量は高いのだというのがあるという面が報道され、いわれているのですが……

○浦田政府委員 マグロはすっかりはずしているというところではございません。先ほど大臣から申し上げました、いわゆる許容摂取量一週間〇・一七ミリグラムの範囲内で考えるというところは、これははっきりしているわけでございます。しかしながらマグロは、確かに先生御指摘のように水銀をかなり含んでおります。この水銀はいわば天然に由来すると申し上げてもよろしいものでございまして、百年前のマグロを分析された結果も出ておりますが、そのときの水銀量も現在のマグロの水銀量もほとんど変わっていないというところでございます。これは特定の汚染源、人工汚染に由来するといふよりも、天然に含有されているといふふうに見るのはいいかというふうに考えられます。そして日本人も古来何百年とマグロを愛好してきているわけでもございまして、そういう点から申しまして、むしろ規制値というもので取り締まるよりも、総量規制の〇・一七ミ

リグラムの範囲内で、各自この点は食生活の上で御注意いただくということでも十分でないかということ、これは専門家の会議のほうの御意見もございまして、私どもはその考えに従ったのでございます。

○上原委員 そういふ専門家の意見もお聞きになって、マグロを、除外というよりも〇・一七ミリグラムですか、までの限度ならいいのだということですが、しかし実際には、もうマグロを食べるのを遠慮するという現実なんです。そこをどうするかというのが、もうこれは科学的な数字をどうのこうのということではなくして、国民の不安除去というものが現段階における行政当局として最もやるべきことだと思ふのです。そういう面を含めて、先ほど指摘しましたように、魚の汚染度の危険に対する安全性というものの、科学的な根拠のある発表なりをやらないと、ますます国民の不安というものは除去されない。そして、単に国民の消費的な面だけではなくして、これから波及してきている経済的な混乱も大きいわけなんです。そういうことを考えるならば、いま御答弁あるように、国民に与えた影響、ショックというものはそう簡単なものではないと私は思うのです。その点をぜひ十分御理解をいたしまして、私が申し上げる以上にやっておられるかもしれないが、あらためてその不安の解消ということと同時に、汚染の根源をなくしていくという対策をやるべきだということを申し上げておきたいと思ふのです。

それで先ほど、先週水産部と衛生関係者の全国会議を持ったという御答弁でしたが、この会議には沖縄県からも参加したのですか。

○浦田政府委員 先月の二十九日に環境庁で全国の担当の課長会議を行なっております。それに引き続きまして、厚生省としては食品衛生の担当の課長会議を行なっております。それは全国の課長さんをお呼びしておりますので、沖縄も当然入っております。あと引き続き行なわれました関係県の担当課長会議におきましては、いわゆる問題の水

域を中心とした課長さん方にお集まりいただきまして、この際は沖繩の課長さんは含まれておりません。

○上原委員 お魚の汚染の問題は、ある意味ではいま本土のほうがむしろ不安というの強いかもしれないが、しかし沖繩現地においても、いろいろ報道されている面からしますと、水銀が検出されたということもあるわけですね。さらにマダロにしても、沖繩のほうで直接加工しているものもある、保存しているものもある、そういう面に対しての検査体制というのがどうなっているかということ。もちろん第一義的には県側の仕事であるということとは理解をします。しかし、魚はほとんど本土から、冷凍ものにしても、移出といいますが、相当量移入されている現状なんですね。で、懸念されることは、先ほど大臣もおっしゃるように、しろうと目に見ては、それは汚染されているかどうかのかわかりませんよね、これは実際に検体調査をやってみないと。やもすると汚染されたものが冷凍になり、沖繩だけじゃなくして地方に流れていく危険性も、私は十分あると思うのです。そう、そういった面の防衛対策といいますが、対策も必要じゃないかと思うのです。その点について、特にいま対策をお立てになったことがあるのか、あるいはまたどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○浦田政府委員 汚染されているお魚のある魚のとれる海域は、実は私どもの過去の調査でございまして、かなり限られておる海域、水域になっております。したがって、今回検査体制をしていて、汚染された魚の市場へ出回することを防ぐというその体制は、いわば水ぎわ作戦と申しますか、産地の市場における魚介類を検査して、そして水ぎわでもって汚染されている魚は排除していく。さらにこれを追ってまいりまして、これは水産庁のほうにお願いしなくてはならないことでございしますが、特定のそういった水域というものをだんだんに詰めていく、そして抜本的には、工場の排水、あるいは工場の工程そのもので水銀に関係

のないようにしていただくということになるわけでございますが、こちらのほうといたしましては、その水ぎわで、汚染された魚があらぬようにしていく。またさらに、これはいわばダブルチェックという考え方でございまして、消費者のほうの市場、東京あるいは大阪等、そういった主要な市場における検査は、いま現に東京はもうやっておるわけでございますが、この検査をすることに、よって最後のチェックをするということでございます。したがって、これから先、消費者の方々、国民の方々は、この魚は水銀が何PPM入っているのかといったようなことを全然考えなくて安心して買える、安心してまた食卓にのぼせることができるというふうにする、その体制を確立しようというところで、先ほど、六月二十九日に具体的に指示し、現在準備を進めているということでございます。

○上原委員 そういたしますと、現在の段階では、いま水ぎわ作戦という、いわゆる大手の魚市場における検体をやつて、それが消費者のところにいかないようにする対策を考えている、各都道府県なり地域における検体調査といいますが、実験というのはいずれの県で、地方でやらせる、そういう対策を講じさせるというのが、先ほど二十九日に開かれた全国関係者会議ということですか。

○浦田政府委員 原産地と申しますか、関係の水域、そこらあがってまいります魚、その行くえをずっと追いまして、すべてその魚が市場に出回らないようにするにはどうすればいいかという作戦を立てます。それは産地市場、たとえば有明海なら有明海の沿岸に何カ所かそういった市場がございまして、そこに水揚げされるわけでございます。そういった水揚げされた段階で検査をするということでございますから、それ以外の海域からあがってくる魚につきましまして、これは御心配ないわけですね。したがって、これは常時の検査というものを産地市場でする必要はございません。問題の海域における検査を確実にこなすというところによりまして、沖繩県も含めまして一般市場に

出回ります魚からは、水銀のことに關して全然御心配いただく必要もないという体制をとったというところでございまして。用心のために、さらに消費者の市場でもってダブルチェックといいますが、そこでも検査をいたします。これは用心のためでございます。

○上原委員 一般の市場に出回るのは全然心配がないという御答弁ですが、やはり沖繩県でも冷凍魚から水銀が検出されたという報告もあるわけですね。いまおっしゃる通りに、そう国民というのには、地方を含めて、だいたいようばだ、汚染されているんだということだけで魚に手を出すという状況じゃないかと思うのです。ただ、指定された九地域の魚だけが汚染されている、それさえチェックすればいいんだということではないかと思うのです。そう、そういった魚に対する不安というのには、もう全国的に深刻なものがあると思うのです。そういう意味でも、特に地域に対してもある意味では、中央は科学的に分析をしチェックをする対策は整えられるかもしれませんが、場合によっては抜け穴があるわけですからね。そういう面から地方に汚染された魚が出回らないとも限らない。私は、その対策も含めて考えるべきだと思います。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

その点に対する対策というのは、全然いまの段階では考えていられないわけですか。

○浦田政府委員 いま出回っている魚自体がどういう状況にあるかということ、先ほど大臣が申し上げましたように、実は最近のデータは東京都の調査結果以外にはないわけですね。四十五年から四十七年までの過去のデータで申し上げているわけでございます。したがって、私どもは、この魚が安全である、この魚が基準以下であるというのを申し上げるのには、実は証拠が要るわけでございます。そういったことで、とりあえずは問題水域の産地市場における検査をやる、そしてその結果を公表することによって、実際に消費者の皆さまにおわかりいただく形で、基準値

以下である、安心して魚が食べられる、こういうふうなことをはっきりといたしたい、申し上げたいと思っておるわけでございます。

それから、ただそれだけで終わるかというところ、そうじゃございませんで、実は問題水域につきましては、これは環境庁が中心になって進めております水銀等汚染対策推進会議におきましてきめられたことでございまして、問題水域は九月末までに徹底的に調査をするわけでございます。さらに、これと並行いたしまして、全国的に微量重金属あるいはPCB等の調査をやりまして、その結果に基づきまして抜本的な浄化作戦といいますが、そういったものを進めていこう、こういったことになっておるわけでございます。したがって、とりあえず、実は問題水域の環境調査の結果がまとまりますのは九月末でございます。それまでの間待っておれませんので、厚生省の立場からは、産地市場における検査体制を早急に発足させる、そして証拠をもって国民の皆さま方に御安心いただく、こういうことでございまして。

○上原委員 九月末というところかなり期間がありますし、いずれにしても、当面は汚染水域を重点的に対策を講じて、全国的な対策も並行して進めていけるお考えだということに受け取っていいわけですね。

○浦田政府委員 環境庁の水質保全局長も来ておられますので、そちらのほうからお答えいただいたほうが適当かと思いますが、私も対策推進会議の一員でございまして、便宜お答えいたしますが、全国的な調査は並行して進めるわけでございます。別途に、魚の問題は別でございまして、御安心いただくように産地市場の検査、流通市場における検査、これを早急にやっていく。現在すでにこちらのほうからの指示で東京都はそれを始めたわけでございますが、これを問題水域、さらに主要な市場、流通市場におきましての検査を進めていく、こういうことでございまして。

○上原委員 ぜひ早急にそういった体制といいますが、科学的な調査なり国民の不安を取り除くこ

とを進めていかないと、私は最初にも申し上げましたように、そうなるやましい状況じゃないのじゃないかというところを感じますので、その点あらためて御要望申し上げておきたいと思ひます。次に、これは沖繩県の問題になるのですが、これまで何回か、沖繩あたりでも、あるいは本委員会で御尋ねをされたのですが、復帰後の医療行政、医療体制がきつめて不十分といふとか、県民に大きな不利益、不便を与えている。そのことについてはもうあまり多く申し上げるまでもなく御理解をいただいているかと思うのです。最近の状況はどうとらえておられるのか。せんだって沖繩でしたかでお尋ねした場合も、救急医療の医療体制の問題を含めて、政府としてもできるだけ努力をなさるということをお四月二十日でしたかの委員会で御答弁をしておられるわけですね。現在の状況に対する認識というものは、厚生省としてはどういふところをしておられるのか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

○滝沢政府委員 沖繩の復帰後の医療の問題につきましては、たいへんわれわれは大きな問題を感じておりますが、その主たる原因は、復帰後いよいよ国民皆保険の本土並みの実施が、国保その他を含めまして県民の九十％に健康保険制度が急速に普及いたしましたことに伴ひまして、従来、県民が医療を受けるのに経済面その他からいろいろ配慮があったものが、確かに率直にいうと、健康保険の実施によりまして医療が受けやすくなる、こういうことで、最近沖繩の衛生部長あるいは医師会長ともお会いしまして実情をお聞きしますと、復帰前の数倍の患者が押しかけて、各医療機関は朝から行列をなしておるといふような話を聞きまして、各個人の医療機関がほとんど公的な救急医療その他にタッチできていない、それに携わることができないという非常に困難な状況である。そのときにまた、先生も御存じのように、日赤あるいは那覇の県立病院等が運営方針が変わったために、中部病院に救急患者が集中して集まるということ、あすこにインタンあるいはレジ

デントの若いお医者さんも相当おるのですけれども、ほんとうに首をあげてしまったというような状態がございまして、実は四十七年度予算で、沖繩県の御要望によつて、旧那覇の県立病院のあと地、いわゆる琉大の付属病院に移ったあとの那覇病院のあと地を救急医療のセンターにしようというところで、補助金を約五千万用意したけれども、その設置を急いでいただいておりますけれども、ようやくそれが本年の六月一日から業務を開始することができるようになりまして、市民の大部分が期待する内科的、一般的、特に子供の病気が多いわけがございまして、そういう一次救急医療が開業医ではほとんどできなかったもので、全部中部病院に集まっておったその一次救急が、ようやく那覇の救急センターの六月一日からの店開きによってやや整理がついて、そして重い二次救急患者だけが中部病院に回されるというふうなことで、やや落ちついたというふうな私たちも判断いたしております。しかしながら、開業医の先生方の状況は、保険の請求事務のなれその他からたいへんな状況にございまして、また琉大の付属病院も、現地の御要望によりまして救急診療部を設けて、週一回だけは救急時間外の診療に当たっておるといふようなのが、現在われわれが理解しておる、特に救急医療に象徴されます沖繩医療の実態でございます。

しかしながら、このようなことは、沖繩の医療機関あるいは医療従事者の数が本土の香川県等と比較しても約二分の一という状況にございまして、全くこの沖繩の医療問題は、本土からの応援、派遣医師等を含めまして、まだまだ体制の整備はこれから問題にございまして、近く国会が終了次第私のはりの担当の総務課長を沖繩に派遣したいというふうな考えておりますけれども、いずれにいたしましても、医療機関の設備もまだまだ増強しなければなりません。したがって、県立の公益救急センターあるいは僻地医療担当の県立病院を、さらに中部病院以外に新たに設置する意向を承っておりますので、これができるだけ促

進すると同時に、国立の医療機関についても設置方を検討したい。従来、国立については結核、精神等を受け持つという方針でまいりましたが、それも当然のこととございまして、看護婦の養成を含めた一般の医療機関としての国立の設置についても検討したいというふうな考えております。要約的なお答えでございまして、以上のようにわれわれは考えておる次第でございます。

○上原委員 いまお答えがありましたように、確かに去る六月一日から一番問題になっておりました救急医療体制が、旧那覇病院に一時的に民営公設というふうな形でできておるわけですね。それはあくまで当座のしのぎでありまして、これで事足りるというところではないわけですね。もちろん政府もそうはお考えになっていないと思ひます。

そこで、沖繩のいまの医療行政、医療供給体制というものを本土並みに持っていくには、全体が僻地であるというふうなことを考えてみると、本土並みに持つていくにはそう簡単にはいかないと思ひます。なぜならば、アメリカのああいふ軍事優先政策のもとで、確かに県側の医療行政に対する取組みもいろいろ指摘をされなければいけませんし、私はすべてが日本政府だけの責任だとは申しません。しかし、基本的な問題といふものをどう政府が手当てをしていくか、対策を立てていくかといふことを、もう少し真剣にお考えになっていただかないといけないと思ひます。これも公害対策も、すべての問題そうでしょうが、やはり、当面の問題、あるいは中期的にできる問題、長期的な十年計画なり七、八年計画、そういう基本政策というアプローチというのが残念ながらあまりないのではないかと気がするわけですね。

運んでいる現状なんですね。ことばの上でいうと、ただ応急手当てをするだけが救急かもしれませぬ。しかし患者によつては、どうしてもその場で入院治療をしなければいけない者もあるわけでしょう。そういう施設は、人口の七％を擁する宜野湾から那覇南部にかけてないわけでしょう。しかも那覇からしても中部病院までは五十キロある。糸満からすると六十五キロぐらいある。当面そういうことがあったので、ようやく那覇医師会なりあるいは県当局、そして政府などとも話し合つて救急医療体制というものは整備されたわけですが、これだけで事が済んだわけでもないわけですね。しかも医師会との契約というのは一年でしゅう。この一年に県としても国としても抜本策打ち出さないならば、また問題を蒸し返す結果になるということは医師会も強く指摘しているわけですね。ですから、当面どうするかということ、それには医師の問題があるし、看護婦の問題もありま

す。これはまた長期的に養成をしていかなければいけない問題でしょう。そういうようなことをいろいろ考えました場合に、政府が沖繩の医療行政に対する基本施策といふものをどう立てるかというのが私は一番大事だと思ひます。これは、いみじくもけさの朝日新聞にも社説で「医療供給体制の整備を急げ」ということで、ざっと読んでみたんですが、何か厚生省が五カ年計画をまとめた、救急医療体制あるいは夜間の救急医療、そして祝祭休日の医療は東京都でも問題があるのだ、僻地、山間地に行くときまだ五〇％にも足りない面もあるというところですね。そういう全国的な視野から考えると、沖繩だって一県じゃないのか、同じじゃないのかといふことになるのかもしませんが、しかし、ここで指摘をされている五〇％の半分しか沖繩の医療供給体制は備わっていないといふこと、まずそれをどう整備していくかといふことを考えなければいけないと思ひます。ですから、私はぜひ大臣にもお尋ねしたいのですが、一体、本土並みに持つていくとか、そういういろいろなことが指摘をされて強調され

てきたわけですが、具体的に政府としてどういうふうな医療供給体制、医療行政というものを、大きくいえば社会保障全般の問題になると思うのですが、それをやっていける計画があるのかどうか。その点をまず明らかにしたいので、若干具体的な問題にも触れてみたいと思うのです。

○齋藤國務大臣 医療供給体制を整備することは目下重要な問題でございます。この医療供給体制を確立するにあたりましては、病院と診療所というものの責任分担を明らかにすることを前提といたします。それを分担を明らかにし、その基礎の上に立って国公立病院等と総合病院を中核とし、それに付属的に専門病院、がん、成人病あるいは小児医療、こういったふうな専門的な病院を総合的な病院に惑星的に配置をして、そしてそれが本土で申しますれば、広域市町村圏を単位としたそういうものを整備いたしまして、一つの医療広域地域、こういうものを中心として、いま申し上げましたような医療施設の体系的整備をはかり、同時に、問題になっております救急医療の問題、無医地区の問題、こういう問題に取り組んでいこう、こういう考え方が基本的な考え方でございます。すなわち、広域的な医療地域というものの中心における病院、診療所等の責任分担というものを基礎の上に立てた、総合的な病院を中核としたそれぞれ必要な専門的な病院を配置し、そしてあわせて救急医療の問題、夜間、休日の医療の問題、さらに無医地区医療の問題、こういう問題を広域地域ごとに具体的にきめていく、こういうやり方をいたそうというのが今日までの考え方でございます。これは日本の全土にわたって地域的な計画を一つ一つ立てていく、その計画を今後五年の間に整備しなすというところで、先般きめられた経済社会基本計画、その中で御承知のように、振替所得を六%のものを八・八%まで上げる、こういうふうな予算の裏づけをもちまして年次別な計画を厚生省が責任をもって立てよう。いまその懇談会をつくりまして、各界の代表にお集まりいただいて、この具体的な年次別計画を御

審議いただく、こういうことの段階になっておるわけでございます。この案がおそらく八月一ぱいくらいまでにはでき上がるでございまして、それから、それに基づいて昭和四十九年度においてやるべきものは何、五十年にやるべきものは何、こういうふうな年次別な計画をきめていく。それによって、今日までおくれまいた医療供給体制の整備を体系的につくっていききたい、こんなふうに考えておるわけでございます。沖繩ももちろんその中で十分考えていかなければならぬ問題でございます。

○上原委員 この基本計画で体系的に全国的に整備をしていける。その中に沖繩ももちろん包含されると思うのですが、それは一応前提としても、具体的には沖繩に国立総合病院の設立、設置というものを考えるにどうなるのかどうか。いま県側としても、県立の総合病院をどうしても宜野湾以南に設立したいという計画も準備をしているというところも聞いています。私、現在の沖繩の財政状況なり医療行政からして、やはり国立の総合病院があつてしかるべきではないかと思うのです。ああいう救急医療体制をさえない状態においては、県側の責任というものももちろんあるでしょうが、国で抜本的に医療供給体制を整備していくという施策を打ち出さないと、結局県側だけではどうにもならない、ますますおくれをとるんじゃないかと思うのです。

先ほど答弁ありましたように、なぜ民間医療が救急医療なり夜間医療ができなかったかといひますと、従来は現金給付であったものが現物給付に変わって、多くの人が潜在患者であつたわけですが、現物給付に変えた今年の一月から急に病院を訪れる、あるいは診療所を訪れる患者がふえたというのが大きな原因なんです。そういう医療の需給度が高い地域において国としてどう対策を立てていくのか、医療サービスをしていくかというところを考えた場合に、当然、いま大臣の御答弁がありました基本構想の中に、国立総合病院の設置なども含まれてしかるべきじゃないのかとい

う気もするのですが、その点についての具体的な考えなり方針はお持ちじゃないんですか。

○滝沢政府委員 この問題につきましては、実は本土復帰の際に医療機関を国立に移しましたのは、ハンセン氏病の二つの療養所と、県立の結核と精神の療養所が金武にございまして、あの二つを国立に移しました。そして金武にございまして結核と精神の療養所を、宜野湾のほうに敷地を確保いたしまして、そして移転して増床し、若干一般病院を加えて国立施設にしようということで、四十七年度で敷地の買収がほぼ完了いたしました。宜野湾に当初二万坪程度はしかつたのでございすが、やはり実際に買収してみますと、地元の御協力もだいぶんいただきましたが、約一万五千坪程度の確保ができたわけでございます。

ところが一面、金武村にございまして、この結核療養所あるいは精神療養所は、実は民有地を借り上げておるといふような実態でございまして、それが県立のものが国立に移つたわけでございますが、地元の皆さま方、村民の方々が、あそこに医療機関があること、あるいはそういう土地を賃借している関係もあり、総合的に、かなり政治的にも結核療養所、精神療養所は金武村に残してくれという声が非常に強い。また一面、いま先生の御指摘のように、国立の総合病院というものがむしろ沖繩の医療体制を充実する上には必要じゃないか、しかも教育病院的な機能まで持たせるべきだという声も起り、また私自身も医務局を担当してから、むしろそのような気持ちのほうに強く傾いておるわけでございます。当初の計画の結核、精神の問題を金武村においてどういうふうに充実し、そして宜野湾の一万五千坪を総合病院として方針を変えて整備するか、この問題については、最終的な大蔵省との折衝その他問題をまだ残しておりますけれども、基本的にはそのような方向を踏まえてこの問題は検討したいというふうなふうに思っております。若干の時間には要すると思ひますけれども、御指摘のような方向で総合病院を、むしろ国立のものを新たに設置

することについて検討を加えたい、こういうふうな思つております。

○上原委員 いまの点は、大臣にも確認をしておきたいわけですが、確かに金武の結核療養所あるいは精神療養所を統合して中部に移転したいという、復帰前からそういう構想があつたということも聞いております。いろいろ方々に分散をしておくよりも、総合的にまとめていくのがあるいはいいかもしれません。ただ結核とか精神病院という場合は、本来の医療供給体制とは受益者のほうからいって若干違うわけですね。そういう面で、やはり国立の総合病院というものを建てて、先ほど大臣おっしゃつたように、体系的に整備していくという方向づけがなされないといかないかと思うのです。そのことは同時に、県が考えている県立病院との競合の問題もあるでしょうし、やはりそこに政策的なタイプアップといひますか、受益者が医療サービスを受けられるのか、どう医療水準を引き上げていくのかということが基本です。それから、そういう基本的な面を早急に確立をいたしたいし、多くの県民の要望としては、県の五カ年計画でいろいろいうよりも、この際で国立総合病院というものを設置をして十分やっていった方がいいんじゃないかというの、私はいまの強い要望だと思ひます。そういう面について早急に結論を出していただきたいし、またいま検討していききたいと思ひますが、一部は敷地も確保されているわけですからね。そういう面で、四十九年度の予算問題もそろそろ始まる時期ですから、ぜひ方向づけとしてやっていける大臣の決意といひますか、その面をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 医務局長からお答え申し上げてありますように、総合的な国立病院をつくるという方向をきざして用地の取得もいたしておるわけでございます。それから、県立の総合病院設立計画、そういうものの計画と調整しながら十分そういう方向で努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○上原委員 それと、琉大の医学部の問題につきましては、せんだつてもお尋ねしましたので触れません。これはいろいろ専門の方々の御意見なり書いてあるのを拝見しても、やはり県の受け入れ体制なり協力体制というの重要だという指摘がされておりますし、そういう面を促進期成会なども全体でつづいてい進めつつありますから、そこいらも長期的な医療従事者の養成という立場で特設の御配慮をいただきたいと思うのです。そのことと、一方において、将来琉球大学に医学部を設置し、いわゆる研究機関としての医療機関としたいというのが琉大医学部の構想ですね。

いま一つは中部病院ですが、ここでは御承知のように研修制度が現在行なわれているわけですね。これはハワイ大学の援助で一九六七年から現在まで続けられて、非常に特色ある研修だということで評価されているわけです。そこで研修を受けたお医者さんというのは、ほとんどが公共の機関にずつと医療従事者として協力をしているというところで、県としても持続していきたいというのと、たしか去年でしたか、沖縄の中部病院で行なわれている研修制度は高く評価ができるものだ、むしろ日本全体にそういった制度を普及させたいということも、武見医師会長でしたか、言っておられたような記憶もあるのですが、それについては政府としては今後も継続していくお考えだと思ふのです。同時にまた、財政的な措置もあわせてやっていかなければ、県の事業だけではとてもむずかしいんだということも聞いているのですが、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ふ。

○滝沢政府委員 中部病院は、先生御指摘のように、ハワイ大学と関連して教授を導入して、本土復帰前の中部病院の活動というものは非常に注目すべきものがございます。本土復帰後、先ほどお話に出ましたような救急医療その他の問題等で研修制度そのものも若干変わったようでございますが、しかしながら、国立の病院等からただいま中部病院に相当優秀な医師を派遣しております

が、帰ってきましてみんなが口をそろえて、中部病院の研修制度をほめております。そういう内容のいい研修制度は今後とも本土でもむしろ実施したいと考えております。教育病院制度というものを構想いたしております、本土の各県の主要な病院を教育病院として資本を投下して強化いたし、また運営の面でも、従来の研修生の予算その他も強化してまいりたいというふうに考えておりますので、当然沖縄の唯一の研修病院である中部病院につきましては、同様に強化をはかっているとこのことで県と御相談して具体的にしていきたい、こういうふうに考えております。

○上原委員 ちょっと早めに結論を急いでくれという御要望ですが、あとしばらく時間をいただきます。あと一点、看護婦の問題も、医療行政を進めていく供給体制、医療体制の中でこれは見のがせないことなんですね。復帰後、沖縄のほうにむしろ看護婦不足で、本土の類似県と比較しても、半分のないしちょっとそれを上回る六〇〇程度だというわけですが、逆に本土のほうにいろいろ労働条件なりがいいものから、たとえば那覇の場合ですと、定員が大体千六百から千四百のようですが、復帰後ほとんど本土にひっこ抜かれて、現在では千名前後になつてゐる。もちろん、どこでつとめようが職業選択の自由ですから、そういう逆現象もまた出ているわけですね。したがって、看護婦養成についても、県でもいま二つの看護学校と、それから那覇医師会が昨年から看護婦養成学校一つを設置したわけですね。いま一つは愛楽園に四十名程度養成の国立のものがある。そういうことで、もう少し看護婦養成についても、先ほどの基本行政の中で、これは沖縄で養成しようが本土に求めてもいい、また本土で養成して沖縄に行つてもいいのですから、養成人員をふやしていく。本土では募集してもなかなか人員的に満たないという面もあるようですが、沖縄では応募者は多いんだという数字になつてゐるわけですね。それに対してどういう御方針なのか、現状とおりでいいと

いうお考えなのか、もし見解がありましたら承りたいと思ふ。

○滝沢政府委員 この問題は、看護婦養成にはどうしても実習病院等を含めた親元の付属病院——付属と申しますか、看護婦が付属になりますけれども、親元病院が必要でありますし、そういう意味で、先ほど来お答えしている宜野湾地区の国立あるいは県立のものに看護婦養成所を設置することと強化していきたいと思ふと同時に、一つは、やや大型の療養所を九州あたりに設置いたしまして、それに何名か沖縄からの募集を試みてはどうかという見解もございします。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

そして沖縄に帰つていただく。ところが、それが先生の御指摘のように、職業の自由選択から本土にとまつてしまふということになつては目的を達しないということと、これには実は悩んでおりますが、一応検討の方向としては、本土看護婦養成所に一部沖縄の養成を兼ねて実施し、沖縄に帰つていただくという考え方も持つて検討いたしておる、こういうことでございします。

○上原委員 ぜひそういう面も、当面の不足を充足していくということと将来の養成の問題。国立病院あるいは県立病院その他現在ある施設においても定員を増加していくということは、これは予算の問題ですからできないことではないと思ふますので、それを含めて対策をお立ていただきたいと思ふ。

それで、最後といったらちょっとあれなんです。が、愛楽園、いわゆるハンセン氏病対策についてお尋ねしたいのです。御承知のように、本島北部にある愛楽園、あるいは宮古島にある南園は、先ほどの御答弁のように、復帰後国立に移管されたのですが、これも、ほかの医療面もそうですが、やはり本土と比較して、医師の数、職員数、施設、設備を含めてかなり不備なんです。これまで何回か関係者からの強い要望も出されて、逐次改善はされてきておりますけれども、まだ雨漏りのような療養所があるとか、いろいろな面で強い改善要

求がなされておるわけです。御承知のように、本土の各療養所は、職員数が入所者、いわゆる療養者三・五名に対し一人の平均のようですが、沖縄では五・三名に一人ぐらいいないんだという数字になつてゐるようです。医師の問題にしましても、これは愛楽園ですが、八名の定員に対して三名しか配置されていない。五名が不足だという状況ですね。さらに職員全体の面からしますと、二百十六名の定員に対してわずかに八十九名しか現在いないという実情で、きわめて深刻な問題だと聞いているわけです。これは愛楽園もそうなんです、南園も含めてですが、そういうことに対して、確かに本土でも、こういったハンセン氏病対策は、医師の確保とか看護婦の確保、職員の確保というのにはむずかしい面もあると思うのですが、極度に悪いことは、やはり国立ですから国の立場で改善していただかないといけないと思ふのです。それに対しての改善策はどうなつてゐるのか、お聞かせいただきたいと思ふ。

○滝沢政府委員 愛楽園の職員、施設、設備は、本土並みの定員、規模の療養所に比較いたしますと、確かに先生おっしゃるような数字にならうかと思ふのでございします。ただ定員確保、特に医師の確保の場合など、定員を多くいたしましたとしても医師の確保がきわめて困難でございします。この点につきましては、御要望は、むしろ行政にというように、現場で具体的に仕事をやる職員の御要望も強いわけでございます。この定員の増加につきましては、復帰後三十名沖縄に定員の増をいたし、四十八年度では六名いたしたわけでございますが、逐次本土並みになりますように定員の増加をはかつてまいりたいと思つております。

施設につきましては、一見外から見ますと鉄筋コンクリートの建物で整備されているように見えますけれども、当時の工事の関係その他から、雨漏り等の実態も私、拝聴いたしております。その点につきましても、むしろ見た目は沖縄のよりも本土のハンセン氏病療養所が非常に住居その他が老朽いたしておりますので、これらの点を総

合的に見ながら、沖縄の施設についても、職員あるいは患者からの御要望もございまして、逐次並行して整備をいたしてまいりたい。

また医療内容につきましては、必要に応じて本土からの専門医の派遣ということも従来やっておりますので、これらの点につきましても、ただいまりっぱな所長が二人、宮古と愛楽園に行つてくれておりますので、その所長とも相談しながら、具体的には本土のらい療養所からの派遣、あるいは国立病院等からの派遣を考慮しながら将来の充実に備えてまいりたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

○上原委員 ですから、先ほども申し上げましたように、何も沖縄だけを特別扱いしなさいという論は私はしてないわけですよ。それは本土の療養所だつてもっと改善をしなければいけません問題もあるでしょう。ただ定員さえも確保できない状態、歯科医師とか外科医、そういうのがほとんど南静園の場合はいないわけでしょう。眼科などももちろん、すべて内科のお医者さん一人、院長含めて二人でやっているという状態ですよ。

それと、いま外観から見たあれはどうかもしれません。たとえば四十八年度予算ですが、愛楽園の場合も一億円程度かけて施設、設備ということをやつたようですが、それが看護婦養成所をつくる、そういう公共施設に充てられて、実際には、そこにいる療養者のための設備改善はなされてないという状況だと思ふのです。ですから、そういう公共施設ももちろんやるべきなんです。が、実際療養しておられる方々の施設の改善という点もやらなければいけません。現に雨漏りをする面もあるということがいわれているわけですから、そういったものは、実情を調査すれば、私が言っていることが間違っているのか、あるいは実際なのかかわかるわけですから、私はそういう状況にまだあると思いますので、ぜひひとつ、医師の確保、看護婦あるいは職員配置、定員をただふやしてと言っているわけじゃないのです。せめて定員だけでも確保していただきたい、そういう

ことですから、その点早急にお考えになつていただきたいと思ふのです。

もう一つ、これは私の資料によりますと、何か療養者の作業賞与金というのがありますね。それが本土よりも査定額が少ないという不満が出てくるのですが、実際に格差があるのかどうか。その点、本土の場合と沖縄の場合、どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思ふのです。

○滝沢政府委員 作業賞与金の問題については、私はいままで、復帰後、沖縄との間に格差はないというふうには思つておりますが、ただ、退所時の支度金その他社会復帰のための政策については、当時、琉球政府時代のほうが金額が多くて、本土復帰後これを逆に補償していくというふうな問題がございまして、作業賞与金については、あるいはそのこまかい作業、職員がやっております作業と、あるいは患者がやっております作業との種類が、本土と違うために若干の違いがあるかもしれない。が、手元に作業賞与金のこまかい資料は持ち合わせておりませんので、的確な答えができませんけれども、もしそういう面でも当然直すべきものが数字上も明らかになりますれば、これは至急に直します。

○上原委員 これは私の手元の資料によりますと昭和四十七年度の作業賞与金一人平均月額が、本土の場合が四千六百九十七円、沖縄が三千五百七十四円で、差額が千二百二十三円、約七六%だといふ数字が出ていますね。もちろん内容がいろいろあるかと思うんですが、もしもこういうふうな実際に同等であるべきものが差額があつたとすると、これはやはり困りものなんです。そういう面は早急に実情をお調べになつて是正をしていただきたいということ。

あと一点は、医師の確保、そういう面との関連もありまふけれども、療養者がかなり高齢化しているといふことと、いわゆる人の手当てといふますか、看護を受けなければ療養できないという重患といふますか、そういう者も非常にふえていくというわけですね。ですから、ますます職員と

看護婦の手間がかかるというふうな実情のようですから、そういう点などについても御調査の上で、やるべき点についてはひとつ早急に対策をお立ていただきたいと思ふのです。

そこで最後に、時間たつてしまいましたが、大臣にきょうもう少しいろいろお尋ねしたかったんですが、私も勉強でこれとめたいんですが、要するに沖縄の医療行政というのは、御承知のように、復帰をすれば医療面、社会保障の面についてはよくなるであろうという期待を県民は非常に持つておたわけですね。制度面は改善されても、実際の医療供給体制そのものが整備をされてないで制度だけが先行していても、受益者には利益にならないというの、これは本土でも老人ホームの問題等もいろいろ問題持ち上がっておりますが、そういう実情が現在沖縄にもかなりあるわけですよ。ですから、最初に申し上げましたように、根本的に解決をしていかなければいけない基本政策というものをこの際お考えになつていただいて、救急医療の問題なり看護婦確保、あるいは医師の養成等々、ぜひ四十九年度においては具体的にそれが施策としてあらわれるということになければいけないと思ふんです。繰り返して申し上げますけれども、当面する救急体制の問題なり医師確保の問題、あわせて早急にせめてそういう医療行政、医療供給体制だけでも本土並みに引き上げていく、それにはかなり思い切つた国の姿勢と政策的な配慮、財政的な裏づけといふものが私は必要だと思ふんです。たいへんいろいろな問題をかかえて、本土でもいろいろの御要望があると思ふんですが、沖縄の医療体制といふものを整えていくには、本土の倍以上の姿勢で、心づもりでやつていただかないと、なかなか隔たりは広がっていかぬと私は思ふのです。

そういう面でも、いま私が最初から申し上げた問題を含めて、大臣の今後積極的に行つていかれるというお答えをいただいて、質問を閉じたいと思ふんです。

○齋藤國務大臣 沖縄における医療供給体制の整備の問題、すなわち医療担当者確保の問題、あるいは施設の整備、さまざまあるわけですが、一日も早く本土並みに引き上げるということが非常に大事なことでありまふ。そういう救急医療体制のほかに、社会福祉施設の整備の問題等々もございまして、私も、県当局とも十分相談しながら、一日も早く本土並みになるように最大の努力をいたしたいと考えております。来年度の予算におきましても、大幅に実現するように努力をいたしたいと考えております。

○鈴切委員 厚生省設置法の一部を改正する法律案が提案されておりますけれども、この中で機構の改革並びに名称の変更がございまして、その中で公衆衛生局の結核予防課が成人病対策課と変更されましたけれども、それはどういう意図でそのようになされたのでしょうか。

○加倉井政府委員 御指摘の結核予防課を成人病対策課に名称を変更するべく検討いたしている段階でございますが、その理由といたしましては、わが国の結核事情が、御承知のように急速に改善されてまいりまして、患者数等が非常に減少を来たしております。それから、特に近年におきましては、患者が中年年齢層に偏する傾向が見られております。罹患率や有病率の指標で見ましても、四十歳以上の者は非常に高率になっております。現に結核病棟あるいは結核病院等に入っております患者の平均年齢をとってみましても、約五十歳に達するといふような状況を私も報告を受けておるわけでございます。したがって、今後の結核対策におきましては、中年年齢層、いわゆる成人病の多発する層に結核の重点を置かなければならないといふふうに考えております。したがって、結核の健康診断や患者管理等につきましても、成人病対策の一環といたしまして、これを総合的に効率的に実施することがより結核対策を推進するといふ観点に立ちまして、成人病対策課ということで一応検討いたしておる段階で

でございます。

○鈴切委員　そこで、成人病対策について少々お伺いしたいのでありますが、いまもお話がありまして、昔は結核が死亡原因のトップを占めておりましたけれども、いまは脳卒中、がん、心臓病の死亡順位で、しかも死亡百人のうち半数以上がこのような成人病でなくなっているのです。が、一番新しい記録を御説明願った上で、その現状に対して大臣としてどのようにお感じになっているか、御所見をお伺いいたします。

○加倉井政府委員　昭和四十七年の人口動態の概数について死亡者数を申し上げてみますと、第一位が脳血管疾患でございまして十七万六千三百三十九名、第二番目が悪性新生物でございまして十二万七千二百三十二名、第三番目が心疾患でございまして八万五千六百七十一名、四番目が不慮の事故でございまして四万二千二百二名、それに引きかえまして全結核が一万二千五百四十九名というふうになっておりまして、いわゆる脳血管疾患、あるいはがん、それから心臓疾患、これが上位の一、二、三位を占めております。そういう現状でございます。

○齋藤國務大臣　いままでは、死亡の原因を調べますと結核が非常に多く、いわゆる国民病とまでいわれたのでございますが、最近における医学、薬学の進歩、国民の栄養の改善等によりまして結核が非常に減少してまいりましたことは、私は御同慶の至りでございますが、このかわりに、今度は成人病ということになってきたわけでございまして、がんとか脳卒中、心臓、こういうふうな成人病が増加いたしております、その死亡というのがわが国の死亡順位の上位を占めるようになっていこうという現状でございます。

したがって、私どもは国民医療の観点から成人病問題に真剣に取り組んでいかなければならぬ。これを最重点の問題であるとは考えております。したがって、最重点を置かなければならぬ問題として考えまして、すでに御承知のように、がんにつきましては中央にがんセンターを

設け、ブロック別にもがんセンター、府県ごとにもがんの専門病院をつくっていく、こういうやり方をしておるわけでございまして、さらにまた、心臓病あるいは脳卒中、こういう問題につきましても全力を尽くして解決をしていかなければならぬであらう、できるだけ予算をこいうい方面に投入しなければならぬであらう、こいういふうな考えでおるような次第でございます。

○鈴切委員　わが国の成人病の死亡の状況と諸外国の状況とはちよつと違うように思うのですけれども、その点どういふふうな状態なのか、比較をして御説明願いたい。

○加倉井政府委員　諸外国におきまして成人病の死亡原因から見ました違いを申し上げますと、諸外国におきましては心臓疾患が死亡原因の第一位を占めております。それに引きかえまして、わが国において高率を占めます脳卒中が第三位ということとございまして、わが国と若干成人病の構成が異なっております。

○鈴切委員　四十八年度の厚生省の予算で、けれども結核対策費は幾らになっておりましたか。それからまた、精神衛生対策費、成人病対策費、その中で国立がんセンターの経費等がその予算の中にありますけれども、幾らになっておりましたか、まずお伺いいたします。

○加倉井政府委員　四十八年度におきます結核対策費が五百六十五億八千万、それからがん対策費が……（鈴切委員「精神衛生対策費は」と呼ぶ）精神衛生はちよつと資料が見当たりませんので、ほかのほうを申し上げますと、成人病対策費といたしましてその内訳を先に申し上げます。がん予防対策費といたしまして五億四千万、それから脳卒中対策費といたしまして三億五千万、それから国立がんセンター等の予算も含めまして成人病全体の対策費といたしまして七十九億八千万、それから精神衛生対策費が六百十五億でございます。

○鈴切委員　いまお話がありましたように、結核の対策費が五百六十五億、精神衛生対策費が六百

十五億、これが十分だとは私、決して思いません。成人病対策費が七十九億八千万円だということとあります。また、がんの予防対策費がそのうち五億四千万円だ、こいういわけでありまして、けれども、いま厚生大臣は、少なくとも成人病は最重点に取り組みたいという姿勢からいいますれば、まことに予算がお粗末だと思ふのでございます。こいうい点で、まず来年度はどれくらいの大規模な成人病対策費としての予算をお考えになっているか。また、これに伴うところの外国のがん専門病院にまことにお粗末であるという現状をお考えになった場合、大臣はどのような認識に立っておられるか、その点についてお伺いします。

○加倉井政府委員　ただいま申し上げました結核対策費並びに精神衛生対策費の大部分が医療費でございまして、たとえば結核対策費について申し上げますと、五百六十五億のうち医療費が四百八十九億でございます。したがって、大部分は医療費でございまして、成人病対策費の中で申し上げた七十九億のうち、がんセンターの予算が五十二億でございます。がんセンターの予算が五十二億で、成人病にかなり力を入れておるつもりでございます。

○齋藤國務大臣　精神衛生対策費、結核対策費は、いま公衆衛生局長からお話のありましたように、公費負担で強制入所されますね。そのほうの医療費の關係で非常に多くなっておるわけでございまして、私どもの公衆衛生局のほうは、いろいろ検診をしたり、あるいは専門の技術者の養成をしたりといったふうな金だけでございまして、成人病に關しましては、そのほかいろいろな病院施設のにお金も実はあるわけでございまして。たとえば医療局のほうの關係で申しますと、循環器センターを大阪でつくろう、これは七十億ほどの膨大な金をもつて建てることになってございまして、本年度は二十億、こいういふうなことでございまして、さらにまた、がんのいろいろな施設等につきましては、今日まで、相当県なりあるいはブロック別にがんセンターをつくるというふうなことで、施設整備

をいたすというふうなことでございまして、私は必ずしもこれで少な過ぎるということはないと思ひますが、しかし、私はやはり今後は、先ほどもちよつとよその方に答へていたしましたが、医療供給体制というものを整備していかなければならぬ、こいういふうな考え方で申し上げますれば、国立の総合病院、それに、こいういがんとか、あるいは成人病とかいった専門病院を今後整備をしていきたい、こう考えておられますので、もとよりこれだけで十分ではない、いなしるものもつとつと拡充していかなければならぬ、私はこいういふうな考えでおる次第でございます。この金は公衆衛生局所管の金だけでございまして、その金をひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○鈴切委員　結核については、法定伝染病ということで、一応それなりの法律のもとに、医療については十分な処置がとられておるがゆえに、今日相当の大きな効果をあげ得た、こいうい点については非常に望ましい方向である、こう私は思うわけでありまして、いまでも、いまでも、厚生大臣が言われた成人病対策は、厚生省としては最重点政策に取り上げていきたいという考え方の中において言うならば、成人病対策費というものは、それから比べるとまだまだ充実をはかっていかなければならない、そのように私は思ふのです。

四十八年度にとられましたがん対策の具体的な諸施策はどのようになっておりますか。

○加倉井政府委員　公衆衛生局関係につきまして申し上げますと、私どもといたしましては、従来がんの検診のための検診車の整備費及びそれに対する運営費、これを含めまして五億二千万円、それからがん関係の技術者の職員の研修等の委託費といたしまして千六百万、それからがんの思想普及費といたしまして六百五十二万、これが関係の公衆衛生局関係予算でございます。

それからついでに申し上げますが、脳卒中等循環器対策費といたしまして、四十八年度に初めて循環器疾患等の健康診断費、これを二億九千万ばかり計上いたしております。そのほかに、健康管

理指導車整備運営費といたしまして五千七百万、それから脳卒中予防技術職員研修費といたしまして二百七十七万、以上が公衆衛生局関係の成人病対策費でございます。

○鈴切委員 四十八年度には、いわゆる農村健康センターということで農村を中心にしてつくるという考え方で、たしか何カ所か国の補助が出てい、公的な病院に対する国の補助率はどういうふうになっているか。それから厚生農業協同組合連合会の病院というのは全国に何カ所くらいありますか。

○加倉井政府委員 私どもの所管いたしておりますが、健康センターといたしまして四カ所を一応予定いたしております。これの補助対象先といたしましては、主として都道府県立の病院または農協の病院が一応対象になっておりますが、都道府県立の場合には二分の一、それから農協の場合には三分の一の補助率をもって健康センターの補助を予定いたしております。

○鈴切委員 四十八年度は、健康管理の一環として、四十歳以上の成人に多い成人病については、厚生省としては、年に一回は無料検診をしていきたいという意向であらうかと思っておりますけれども、四十八年度に、いわゆる無料検診をするために、どのような措置がとられたか。またそれに対する予算はどれくらいになったか。

○加倉井政府委員 健康管理の対策といたしまして、従来企業に勤めておられる労働者の方々、あるいは学校等の施設に勤めておられる方々につきましては、労働安全衛生法によりまして健康診断が義務づけられております。それらの対象外のいわゆる一般住民の方々につきましては、結核等におきまして一応健康診断の義務づけがございますが、成人病につきましては法律上の義務づけがございません。したがって、こういう方々を一応対象といたしまして、尿、血圧等の簡単な検査をいたしましてスクリーニングを実施いたしまして、その中で異常が発見された方々につきまして、

これは医療機関に受診を勧奨する、こういう体制を考えております。一応四十八年度の対象といたしましては百五十万人を予定いたしてございまして、

○鈴切委員 その予算はどれくらいですか。

○加倉井政府委員 その予算は、先ほど申し上げました二億九千万でございます。

○鈴切委員 四十九年度、これから予算を組まれると私は思うわけでありまして、従来のがんの検診車、これも私はまた大幅にふやしていかなくちゃならないんじゃないか。どういう御構想があられるのか。また健康管理指導車、これもやはり大幅にふやしていかなくちゃならないんじゃないか。

それから、先ほど申し上げましたように、四十歳以上の方々、言うならば一年に一回の無料検診については、少なくともその検診車の増加とともに対象者もふやしていかなくちゃならない。それと同時に、たしか二億九千万は六カ月の予算だといふふうに思っておりますけれども、そうなりまして、単純計算でいきますと六億でありますけれども、さらに重点政策とするならば大幅にお考えにならない問題ではないか。

それから農村健康センター等も、これは四カ所であるといふふうにおっしゃったわけでありまして、これも少なくとも相当対象もふやしていかなくちゃならないんじゃないか、こういうふうに思うわけでありまして、また保健所の内容の充実等も当然考慮に入れるべき問題ではないかと思うのですが、四十九年度に厚生省としては、どのようなお考えを反映して予算として計上をされようかと考えておられるのか、その点の具体的な……

○加倉井政府委員 健康診断の問題につきましては、これは疾病によりまして非常にその種類が異なってくると思っております。ただ、いわゆる検診車によりまして健康診断をする場合には、非常に限られた項目になってまいるかと思っております。したがって、先ほど申し上げましたような農村地帯を中心といたしました健康センター、こういういわゆる

総合的に健康診断ができる施設も、検診車の増強とともに一方では考えなければならぬというふうに考えております。

ただその場合に、このがんの問題をどうするかということでございますが、自動車によりまして検診の数には非常に限られたものがございますので、このがんのいわゆる検診というもののつきましては、これは医療局との御相談ではございまして、けれども、私もいたしましては、がんの検診施設をむしろ増強すべきじゃないか。しかしながら、それを待つ時間もないわけでございますので、不満足ながらがんの検診車、主として胃がんではございまして、胃がんの検診車は並行してやはり従来にも増して増強するつもりでございます。

それから、いまお話がございました健康センターにつきましては、これは新たな構想に基づきまして、簡単な健康センターというよりは、むしろ総合的な検診ができる施設を増強すべきではないかというふうに考えて、この計画も一応検討中でございます。

それから、先ほど申し上げました循環器等の健康診断の費用につきましても、これはさらに対象をふやすとともに、さらにその上の、疾病によりましてはある程度の精密な検査もこれにつけ加えるべきではないかということで、この対象も若干明年度におきましては予算要求をいたしたい、かように考えております。それらをあわせまして、やはり全国的な健康診断、それを踏まえまして健康管理体制というものを、この際、ある一定の計画のもとに全国的な網を張ってまいりたい、かように考えております。

○鈴切委員 抽象的なお話にとどまったわけですが、実際にどういうふうに行っているか。六カ月に二億九千万の予算であるわけですが、これは単純計算でいけば六億ということになります。これを大体どれぐらいの予算に一応考えられておられるか。またいま、検診車とかそう

いうふうなことを言われたわけでありまして、私も、私は少なくとも、いまの状態から言うならば、もっと検診車もふやさなくちゃならない。だから、今年度はこうであったけれども来年度は少なくともこれぐらいの検診車をふやしていきなさいという、そういう御構想は煮詰まっておりますと私は思うのですが、その点具体的に伺いたい。よろしく。

○加倉井政府委員 いま予算編成の最中でございまして、会計課と折衝の段階でございまして、まだ最終的な具体的な数字に固まった段階ではございません。しかし御指摘のように、私も私も、これはかなり大幅に増加させたいということでございます。

○鈴切委員 お答えができませんければ、それはそれとしまして、いま国立あるいは公的な医療施設で、がんを専門とするセンターあるいは病院はどれだけあります。それに伴う専門ベッドは幾つあります。

○滝沢政府委員 先生お尋ねのがんの専門病院あるいは専門病床というのは、一応相当のがんの診療が行なえるという観点でやりますと、専門病院が約五百ございまして、その中でがんの疑い患者等も含めまして約三万程度の病床があり、そこに三万人程度の入院患者がいるのではないかと、いふふうに推定いたしております。

○鈴切委員 いま五百ばかりというふうな施設があるというふうにおっしゃっておりますけれども、都道府県にもがんの専門センターというものもありまして、実際にはごく少数です。それはやはり地方財政では非常に金がかかるということがいわれているわけでありまして。だから、がんセンターをつくるというところはむしろ、こういうことではないかと思っております。だから、地方財政を圧迫するという状態であるとなかなか踏み切れない、これが現状ではないかと思うのであります。やはり私は、思い切って都道府県あるいはブロック別に国立のガンセンターというものをつくっていく、そういう時代になってきたのではないかと、いふように思うのでありますけれども、

○滝沢政府委員　先生御指摘の問題は、わが国の医療制度としては比較的珍しい、かなりピラミッド型の仕組みでがんの治療施設を整備してまいっておりまして、まず築地のがんセンターを国とし

て一カ所持ち、それから北海道から東北、各ブロックごとに国立で四カ所、公立で五カ所、計九カ所のブロック別にセンターを整備いたしております。これまでがこれまでの状態でございます。それから各県に約百六十一カ所の都道府県のがんの診療、少なくともコバルトあるいはリニアック等の治療設備を備えたものを百六十一カ所用意いたしております、そのうち五十四カ所を国立が担当いたしましたおるわけでございます。そのような、

比較的わが国の成人病対策としては、医療制度の上でピラミッド型に全国各地に網を張った形をつくりましたけれども、この点についてさらに、先ほど公衆衛生局長から答弁ございましたように、

もっと診断機能を的確にできる施設を増強する必要があるというので、私のほうとしては、今後五カ年計画でこのがんの診療施設、特に診断が確実にできる施設というものの整備を計画的に進めて

まいりたいというふうに思っております。したがって、結論的には、国立でブロック的にやるということが、都道府県とかね合いながら、それに助成金も国として出して、いま九カ所ブロック的

にセンターはできた、しかしその都道府県単位のことまかい網の目^{まな}これからやらなきゃならないというの、大ざっぱにいて現状の姿というふう

○鈴切委員 いまの五カ年計画でそれを遂行されようというようなお話でございますけれども、その五カ年計画の内容はどんなものでしょうか。

○滝沢政府委員 五カ年計画の内容は、数字的に

まだ申し上げる段階でございませぬけれども、広域市町村圏単位に、少なくともそのような診断を確実にできる機能の病院を整備していきたい、これが大かたの構想でございます。約三百五十前後

の広域市町村圏がございますし、それからいま百

七十ばかりのセンターがありますから、その地域で機能を兼ねられるところは除きまして、まだないところに整備をするというような数字を詰めて五カ年計画でやりたいというふうに思っております。

○鈴切委員　田中總理大臣も、円の切り上げの反省として、福祉を重点に方向転換をするというふうにお約束をされておりますし、厚生省としても、成人病対策についてはもっと力を入れていくというふうな姿勢を示されているわけでありましてから、当然それに伴って、具体的な計画というものは年次計画をもって進めていかななくてはならない時代がやってきた、私はそのように思うわけでありますが、がんは何といつても早期発見が一番大

切だといわれております。ゆえに、検診体制の充実と専門医の養成、あるいは医療従事者の訓練が必要だというふうに私は思いますけれども、その点はどうのようにお考えになっていましょうか。

○滝沢政府委員　確かに専門医の養成という問題は私は基本の問題だと思うのですが、その点ですでに数年来研修会を実施いたしております。先ほど申し上げた九カ所のうち約四カ所、築

地あるいは北海道、広島にございます呉の国立、今度でございました北九州の九州国立、こういうがんセンターを研修施設として指定いたしました、四十八年度では約千四百万の予算をもちまして、医

師百七十名、看護婦百二十名、レントゲン技師等も研修する必要がありますので、そのような対策をやっております。これは年次計画でどのくらいというよりは、どんどん若い医師が出てまいり

ますから、これはもう相当長期にわたってこの研修制度は強化して続ける必要があるというふうに思っております。

○鈴切委員　国立がんセンターで全く専門的に医

師として養成をされている数はどれくらいあるのか。またその計画はどうなのか。私はちょっと聞きますと、まだ数が非常に少ないというような話を聞いております。いまお話がありましたように、

いわゆる開業医になる一歩手前の研修、がんに対

する研鑽ということとはなされていると思いますけれども、しかし、がん専門の医者というのは案外とまだまだ養成が少ないように聞いておるのですが、その点はどうなっておりますか。

○滝沢政府委員 先生おっしゃるようなことは確

かにあろうと思いますが、いま申し上げた研修は、大体地方の都道府県のがん診療施設が新たに指定されて整備ができる、そうするとその中から医師を派遣してがんセンターで勉強させようということと、それが開業という程度ではなくて、地方のかんりの専門医になるための研修でございますけれども、がんセンター等でいわれるのが国全体の専門医をもつと積極的に養成すべきではないかという御提案だと思っております。

これにはレジデント制度、たとえば、卒業後、医師国家試験を通じて二年研修、さらに三年、四年レジデント制度というものをやるのが最も望ましいわけですが、これに対する予算が、

私、記憶で申し上げて恐縮でございますが、おそらくがんセンターにとっている予算はまだ数名分しかないと思います。そういう意味では、先生おっしゃるような、わが国全体の専門医の強化のため

には、このような予算をもっと増強するということについて配慮いたしたいというふうに考えております。

○鈴切委員 いま御答弁がありましたように、が

んを専門的に取り組んでいく、そういう医師の養成がまだまだこれは足りない。確かにあなたのとおっしゃるように、各地方における開業医として、がんの専門知識を修得するということで、養成あ

るいはその研修をされているのはあるにしても、私はやはり今後成人病の中にとんとというものがかなり大きなウェイトと同時に、言うならば国民の不安というものの問題がいつもつきまといつておる

と思うのです。もう年配になりますと、ちょっとからだのぐあいが悪いと、だれしもみな、あら、がんになったのじゃないかというふうに、ふと不安が付きまとうという状態。それは言うならば、

原因がはっきりしていないところ、に大きな

問題があらうと思いますし、またそれに対して、実際に治療をしてもなおるかどうかという問題の不安。現在は、やはり手術をして摘出し、あるいはコバルトとかそういうふうな治療を受けるというような状態でないとならないという、非常に

苦痛の伴う治療しかないわけですから、日本の場合においても、この成人病対策についてもっと前向きに取り組むために、その原因を究明するためにも、少なくとも専門医の養成というのと同時に、やはり私は、がんの専門医を養成する大学の設置ぐらいは、あるいは研究機関でもけっこうですけれども、そういうものの増設を今後はかっていく必要があるのではないかというふうに思うのですが、その考えはございませんで

○滝沢政府委員　がんの専門医を養成することの
力のある病院が、現状ではまだきわめて少ないと
いうことでございますが、特に国立のがんセン
terでしょうか。

ターは、国際的に見てもそのレベルは高いものと思うわけでございまして、あそこ研修生を受け入れる宿舎等も整備してございますから、予算上研修の予算等をもう少し増強いたしまして対処い

たしたいと思いますが、専門の病院というものはできません、教育機関としての専門性というものは、医師の養成全体から見ると、大学院その他の中で臨床の特定な専門医の養成という問題に

つながらることになって、いわゆる大学教育との関係での専門医の養成というよりも、われわれの厚生省関係の、こういう対策に応じた病院の強化による専門医の養成を、循環器等を含めて今

後やはり強化していく必要がある。それがまあ教育病院の強化という対策とつながるものと考えておるわけでございます。

成人病といえど、死亡率の大体半分以上はそれになっているわけですから、そういうものに真剣に取り組むという意味において、少なくとも専門の大学ぐらいはつくっていくべきが一つの方向性で

はないか、こういうふうに思うのですが、本年度

も、これは評価できる問題ではありますが、むしろお過ぎたというような感をぬぐい去れないわけがあります。しかし、御存じのように、大体三十五歳から六十歳くらいまでにかかなり多くの罹病率があるというものでありまして、そのことについては恩恵が非常にないわけでありまして、それで、大体あとは保険の中において処理をされていくという状態であろうかと思ひますけれども、がん等の手術はかなり治療費がかさむものであるというように思ふのですけれども、大体がんの手術費というものは平均どれくらいかかっておりましたか。

○滝沢政府委員 先生いま例を引かれてお話のように、ケース・バイ・ケースで非常に費用の問題がございまして、そういう調べ方ではなくて、国立がんセンターの実態を調べた数字を申し上げますと、大体一日に一人当たり六千六百円程度がかかっておまして、これが平均五十四日入院しております。そうすると、在院平均的には三十六万かかっておますという数字だけ現段階では申し上げておきます。

○鈴木委員 三十六万というのはかなりの大きな負担だと私は思ひます。また、ちやうどがんにかかるのが、先ほどもお話がありましたように、働き盛りの成人が不幸にしてがんにかかったというところで、それはどうしても、がんの摘出、あるいはそれなりの処置をしなくてはならないというところは、生命に対する不安と同時に、家族への負担がこれは非常に大きなウェイトを占めてくると私は思ひます。結核のほうは、結核予防法に基づいて結核患者が公費負担で治療ができ、医療の技術の進歩等も同時にかなり進んできまして、あのようになされた結核も、もはや話題に出なくなりましたというふうな状態になっているわけでありまして、がん等の問題については、国として別々に考えるというふうなことが、一番大きな福祉行政の一環として国民にも望ましい問題である、そのように私は思ふのですが、厚生大臣、そ

の点はどうお考えになりますか。

○齋藤國務大臣 がんの医療費が相当高額であることは、私も十分承知をいたしておりますが、そのがん等の医療費につきましても全額公費負担というふうな、自己負担を公費というところまで持つていくのは私はまだ時期が尚早ではないか、こういうふうにお考えしておりますが、実は今回すでに御承知のように、皆さん方の御協力もいたして、さきに衆議院を通過させていただきました健康保険法等の改正法律案に、実は高額医療制度というものも設けたわけでございまして、すなわち、自己負担分については何十万円かかって三万円とまりにいたします、こういう制度をつくったわけでございまして、しかもこの制度は、中小企業を対象とする健康保険だけでなく、国民健康保険にもこれを適用させる。すなわち、全国民を対象として医療費は幾らかかっても三万円まで、それ以上の額は保険で見ましよう、こういう制度にいたしましたわけでございまして、この制度を考えましたのは、実はがんを対象として考えておったわけでございまして、がんやその他の成人病を対象として、ほんとうにいま高額医療費で悩んでおられる方が非常に多いというところから、実はこの制度を考え出したわけでございまして、いまの段階では、今度の法律が成立すれば三万円とまりということになるわけでございまして、そういうふうな医療費の軽減ということでは全面的に力をいたしていくべきではないか、こういうふうにお考えおられるわけでございまして、その三万円までも公費負担にしたいがいかがですか、これは私はまだもちよつと考える余地があるのではないかと、かように考えております。

○鈴木委員 最後ですけれども、私も時間をお約束しました関係上、たいへんはしよって質問をしましてしまいましたけれども、私は、社会保障の充実ということは、まずこういうところから手をつけていく政府の姿勢が一番大切じゃないかと思うのです。お互いに年輩にもなってきますと、やはり成人病という問題は、大臣もかなりこれに

いての不安もあるかと思ひますし、これは決して大臣ばかりじゃありません。国民のみんながそういうふうなことで非常に不安を持っているわけでありまして、ゆえに、私はどうしても、成人病対策というものを厚生省では一番大きな一つの重点政策として、内容においても、予算においても、なるほど国会で取り上げたことでその点が反映できたと国民に十分にかかると、そういう姿勢を来年度の予算に盛り込んで、そして具体的な内容も十分に盛り込んでいかれるかどうかという問題について、最後に御決意を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 がんをはじめ成人病の問題は、国民健康上、目下最も重要な問題でございまして、今日までできるだけ努力はいたしてまいりました。もうございまして、明年度の予算編成に際しましては、御趣旨のように全力を尽くして拡充に努力をいたしてまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

たいと思ふのです。

○加倉井政府委員 私どももいたしましては、この審議会を統合することによって、従来の審議会につきましてもこれを軽視するという意思は毛頭ございせん。もしこの審議会が統合される設置法がお認めいただけましたらおきまして、従来の審議会は部会といたしまして十分その任務を活用してまいりたいと思ひますし、またその段階におきましても、従来の審議会が疾病ごとの縦割りの審議会でございまして、今後の公衆衛生と申しますか、衛生施策の中には、総合的に共通的な問題も取り上げて、大きく健康の問題として私どもは対処しなければならぬ問題がございまして、この公衆衛生審議会という形におきまして、従来の問題は部会を維持いたしますと同時に、新たな問題が惹起いたしました場合には、それぞれやばり機動的に部会の設置をしてまいりたい、そしてこの公衆衛生審議会というふうな大きな形で健康を総合的に審議していただく場をつくりたい、かように考えておるわけでございまして、従来の審議会を軽視するためにこれを統合するという点では毛頭ございせんので、その点はお断わり申し上げておきたいと思ひます。

○和田(員)委員 先ほどわが党の上原委員の質問でも触れたわけでありますが、今回この設置法の一部改正案の中で、審議会の廃止統合、四つの審議会を一つに統合するという案であります。これはもう気持ちとしては、不必要な審議会をできるだけ統合していつて付属機関を簡素化していくという、こういうあらわれであるかと思ふわけなんです、この四つの今回対象になっておる審議会というのは、それぞれの歴史があります。それぞれ対応する法律が異なっておるわけであります。いわばみそもくも一緒にしてしまふというこの案であります。

○和田(員)委員 いま御答弁ございましたが、従来も、厚生省の所管されておる付属機関の中で、たとえば医療審議会という審議会がある。これには、いま言われていると同じように、部会の設置というものが審議会令で規定されておる。ところがその部会というものが現実的には設置をされておらない。設置をするというところになっておるけれども、現実的には医療審議会には二つの部会が設置されておらない。だから、いま言われておるように、軽視しないんだ、部会で処理していくんだということは言われながらも、いま指摘いたしておりますように、医療審議会自身が、審議会令で設置をするということになっておるにもかかわらず、現実の運営面では設置をされておらない、こういう例もあるわけなんです。したがって、いま言われたこのことについては納得するわけ

労働省の同じ種類の付属機関の例をとってみましたならば、厚生省と労働省とは歴史が違ふんだといへばそれまでですが、たとえば労働省には、労働者災害補償保険審議会、あるいは中央最低賃金審議会、じん肺審議会、中央職業安定審議会、こういうような審議会があるわけなんですが、これらは、三分の一が労働者代表、三分の一が使用者代表、三分の一が公益代表、こういうようにすべてが三者構成をもつて編成されておつて、すべて消費者代表、労働者代表というものがこれに参加をすることが保障されておるわけなんです。ところが、厚生省の今度の対象になっておる四つの審議会をはじめ、厚生省に実に二十四に及ぶ付属機関があるわけです。その他大臣が私的の審議会も持つておられる。ところで、いま申し上げておりますように、構成メンバーに消費者代表の参加、労働者代表の参加、住民の代表の参加、医療を受ける側の代表の参加というものが全く保障されておらないし、また選出にあたってそのような配慮

○加倉井政府委員　いま御指摘になっております公衆衛生局所管の審議会につきましては、従来は、やはり医学、医術の問題を中心にいたしまして、専門家の方々の御意見を伺っているいろいろな施策を立てることが主眼でございました。しかも、先生の御指摘のような医療を受ける立場ということになりますと、これは一つのケースの処理ということになるわけで、そういう問題につきましては、やはり別の制度におきまして対処すべきであるということではないかというふうに考えておりまして、その事例、事例につきまして、私どもの一つの組み立てられました体制の中、施策の中で処理すべき問題でございまして、現在私どもが所管いたしております現行の審議会におきましては、そこまで立ち入る必要がなかったというふうに理解しております。

特に從來結核の問題につきましては、日本患者同盟、あるいは精神障害者につきましては精神病の家族の会というような方々の団体もございます。そのほかいろいろの難病等につきましても団体の構成がなされております。それらの方々の御意見につきましては、先ほど申し上げましたように、個々にケース的に処理すべき問題がございますので、そういうものは随時御意見を伺ってその処理に当たるのが、私どもといたしましてはより適切に処遇ができるのじゃないかというふうに考えております。

○和田(真)委員　そういう考え方であるから、審

○和田（一）委員 なるほどこの結核予防審議会の委員には、総評の代表、それから農協の代表、確かに二人が入っておるわけです。しかし、たとえば結核予防審議会の委員の定数というものは、いま任命されております者だけでも十九名なんです。これも言うならば三十名以内ということになっておる。三十名以内ということになっておるにもかかわらず十九名しか任命しておらないで、しかもその中に労働者代表あるいは消費者の代表というのはいま申し上げていますように二名しか参加されておらない。こころあたりが、先ほど例をあげましたところの労働省の各付属機関等の構成と見比べてみますと、全く雲泥の開きなんです。そういう点を私は、形式的に一人や二人参加するということじゃなくて、たとえば、いま申し上げているように、三十名以内ということであれば十九名しか任命しておらないんだから、三十名一ぱいに委員を任命しようと思つたら、もっと消費

者の代表を参加させるということではできるわけですが、これは各委員会を通じて私はいえることだと思ふ。そういうような運営をはかるような必要に迫られておられないのかどうか。今日、この医療というものは、あるいは行政というものは、すべて国民のものだ、できるならば国民の参加というものを保障していくんだ、こういう観点に立たなければならぬわけですが、なぜそういうような考え方に立たないのか、立てられないのか、もう一度お尋ねいたします。

○曾根田政府委員 審議会全般の問題でございまして、私からお答えいたしますと、先ほど先生お述べになりましたように、厚生省設置法に基づく審議会二十四ございすけれども、この審議会を見てみますと、労働省所管の審議会等と多少趣を異にしておるものもかなり多いわけでございます。もちろん、社会保険審議会、あるいは中央社会保険医療協議会、こういったものにつきましては、費用負担の労使折半、そういった問題もございすので、法律あるいは政令上、あるいは運営上、はつきりと労使の代表という形で審議会の構成等が定められておるものもございすけれども、大かたはやはり一般の学識経験というところになっております。しかしながら、その学識経験、あるいは国民代表、消費者代表等の場合であつても、運営のしかたによりまして、結果として労働関係の団体の代表の方に入つていただく、そういうような委員会も当然あるわけでございます。いま先生が基本的にお述べになりましたような気持ちは、私も十分尊重し、これからの実際の審議会の運営にあつて、広く各層の意見を反映させるという意味で、そういう分野の審議会については積極的に努力してまいりたいというふうに考えております。

○和田(眞)委員 なるほどこの審議会の性格上から、単純に住民が参加していくということにすぐわなないものもあります。しかし労働省のほうでじん肺審議会というのがある。これはやはりかなり専門的でなくちゃいかぬ。この学識経験者がどうして必要である。その場合でも、やはり学識経験者が三分の一であつて、そして関係の使用者代表のほうから三分の一、関係の労働者代表から三分の一、こういうように、直接住民が参加するような性格でない審議会におきましても、必ず関係の労働者が三分の一参加する、こういうことが保障されておるわけですか。その点を私は言うておるわけなんだ。こういう面の根本的な委員の選考にあつて、こういう角度から委員の選考をはかつていく考え方を取り入れていくということになりましたなら、もっと付属機関の活用というものが充実される、こういうふうに私は思うのですが、そういうような考え方に今後の運営についてなつてもらえないかどうかということを、ひとつもう一度承りたい。

○加倉井政府委員 ただいままで私どもが所管いたしておりました審議会は、先ほど申し上げましたように、主として学術的な問題のいろいろ御検討をいただいております。今度ももし公衆衛生審議会というように立場で、たとえば具体的な例を申し上げますと、保健所の問題を御審議いただくということになりますと、今度は保健所をいかに利用すべきかというふうな、いわゆる消費者団体の立場から御発言をいただくような問題も出てくるかと思ひます。したがつて、やはり審議していただく問題によりまして、その委員の方々の選定がおのずから違つてくるというふうに私どもは考えております。

したがつて、繰り返すようにでございますが、従来の審議会は、やはり、主として学術、学問的な問題を御審議いただくということに私どもの方針が貫かれておりましたので、いま御指摘のような問題もあつたかと思ひます。

○和田(眞)委員 私は、いま申し上げておりますようなことを、これから運営にあたりまして、もっと抜本的に頭の切りかえをしていただいて、ひとつこれを機会に、消費者の代表なり、あるいは使用されておる側の代表、これが参加することを保障するように配慮をお願いしたいと思います。

さらに、対象になつておるところの四つの審議会の中で、特に栄養審議会の場合なんかは、かなり活発に審議会が運営されておる。それが四つの審議会を一つに統合して、むしろそのような活発に運営されておつた審議会の運営が保障されないような結果になりはしないかと私は思うわけですが、その点はどうか。

○加倉井政府委員 その点につきましては、私どももいたしまして、従来の運営の方向を変える意思は毛頭ございません。むしろさらに、たとえば具体的な、先ほど申し上げました保健所の問題とこの栄養審議会の中の、たとえば集団給食部会というふうな形で、これをいかに指導すべきかというふうな問題も出てまいりましょうし、あるいはさらに、病態栄養学というふうな問題につきましても、保健所の業務といかに結びつき、さらにこれを保健所を利用される方にどういうふうな還元すべきかというふうな、こまかい問題までも御審議いただく場をより広くつくれると思つておりまして、むしろこの部会の活用がより広くなるというふうなことは考えております。

○和田(眞)委員 これもいまの御答弁では当たらないと思ひます。四つがそれぞれ別個に審議会を持つておるがために活発に開かれておつた、これを一つにすることにやうな活発になるのだというふうなことは、これは算術計算からいつてもならぬです。

それから、さらにつけ加えて言うならば、この審議会を開いて、そこで審議会で決定して、決定したことがそのまま生かされておらないというところにもまた問題がある。たとえば今回の対象になつておる精神衛生審議会ですが、中央精神衛生審議会が、過去、昭和四十年一月の十四日に精神衛生法の改正を答申して、それを受けて四十年の二月に法改正がなされておる。法第四十二条がそれであつて、各保健所に精神衛生に関する相談員を置くことができるというこの四十二条をとつて厚生省のほうでは通達を各県に出されておる。にもかかわらず、今日、各保健所で精神衛生担当

の相談員が完全に配置されておるか。そうじゃない。法律が改正されたにもかかわらず、そのことが生かされておらない。厚生省から依命通達を出しておるにもかかわらず、各県がそのように実をあげるといふ努力をしておらない。その点検がなされておらない。多くのところは保健婦を精神衛生相談員だといふように兼務をさせて糊塗しておるこれが実情じゃないですか。そこがやはり問題がある。権威がない。もう少し権威のある付属機関にしていかなければならない。権威のある付属機関であります、その点についてはどうでしょうか。

○加倉井政府委員 精神衛生審議会から御答申いただきました精神衛生法の一部改正につきましても、御意見につきまして、まだ実現、法改正の段階に至つていない点もございす。また、改正をされたにもかかわらずそれが実現していないという御指摘、私どももいたしまして十分承知いたしております。

ただ、この精神衛生問題につきましては、やはり各県あるいは各保健所管内等におきましていろいろ事情もございまして、なかなか実現困難な点もあるかと思ひます。これは社会的にも、あるいは学問的にもむずかしい問題がございまして、なかなかできない点もあるかと思ひますが、私どももいたしましては、できるだけ第一線の場で働いております保健婦の教育、資質向上というふうなことにによりまして、専門家が得られないその中間の機関といたしまして、それをやむを得ず代行しているというふうな形をとらざるを得なかつたというのが現状でございます。

○和田(眞)委員 大臣、いまお聞きになつたように、付属機関を今回廃止統合の案を出されておるわけなんです、それらの審議会の従来の運営の経過を見てみますと、何と言おうとも、やはり権威がないように、みずから権威を喪失しているような運営のしかたをなさつたり、あるいは審議会の定数が一ぱい充足されておらない、あるいは審

議会の委員の選考にあたって、申し上げましたようなことが取り入れられておられない。そういうところにもむしろ問題があるのであって、統合廃止をしていくということは、今後スムーズにこれらの付属機関が運営していくんだというよりは私は違うと思うのです。そういう点について、今回の改正案が出ておるわけですが、その改正案によるところの、付属機関というものをどうしても原案どおり廃止統合していくということに、大臣、いまの気持ちとしてなお固執されようとしておられるかどうか、御見解をひとつお聞かせいただきたい。

○齋藤國務大臣 この審議会の統合は、先ほど来いろいろ御説明申し上げましたように、公衆衛生の中の専門的なそれぞれの審議会を統合して総合的な公衆衛生の発展をはかるといふ観点から、こういう一本の審議会にまとめていただきたい、こういうふうな私どもは考えておるわけでございます。今日までのいろいろな審議会の運営等につきまして、先ほど来いろいろな問題を御指摘いただきました。そういう点については、改めるものは改めていかなければならぬでしょうと考えておりますが、今回の提案は、四つのそれぞれの専門に分かれてやるよりは、一本になって総合的にいろいろ公衆衛生という問題を高次元においてとらえていったほうがいいのではないかと考えております。提案をいたしたわけでございますが、政府といたしましては、提案したとおりひとつ御可決いただくようお願いしたいというふうな気持ちには持つておることは当然でございますが、それはもうすべて、国会はやはり国権の最高機関でございますから、国会がその結論をお出しになれば政府としても従わざるを得ない、こういうことになろうかと考えております。政府側のほうからそういう統合案を引っ込める、こう言われましても、私どもはそれなりの理由を持って手配いたしておるわけでございますから、あとは国権の最高機関である委員会の御審議にまづべきものであると私は判断をいたしておるわけでございます。

○和田(真)委員 繰り返すようになりますが、廃

止統合していつてまとめたほうが、より合理的であり、より運営がスムーズにいくんだということであれば、ちょっとうしろで発言しておられましたが、厚生省審議会一本でよろしい。そうじゃなくで、それぞれ歴史がある、それぞれ設置をするための対応する法律が異なっておる、そこにやはり二十四の付属機関がつくられてきた経緯があるわけなんです。しかもいま申し上げましたように、この四つの審議会というものはそれぞれ重要な審議会でも、もともと十分に活用してもらいたい、もっと住民参加の中で活用していただいて、ここを通じて大事な民生行政、厚生行政に住民参加を保障していただく、そういう審議会のあり方に発展強化をしてほしい、これが私たちの希望であるわけなんです。原案を出されたあなたの方のほうと、幾ら論議しておったところでかみ合わないわけでありまして、私たちはいま申し上げましたような考え方に立っておりますので、この今回の廃止統合案につきましては賛成することができない、こういう考え方でありますので、そこらあたりもう一度再考できるようにひとつ御検討願いたいというのを強く要望いたしまして、この件についての質問を終わりたいと思うわけですが、次に身分移管の問題であります。大臣が所掌されておられる事務を担当している職員の中で、厚生事務官じゃなくて地方事務官という身分の職員がおるといふことは御案内のとおりである。そこで、この間の社会労働委員会が党の田口委員が質問いたしまして、大臣が答弁しておる中で、これらの地方事務官という身分になっておる職員の問題についての解決については、来年度あたりを目途として決着をつけなければならぬと思っております。こういうふうに答弁されておるわけなんです。しかし、そのことはそのこととして、相前後しておることの中には、この特別会計の仕事というものは国の完全なる事務であるために、そのまま地方に移すということがいかどうかという点も検討していかなくちゃならない、こういうようなことも出ておるわけなんです。したが

いまして、来年度あたりをめぐって何とか決着をつけなければならぬという大臣の意思は、ありありとこの議事録を見てもわかるわけなんです。が、どちらの方向に決着をつけていくかとしておられるのかということについて明確じゃございませんので、ここであらためて大臣にもう一度その点についてのお考えをただしてみたいと思うわけでありまして。

○齋藤國務大臣 この問題は、古く久しく論議されてきた問題でございます。そこで、こうした問題が起こつてまいりました背景は、結局、地方の県庁その他におります社会保険の事務に従事する地方事務官、それと同じ県庁の中に働いておる地方吏員、それとの待遇が非常に格差が出てきたというところから問題が発生してきていることは、私も十分承知をいたしております。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

地方公務員と国家公務員との待遇の格差、ここから出発しておるわけでございます。今日まで自治省その他の大臣とのいろいろな話し合いのあったことも事実でございます。

そこで、私のほうでは、御承知のように、厚生年金あるいは社会保険、こういったふうな国家的な基準に基づいて一元的に運営をしていかなければならぬという事務の性質がございます。これは一本で運営していかなければならぬ一元的なことになります。そこで、そういうふうな一元的に運営していかなければならぬという国家事務であることは、何人もこれは否定できないわけでありまして、そこで、この問題を解決するためには、そういう待遇の格差、これはもとより大事なことであります。また同時に一面、そうした国家の事務が、統一的に、全国的に、一元的に運営されなければならぬという問題もそこに一つあるわけでありまして、それから国の会計というもののについて、保険料の徴収、これは国の事務として国庫に入ってくるわけでありまして、そういうふうな保険料徴収という事務を地方吏員によって運営させるといふ例がいままであるであらうかという問題も、そこ

に一つあるわけでありまして。そういうふうな待遇の格差の問題、それからそういう法律を全国的、画一的に運営していかなければならぬ担保という問題があります。それから国の一つの特別会計の保険料徴収という非常に大きな事務を地方吏員によって行なわせることが適当であるかどうかという問題、これは不可能であるというところを言うのではありません。法律でやればできるわけでありまして、そういうことが適当であるかどうか、そういう問題、三つあるわけでありまして。

そこで、厚生省の健康保険なりあるいは厚生年金なりの事務というものを考えてみたときに、国と地方の権限の分配というものが私は一つ大きな問題だと思っております。権限の分配がやはり私は基本だと思っております。そういうようなことで、国と地方との権限の分配とからんでいく問題がそこにあるわけでございます。それから、軽々しく全部地方吏員にやってしまふんだとか、あるいは全部それは地方吏員には永久にしない、国家の公務員としていかなければならぬんだ、こういうふうな割り切った考え方をいたしますことが適当であるかどうか、私はまだいま判断に迷っております。ところでございます。私は率直に申し上げて、いまの時点においてどういふふうにしたらいかがであらうかということ迷っております。しかしながら、もう相当古い問題でございますし、行管長官が入って三大臣といふ話合いをした経緯等もございまして、それから国会において皆さま方からのいろいろな意見の提示もあるわけでございます。そういうふうな問題を踏まえて、いつまでもこの問題をこのままの状態に放置しておくということは、給与の格差が激しくなっておる現段階において、こうした事務に従事しておる職員の不安を増すだけではないか、この辺でやはりある程度の決着をつける必要があるのではないかと、こういうことを私は考えておるわけでございます。したがって、国会が済みましたならば、行管長官、自治大臣、関係大臣とも十分相談しながら、この問題について来年度あたりをめぐって決着をつけていかなければなら

らないであらう、こう私は申し上げておるわけでございます。

したがって、この問題は、簡単なようで複雑であります。地方と国との権限の分配の問題、給与の格差の問題、それからもう一つの問題は、特別会計における保険料徴収の事務を全部まかすことができるか。すなわち、これはある意味からいって国の税金でございます。保険料というのは公租公課でございます。この公租公課を地方吏員に、いまのような国と地方の関係でまかすことが適当であるかどうか、これは一つ問題があると思うのです。たとえば御承知のように、国税を地方吏員にまかすことができるかどうか。これは、法律的にはまかせられないというものではないけれども、それが適当であるかどうか、こういう問題がそこにあるわけでございます。そういうわけで、この辺で慎重に考えなければなりません、いつまでもこの状態に置いておくことは、地方事務官として現在厚生省所管の業務に従事しておる方々の給与が、府県ごとに格差があり国との格差も激しくなっておる段階において適当であるかどうか、これが非常に大きな問題でございます。そう、こういう三つの要因を頭に描きながら私は慎重に対処し解決をしていきたい、こう考えておるわけでございます。いままぐこつち向きあつち向き、そういうことを私は申し上げることはできないと思います。これは慎重に考えてあげないと、何万人という方々でございまして、その方々の給与の問題もありましよう、それから将来の問題もありましよう、いろいろな問題がありますので、慎重に考えて、しかしいつまでも投げしておくわけにはいきまします、こういうことを私は申し上げておるわけでございます。

○和田(真)委員 大臣、いま言われた一つは給与格差の問題。なるほどこの給与の問題も含まれてはおりますが、問題はやはり、これらの関係職員が言っておりますのは、地方自治法の附則八条で「当分の間」ということが、今日地方自治法が制定されてから二十何年間そのまま放置されてお

て、そこで、この異質の身分を持ちながら地方庁では仕事をしておるといふ、そういう中で出てきている不満と要望なんです。単に、給与格差があるから、地方に行ったら給与が上がるからこうしてほしい、地方に行きたい、ということを決して言っておるんじゃない。その点ひとつ、単純に給与の差があるからこれらの関係職員がそういうふううに言っておるのだというところは、それも一つの要素ではあります、必ずしもそれだけではない、ということ、ひとつ大臣御自覚いただきたい。

それからもう一つ権限の問題であります。これは権限の問題でもありますが、なるほど今日の時点で、社会保険の事業というものは国の固有の行政事務ということになっておりますが、それでは、いま自治体がなされておる行政の中で、完全に国の事務でありながらも市町村に委託をしてやらしておる事務がないかどうか、地方公務員、市町村の職員にやらしておる仕事がないかどうか、ということ、これは大臣の所管じゃございませんが、国全般の行政の面から見てみますと、必ずしもそうではないわけなんです。たとえば統計事務がそうです。統計事務は国の固有の事務であります。統計事務は国の固有の事務でありますけれども、地方公務員である府県の職員がまゐるまゐるかえてやっておるじゃないですか。権限はまゐるまゐる知事に移譲して地方公務員にやらしておるじゃないですか。あるいは戸籍事務はどうですか。これは国の固有の事務じゃありませんか。今日市町村では、かなりの経費の負担をもつて地方公務員が国の事務をまゐるまゐるかえてやっておるわけなんです。

こういうことから見てまいりましたときに、この社会保険事業というものは、いつまでもこれは国の権限に属することだというように、私はここだ切る必要はないと思う。言うなれば、この際踏み切つて府県の事務に移譲する、職員の身分だけじゃなく行政事務全体を各府県の事務に移管する、こういうようなことも考えられるんじゃないか。またそういうように考えられなくても、先ほど申し上げましたように、戸籍事務やあるいは

統計事務と同じように、この事務を知事に委任をして地方職員にやらしていく、こういう方法もありはしないかと私は思うわけです。そういう点はどうですか。

○齋藤(國)大臣 この問題は、確かに申し上げるように、国の事務を府県知事なり市町村に委任をしたり、団体委任をしたり、あるいは機関委任をしたり、その例のあることは私も十分承知しております。問題は、この行政がどちらが効率的に運営できるかという観点から判断せざるべきものであります。私は思います。どちらが能率的に、効率的に運営せられるものか。しかもそれはまた、保険料というものによつて裏打ちされながら担保されていかなければなりません。しかもその保険料というものは公租公課でございます。こういうふうなことを考えて、そういうふうな公租公課によつて裏打ちをされる行政、それが最も効率的に運営されるにはどうすればいいか、こういうことであらうと私は考えております。

実はこの自治法の附則ができました当時、私もちょうど役所におりましたから、労働省、厚生省で、なぜこういうふうな「当分の間」という規定を設けられたか。司令部によつてこれが認められてできた制度でございます。そういういきさつ等私はよく知っております。それであの当時は、もう先生御承知だと思いますから申し上げぬでいいと思うのですが、この問題は解決するのは困難だ、国の機関と地方の機関とに分けるというのが根本であります。ところが、あの当時はローカルオートノミーという思想が非常に強かつた時代でありましたから、その機関を国の機関と地方の機関と二つに分けないで、むしろ一本にしておいたらどうか、そしてしばらくたって、その行政が能率的にいくにはどうすればいいかというその時点において、国の機関に分けるものは分け、地方機関に分けるものは分ける、こういうやり方にしたらどうか、どうであるかというので、あの当時、御承知のように、マッカーサー司令部における民政局とガバメントセクションとの折衷案としてできたの

はそういうものでございます。そういうわけで、この事務の性質というものが非常に国家的なものという色彩もありますが、これが大半でございまいしょうが、しかしローカルオートノミー的なものもある。こういうことは私は十分わかつておるつもりです。そういうことを頭に描きながら、この問題についてはいつまでも投げしておくわけにはいきまします、何とか決着をつけてあげなくてはならない、こういうのが私の心境でございます。

○和田(真)委員 これは大臣も御案内のとおり、四十九年九月に地方制度調査会の答申で、事務は都道府県に移譲すべきであるというように答申しております。また四十一年の七月には行政監理委員会が、職員の身分は都道府県に移管すべきである、こういうように勧告しております。だから、大臣が、いま言われておったところの権限の問題、あるいは身分の問題、この二つが過去に勧告、答申というところで出ておるわけなんです。予算委員会の分科会で、自治大臣に同じことを質問いたしましたら、自治大臣は、自治大臣になつてはじめてわかつた、これはもうけしからぬ話である、こういうことなんです。齋藤厚生大臣が今度自治大臣になつたら、またいまの御答弁と逆の御答弁になつてくる。これでは、役所の行政事務を官僚的な張り根性としていつまでも握つておる、こういうことが、長い間かかって今日に至るもなお解決できないという一番大きな要素になつておるんじゃないか、こういうふうに私は思ふわけなんです。

そこで、実はきのうの参議院の本院議におきまして、わが党の和田静夫君が質問しておるわけなんです。その質問に対して総理大臣は、抽象的ではあります、やはりいま厚生大臣が言われたと同じように、四十九年を目途に決着をつけていきたい考え、四十九年を目途に決着をつけておられる。その次に立ちました自治大臣は、いままでの自治大臣の御答弁や、いままでの各大臣の答弁からかなり前進をした、前向きになつた御答弁がされておるわけなんです。どういふことかと申しますと、

地方移管をするという方向によって関係各省に至急伝えていって、そして四十九年を目途にまとめ上げていきたいんだ、こういうふうに言うておる。方向を地方移管、地方移管という表現がなされておる。そしてさらに自治大臣は、六月二十八日の参議院の地方行政委員会の際にも、身分移管関係閣僚協議会を設置して、行政管理局長官をその責任者として、この八月から調整を急いでいって来年を目途に決着をつけていきたいと思つておる、こういうふうに答弁しておるわけなんです。またきのうの本会議で福田行政管理局長官は、自治大臣の六月二十八日の委員会発言であつた身分移管関係閣僚協議会、そういうようなものをつくらないでも、もっと積極的に進んでいく必要があると思ふ、こういうふうに答弁しておるわけなんです。ここで見られるところの、福田行政管理局長官あるいは自治大臣の答弁の内容というものは、かなり前進をした、前向きになつた御答弁になっておるわけなんです。いま厚生大臣の御答弁を聞いておりますと、厚生大臣のほうは若干うしろから追いかけていられるという感じがあります。きのうのことでもあります。きのうもうすでに、こういうふうに行政管理局長官なりあるいは自治大臣が発言しておるといふ時点に立つて、大臣、私はもう一度伺ひたいわけなんです、来年を目途に決着をつけていきたい、こういうことであるならば、先ほどのいろいろと権限の問題、あるいは徴収事務の問題、あるいは給与差の問題と言われまして、私は先ほど、私なりの発言もしております。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

きのうの自治大臣、行政管理局長官の答弁を踏まえて、来年を目途にするならば、もうこの国会が終りましたら、来月からこの調整に当たつていかないと間に合わないわけなんです。そういうことで、おくれはとらじという厚生大臣の決意のほどをひとつお聞かせ願ひたい。

○齋藤國務大臣 これは私も、今日まで衆議院、参議院、予算委員会その他において御答弁申し上げてまいりましたが、国の事務と地方の事務との権限の分配という問題が大きな問題でございまして、その問題をはっきり決着をつけない限り身分の問題は解決しないわけでございます。そういうわけで、いろいろ私が申し述べましたような問題点を考えながら決着をつけることが必要であると、私も考えております。その点については私も異存はございません。

ただ問題は、それは自治大臣はローカルオートノミーという考え方がありましようが、私は私として、全国的な健康保険なり厚生年金法の施行については全国民に対して責任を負つておるわけでありましよう、その事務が円滑に行なわれるかどうかという担保をどうするか、これは私としては当然考えるべきことだと思ひます。それからまた、その事務に従事しておられる方々も、そういう誇りを持って従事しておられるわけでありましよう。その一万か二万の大ぜいの方々の将来の問題も考えなければならましよう、右から左にこうだあだということをいふ言ひはやっぱり時期は早い、私はかように考えております。したがって、いま申し述べましたようないろいろな問題を慎重に考えてこの問題に決着をつけたい。これは何べん御質問をいただきましたも、終始一貫私はそう申し続けておるわけでございますから、そういうふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○和田（真）委員 念のために、一万何千人の従事しておる職員のことを非常に御心配なさつておるわけなんです、地方におきまして社会保険事務所で働いておる、あるいは地方庁の保険課で働いておる、この保険行政の事務に当たつておられる一万何千名の職員は、どういふ気持ちだというふうにお考えになっておりますか。

○齋藤國務大臣 職員団体のほうからは、いろいろ移管といつたふうな御意見を漏らされておるものもあると私は承知しております。しかし、私どももまた、現実にはいろいろな方々に実は意見を聞くことがあるのです。私も昔は労働省の役人をしておつたのですが、ここには一万何千人の職員が

おるわけなんです。こういう方々によりますると、大ざっぱに言うて、いなかの方々はいまのほうがいいという人がおるのです。これは現実におるのです。東京のような大都市は、地方吏員になりたい、こう言つておる人もおるのです。それはやはり、職員団体としては統一的な意見を出されておるようには思ひますが、個々人に当たつてみますと、いろいろな意見を持つておる方がおるわけなんです。一万何千人の職員というものは、厚生省の職員として、真剣になつてはんと忙しに御苦労願つておるわけでございます。これは、そういう方々の将来といふものを考えないというわけではありませんが、そういうことを十分に頭に描いて、そしてそういう国の事務が円滑に能率的に遂行されるかどうかという担保がはつきりしない限り、私は所管大臣として、右から左にあだこうだといふことを軽率に答へるべきものではない。これは慎重に考えて、そして事務の効率的な運営、職員の将来の問題、そういうことについて誤りないような決着をつけていく。これは私は大臣として当然のつとめじゃないかと思ひますので、これは同じことになつておるわけでございますから、どうか御理解をいただきたいと思ひます。

○和田（真）委員 理解をしてもらうために、大臣が先ほど言われて、私はそうでないというように否定したわけなんです、給与差の問題から出発するならば、なるほどいま大臣が言われたように、大都市の国家公務員と県の職員と給与差がかなり大きいために、そういうところの職員は地方移管に賛成だ、いなかの県に行けばそう格差がないので、むしろいまのほうがいいというように言うておる。これは給与格差から発想した考え方であつて、いまからもう十年も十五年も前のそういう職員の層の考え方なんです。今日はそうじゃない。申し上げましたように、単なる給与格差だけじゃない。同じように机を並べ、同じように建物の中におりながら、何か異質な思ひをしてその中で働いておるといふ、こういう不安定な身分の中から出てきておる、社会保険事務に従事しておる職員

の気持ちなんです。考え方なんです。そういうところで、今日では、これらの職員の組織しておる労働組合、少なくとも労働省の同じ地方事務官の身分にあるこの職員、あるいは運輸省の地方事務官、陸運事務所の職員ですが、これらの職員と比べましたら、大臣御所管の社会保険に従事している職員の、一〇〇％とはいへませんが、九九％に近い職員層が一緒になつて、地方自治体で働いておる労働者の結集体である自治労という組織に九〇％までお入りになつておる。そういう自治労の組織を通じて請願運動がなされておる。請願行動がなされておる。われわれはそれを受けまして、この国会にも地方自治法の一部改正案というものを私たちが出しておるといふのも、そこに由来するところなんです。したがって、社会保険事務に従事しておる職員の気持ちというものは、大臣のいま言われたように、小さいところと大きなところと格差がある、違いがあるというのじゃなくて、職員の九九％までは、地方に身分を移管してほしい、こういうことであるといふことをひとつ御理解いただきたい。

加えて、各県の県議会におきまして、それぞれ議会の議決として従来から厚生大臣に要望しておるところであります。全国の各県の知事会におきましても、知事会の決議として同様の要望をしておるところでありますので、きのう参議院の本会議におきまして自治大臣が出されましたように、地方移管という方向を目ざして来年を目途に決着をつけていただく。そのためには、この国会が終了後直ちにその調整に当たつていただくということとを、厚生省も積極的に、大臣を先頭に取り組んでいただく。こういうことを強く要望しておきたいと思ひます。

最後に御質問いたしたいのは、産汚物の処置の問題について、この機会にひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

実は、清掃法が改正されました、廃棄物の処理及び清掃に関する法律ということで昭和四十五年十二月に公布されております。この結果、どうい

問題が起こつておるかといふと、前の清掃法によりますと、産汚物というものは、一般のごみだとか、今回新しい法律のもとでいわれているところの一般廃棄物と同じような扱いをしてもらなかつた。なぜならば、産汚物というものは、その性格上、一つは中には妊娠四カ月前の胎児を含んでいる。あるいはいづゆるあと産といひますか、胎衣といひますか、胎盤、これを含んでおる。それからさらには、それに付着した布、綿、紙、これらを併せて産汚物といつておるわけなんです。申し上げましたように、妊娠四カ月前の胎児あるいは胎盤、これを含んでおるわけでありまして、前の清掃法では、この処理のしかたについては、各県の条例でその処理についての条例がつくられて、そして条例に規定した内容によつて処理していたのが実情でございます。ところが、今回の新しい法律によりまして、産業廃棄物以外のものは全部一般廃棄物だ、こういうことになりましたら、当然いま申し上げましたような産汚物も一般廃棄物でありますから、ごみと一緒に胎児も処理してしまふ、こういう問題が起こつてくるわけなんです。そういうように私は解釈するわけでありまして、また、そのように処理をされても、この法律では別段問題がないと思うわけなんです、その点でございます。

○浦田政府委員 先生の御案内のとおり、妊娠四カ月前の死胎につきましては、これは墓地、埋葬等に関する法律に基づいて、一般の死体と同様に適正に、丁寧に扱うということになつてゐるわけでございます。この趣旨は、妊娠三カ月前の死胎でございますが、こういったようなものにつきますと、では粗略に扱つていいか、という、決してそういうことではございませんで、墓地、埋葬等に関する法律では、これはいろいろと義務がかかつてきております。そういった義務をかけるということはいろいろと技術上難点もあらうかとは思いますが、三カ月前の死胎につきましても、これはやはり粗略に扱えということではございませんで、丁寧に扱うということは申すまでも

ございません。病院、診療所、あるいは助産所等関係の方々には、そういった意味から決して粗略に扱つてゐるとは私は思ひませんが、従来の清掃法上の取り扱いと今回の法改正によつての取り扱いの違いというふうなことでございますが、これはいささかも従来の清掃法の考え方というものを曲げておるわけじゃございません。私どもは、なおこの趣旨が徹底するように、また、かりに三カ月前の死胎であつて、あるいは出産のときに付属して出てまいります汚物であつて、やはり国民感情というものを十分尊重いたしまして、万が一にも粗略に扱うことがないように、適正な措置が行なわれるように強力に指導してまいりたいと思つております。

○和田(貞)委員 私の質問しておるのは、そういうように、粗雑に扱われないようにすべきであるとか、指導すべきであるとかということじゃなく、この法律では産業廃棄物以外に一般廃棄物なんだから、ちゃんと法律に明記されておるんだから、四カ月前以上の死産児についてはもちろん、いま御答弁がありましたように、墓地、埋葬等に関する法律に基づいて処理しなくちゃいかぬ。四カ月前の胎児についてはこの法律の規定からは一般廃棄物じゃないですか。そうすると、一般廃棄物であれば、ごみと一緒に焼却場で燃やしても法律違反だということにならぬでしょうか。うことを私は質問してゐるんです。どうですか。

○浦田政府委員 法律違反になるかならぬかと言われると、法律違反にはならないわけでございますが、これは前の清掃法の解説書で、胎盤、胎衣あるいは産汚物等を廃棄物として扱うという旨の解釈が出ておりますが、実際上の運営といたしまして、今後、先ほど申しましたように、私どもはやはり、これは国民感情から考えましても、決して粗略に扱うべきものではないと思ひますので、その旨が周知徹底できるように強力に指導してまいりたいと考えております。

○和田(貞)委員 だから、お認めになつたように、これは法律にはひつからぬわけなんです。だからいま、どういうようにこれから指導していくと言つたところで、いまだに法律が改正になつたのだからということで、各県の衛生部ではそういう考え方に立つておるのです。また、従来この処理にあたつての委託をしたり、あるいは従事しておる処理業者、収集業者、この法律の改正によつてそういうふうになつたのだという觀念が植へつけられておるわけなんです。そこに問題があるから、私はいま質問しておるわけなんです。だから、これからこれをしていく、していかなうということよりも、いま現実にそういうふうになつて、粗雑に扱われても問題にならぬふうになつておる。こゝろを問題にしておるわけなんです。それから、この法律によつて解釈をするのならば、それはそれでいいから、できて間もない法律であります。行政上指導するとかということが問題じゃなくて、やはり問題があるとするならば、できて間もない法律であつても、この法律を適當な機会に改正しておかないと、これはたいへんなことになるぞということをおは指摘しておるわけですから、その点どうですか。大臣にお聞きするまでもなく、改正する要があれば、これはすみやかに一番近い機会にこの法律を改正する、こういう考え方に立ちになるかどうか、ひとつ御答弁願ひたい。

○浦田政府委員 先生の御意見、御趣旨、よくわかりましたので、私どもは早速に、とりあえずはこの解釈と指導ということを明確にいたしましたし、国民感情に沿うような方向でもって強力に指導していきたい、行政指導でまいりたいと考えております。

それから、この法の定義の問題にかかわることでございますので、その辺、はたして解釈でいけるか、あるいは法改正を伴うものか、その点のところも十分に検討いたしました。早い機会に、もしも改正する必要があるということでありますれば、このことも考えてまいりたいと思ひます。

○和田(貞)委員 そんなもの、あなた、検討しなくてもちゃんと書いてあるじゃないですか。産業

廃棄物というのは施行令でちゃんと並べてあるでしょう。それで本法では、その産業廃棄物以外のものを一般廃棄物という書いてあるじゃないですか。あなた、何を検討する必要があるのですか。それでよろしい。

○浦田政府委員 御指摘の点は、やはり国民感情に沿うようないづゆる処理、処分の方法であらうと思ひます。それで、廃棄物という名称がはたして適當かどうかという問題もございまして、けれども、私どもは決して、これを廃棄物として取り扱ひましても、粗略に扱うという趣旨ではございませんので、その点は私どもは、行政指導でもってこゝろの意図することを明確に伝えたいと思つております。

○和田(貞)委員 いま国民感情ということばがあつたわけなんです。古い話であります。先ほどは死産児の話をしていただきました。この胎盤の回収につきましては、昭和二十六年の八月三日付で当時の長崎県の衛生部長から厚生省あてに照会が出ておる。これは長崎県だけでなくて大阪にもありました。製薬会社のほうから、胎盤を回収して薬にしていきたいんだ、飼料の材料に使していきたいんだ、それでどうしたらいいだろうか、できるならばこれを製薬会社が一手に引き受けて回収したいと思うのだ、こういう申請が出ておるけれども、どうしたらいいだろうという照会文が県から出ておる。これに對しまして、当時厚生省は答えて、「一、国民感情から考えて胎盤を収集して肥料薬品並びに飼料として一括処理することは好ましくない、それから二、営業の自由を侵害するから特定の個人に処理させることは不可能である、三、こういうふうな文書をもつて通達をして行政処理をされてきた。それが五年たち、十年たち、十五年たち、二十年たった今日、どうですか。国民感情ということばで、胎盤を棄にしてはいけない、化粧品に使うようなことはいけない、飼料にもしも使つてはいけないというこれが、五年たち、十年たち、十五年たち、二十年たった今日、これが化粧品の材料になつたり、薬の材料になつたり、

たような汚物というのは、病院、産院でストッカーに投げ込まれるわけなんです。そこに処理業者が収集しに行くわけですね。そこで、胎盤だとか、あるいは布だとか紙だとか、そういうものだけであつたらいいけれども、中にはやはり流産したり死産したりするわけでしょう。胎児が胎盤と一緒に入つておる、死産児がその中に入つておつたという場合、収集の業者が見て、これは三ヶ月未満の胎児であつた、だから処理したい、これは四ヶ月以上の死産児であるから埋葬しなければいかぬという判断が、そういう収集業者にかかぬでしょう。そうすると、かりに四ヶ月以上の死産児を不用意に処理するというようなことがあつたら、人権問題として許しがたき問題が起つてくると私は思ふ。こういうような問題もあるということをはつとつ念頭に置いていただきまして、いま大臣が言われましたように、一般廃棄物の中で処理するといふようなことではなくて、法律の改正を急いでいただくように御検討願ひたい。

このことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○三原委員長 次は、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 数々の法案にかかわる問題などもあるのですが、最初に一つ承つておきたいのは、参議院の田英夫議員の質問等からみまして、かつて、田中法務大臣が答弁をいたしました姿勢と、しまいに外務次官法眼さんの談話まで出まして、だいぶもめた時期がございました。私はあれをずっとノートに書いてみまして、当時、外務大臣に質問したことがあるのですけれども、未承認国との交流を積極的に進めるといふ趣旨の、大村あるいは横濱の入国者収容所長など全国十四人の入国管理事務所長をお集めになつての会合の席で、新聞にございませうな法務大臣の訓

辭がございましたが、これは、当時の積極的かつ前向きな法務大臣の姿勢に私は賛同している一人でございますけれども、このころ、外務省とおそらくもう食い違ひはないだろうと思ふのでありますが、こういうふうにお話しになつた趣旨を、できれば法務大臣の真意のほどを含めまして、こゝでまずもつて承つておきたいのであります。いかがでありますでしょうか。

○田中(伊)國務大臣 承認国と非承認国との間に幾らか区別のありますことは避けがたい。国際関係を見ましても、世界どの国もそのようでございます。しかし、承認国であつても非承認国であつても、事いしく人道問題、戦災復興などというものは人道以上の問題でもございませう。人道並びに人道以上の問題といふものについては国境を越えるべきものである。承認国はよろしい、非承認国はいけな、非承認国の中でもベトナムはいけなといふようなことも言ふべきものでない。ベトナムといふことは、臨時革命政府といふことばに取り消して訂正を申し上げますが、それはそういうことを言うべきものではない。日本が道義の国家といふものを看板にあげるのならば、人道で来られる場合は国境を言わぬのだといふことに徹底しろといふことが私の意見で、漸次これを徹底しつつあるわけでございます。非常に極端なことを申し上げますと、この間入国の許可をいたしました実例のように、南ベトナム政府でなく、南ベトナム臨時政府でない、第三勢力ではない、何かといふと南ベトナムの何々委員会と称する一団体、しかし内容的には臨時革命政府の人である、しかし形式は国家ならざる国家の中における一団体から御申請になつた場合でも、人道ケースでおいでになる以上はこれをお受けするといふその態度を貫いていかないと、道義国家といふことの看板が泣くのではないかと、いふように実は考えておるわけでありませう。

もう一口申し上げますと、それから人道以外の大事なものであるのではないかと。たとえば學術はどうだ、スポーツはどうだ、音楽はどうだといふ

ようなことが起こりました場合においては、それをどう取り扱うのかといふと、これは人道問題に次いで大事なものとしまして積極的姿勢をもつて考えていくのだが、これはケース・バイ・ケースで、その場合その場合で考えていく以外にはない。今日の段階ではその程度のことしか言へぬのです。人道問題は断固やる。人道以外の問題は、人道に次ぐ大事な問題については、これはケース・バイ・ケースだが、積極的姿勢で考えていく、こういうふうにはたいたいまの段階は考えております。まだ幾らか抵抗がございませうが、大体いま申しました方向で推し進めてレールを敷いていきた、こういうふうな考えでございませう。

○大出委員 これは長い経過がございまして、たしか賀屋さんが法務大臣をおやりになつた時代がございませう。このときに、玄海灘から朝鮮海峡に朝鮮公民の皆さんの歴史的な呼びが聞こえる気がするといふところから、向こうの方々が書きになつた文書を引用して、当時、朝鮮民主主義人民共和国の方々の帰国の問題、あるいは基参の問題、つまり交流の問題を長い間こゝで質問をしたことがある。そのあと、田中大臣がかつて法務大臣をおやりの時代がございまして、そのときにまたこの問題を取り上げて、大臣に実は、元法務大臣の時代でありませうが、賀屋さんに承つたと似たような角度での質問をしたことがある。いまのお話に出てくるまさに人道の問題であります。しかし、いま御答弁がございまして、一つは基本が明確になつてゐるの答弁は出てこなかつたのであります。それはなぜかといふと、やはり国際的な環境といふものが当時とは違つた環境にあつたんだらう、こういう気がするのであります。

そこで、私はひとつこゝで、なぜかういふことを言ひ出したかといふ背景が一つあるのであります。きょうは時間がございますから、外務省の方々の御出席はいただきませんでした。あらためてこれはやります、とは申しながらも、将来にわたる展望といふ意味で、国際緊張緩和の方向といふのもあります。未承認国との交流といふ問

題等をめぐつて、外交的な一つの見通しの上に立つて、つまり法務省は法務省の入管行政の立場でいまのようなお話が出てくる、こういうことになつたのではないかと、いふ気が実はしておつたのであります。人道とこゝろおっしゃるから、外務省の日本の外交の姿勢といふものと離れていまのお話が出てきた気がする。そこらところは、外務省との関係はどうとらえられておられますか。たとえば北朝鮮との交流といふものについて、朝鮮民主主義人民共和国との関係についていふと、あるいは北ベトナムとの関係についていふと、あるいは北ベトナムとの関係についていふと、ふうな、日本の国の外交的な姿勢あるいは展望といふものの中でのいまの答弁が出てきてゐるのかい、ないのか、そこらところはどうか。

○田中(伊)國務大臣 国際環境の激変、激変、激変といふことは、私は法務省でございませうが、外務省のほうがむしろ早く敏感にお感じになる。そういう国際環境の大変といふものからだんだんと私たちの施策の方向が変わつていくわけでございますから、そういう意味では、特に会見をいたしましたして、協議をして書いたものを取りかわしたといふ事情はございませうけれども、この法務省の考え方、外務省の考え方といふものは、大体の線において合つておるのではないでしようかね。そう理解をしております。

○大出委員 まあ、かつてどうもたいへん合わないやとりがございまして、そこらからいたしますと今回は合つてゐると、こゝろわけでありませうから、外務大臣も国会で答えておられるわけですから、おそらくそういう環境を踏まえてゐるんだらうと思ふのでございませう。W H O の例の北朝鮮に対する態度からいたしまして、国連の中における朝鮮に対する態度といふものの変更と申しますか、練り直しを余儀なくされてゐるといふ大きな国際環境もある。そうすると、そこらものを一体どうとらえるかといふ、これは日本の問題でございませう。一法務省の問題ではない。だが、新聞で見る限りは、実はこゝで突っ込んだ理解の上でお話になつてゐるようには表面的にはとれな

い。それがいま御答弁にあった人道の問題だ、こ
ういうことなんですね。そこで、しかしそれは外
務省とそう食い違ひはない、合っているのではな
いか、こうおっしゃるわけですね。ということに
なると、私はここで、一つ条件をつけられてこれ
は審議に入っているわけですが、法務委員会の、あ
るいは私どもの法務部会の方から、まあ非常に
微妙なところに来ている。南の革命政府の代表の
方々も、グエン・チャン氏以下何人か八日日本へ
というところで、まあおいでになる途上にある、こ
ういう現実もありますね。

そこで、特に朝鮮問題、地域的な意味で朝鮮と
こう申し上げておるわけですが、この問題
について、一方出入国法が法務委員会に提案をさ
れている。私どもの部会がいろいろ相談をいたし
ましたが、そちらのほうとの関係がありまして、
やはりこちらでこの設置法を審議するにあたって
は、片一方に同じ法務省から出入国法案が出てい
る。この関係が、法案が違ふんだとは言いながら
切り離せない。そういう意味で、非常に大きく変
わった国際環境が背景にある。非常に慎重な御答
弁がま出ています。そうすると、片一方の出入
国法などについても、たいへん早い変化というも
のを背にしているのではありませんから、慎重でなけ
ればならぬ、一言でいえばこう私も実は考えて
いるわけなんです、そこらのところは、大臣、
片方の態度のほうはそう外務省と違っていないと
いうことで、この新聞に載っております、「未承認
国との交流 積極的に進める」云々という大臣の
訓辭が出ています。一方、この法律は困るという相
当広範囲にわたる反対意見もある。その限り、少
し時期尚早だという感が私どもは出入国法につい
てする。やはり両方の姿勢が一致してくれないと
困りますので、そういう意味で、無理をなさらぬ
ほうがよからうという気が私はするのであります
が、そういう意味でひとつ慎重にこれは対処をな
さる、非常に大きな変化が目前にあったわけだ
から。そこらのところ、出入国法に対して聞く
は無理かしらぬ気はするが、しかしこの法案は、

取り扱いについて私どもの党の条件がついていま
すから、一言承っておきたいのです。

○田中(伊)國務大臣 頭の痛い質問で、この席で
お答えすることがどうかと思うのですけれども
も、しかし、答えをせよとおことばでございま
すから申し上げます、この出入国法につきまし
ては、国際上の大変化に即応するつもりで実は内
容をつくり上げておるのでございます。短期の旅
行者をむずかしい手続を踏ますというようなこと
は、これはちよんまげ時代の法律でございます。
船の時代につくった法律を、航空機、ジャンボ時
代に適用しようなんて、そんなことはからつきし
話が時代おくれです。それで、新しい時代に即応
するために、短期の旅行者というものは観光客
同様に扱ふんだ、ばつぱつと判をつけてやっちゃ
うんだ、ちよんまげじゃない、こういう行き方で、
これはでき上があればたいへん好人気を博するも
の。いま言ったように、日本は観光、観光と言っ
ておるが、何が観光だ、手続ばかりむずかしく
入れないじゃないかというところのおしかりが、全
世界各国からこの非難が出てきております。それ
を時代に即応するように、ジャンボ時代に合うよ
うに大改正をしようというのでありますから、こ
れは私は社会党さんといえども、他の野党の皆さ
んといえども、内容をこらんだいただきますと御反
対はないのではなからうかと、かつてにそう思っ
ておるわけです。

問題になりますのは、政治活動の制限でござい
ます。その政治活動の制限も、今日、国際情勢が
こう進んでくるといふ見通しを持っておるから、
私がこの政治活動について大幅な譲歩をしたわ
けでございます。私が預かっております外国人は
七十三万人おります。そのうち、十一万人を除き
ます六十二万人は朝鮮出身の人々でございます。
その六十二万人のうちで五十九万までは全部政治
活動自由、日本国生まれの日本人同様だ、思うよ
うにやれ、そういう処置をいたしました。たった
三万人余りだけについて、しばらく一定のクッ
ションを置いて御遠慮を願う。これは一体どんな

人なのかというと、南北朝鮮両国が独立せられた
後にお入りになってきた新しい人々であります。

もう一つは密入国者であります。それを同情して
特に残しておいてやっておるという、この密入国
で滞在が許されている者でございます。これを合
わせると三万人余りになるので、この三万人の
人だけは政治活動自由というわけにいかぬ。それ
は行き過ぎたことだけはやるな。デモに参加する
ことも自由、演説会に行くことも自由だが、自分
で大演説をやつて人を扇動したらいかぬ、自分で
デモのリーダーになることは許さない、自分でビ
ラを配つたり、自分でポスターを張ることはいけ
ない、この四種類だけはいけないといつて、そう
いうことをした場合においては、ちよんまげと待
ちなさいというのを注意する。注意に依じてくれ
たらそれでよいんです。それでよろしい。その
注意に依らないで引き続き同じ行為を繰り返す場
合においては退去を命ずる。こういうクッション
を置いておるといふ制度も世界の制度の中にな
いのですね。よほどお人のいい日本だということ
になるのではないかと思うのです。しかし、国際
情勢の大変化ですからね。もうあなた、朝鮮の人々
が日本へ来て政治運動をやるぐらいのことは、ど
うということはない。ことに、いままでも日本とは
深い関係にあった人々は自由にしたらよからうと
いうことで、五十九万人の解除をしたのです。

この内容を私が責任を持って説明いたしますか
ら、この私の説明を聞いてくださりさえすれば、
ああ、だいぶん変わっておるんだなということ
はおわかりいただくのではなからうか。つまり新時
代の入管ですね。すばらしい変え方なんです、こ
の変え方は、ひとりよがりのお聞きになる
かもしれぬけれども、読んでいただいたらわかる
ことです。

そういうことでございますので、この両方の事
柄は抵触しないのです。先生。おまえのしゃべっ
ていることは進んでおる、入国の許可は進んでお
るけれども、入管法はおくれているじゃないかと
いうことにはならぬ。どうも先生は、そういうお

ことはをいただいたように思つて、私は気にして
このお話を申し上げるのでありますけれども、決
して時代おくれになつていない、新しい時代に即
応するための改正である。どうぞ野党さんよろ
しく御願いをいたします。

○大出委員 なかなか担当の委員会のほうでいま
のようにお話しになる機会がないと見えまして、
大臣、なかなか欲求不満になつておられるよう
であります。私はこの席で入管法の審議しよう
と申上げておるのではないのですけれども、提案
理由の説明以上のことをいまお話しになりました
が、これは私、雨の中、何人かの人と一緒に大臣
のところへおたずねをして直接さして承ったとき
に、ちよんまげとおっしゃったと同じことを、ちよ
んまげ時間も同じくお話しになりました。す
ね。だいぶこれはもう大臣の頭の中はできてお
るわいという気がして御無礼したのですけれども、
それでもあのときに意見を三つ四つ申しましたよ
うに、非常に強い反対がございます。私はそう申
し上げたが、反対をなさる意見を述べられる、そ
れもそれなりにわからぬわけではないが、これ
が当時大臣の答弁でございまして、非常に微妙な
発言を当時大臣がなされました。出入国法なるも
のをどうしてもおやりになるのかと言ったとき
に、まあ委員会が違ひますので、ここで審議しちや
うわけにまいりませんから、私が申し上げており
ますのは、今回の大臣の姿勢、それから日教組が
大会を開きますが、ここに代表団を送つたお礼の
意味を含めて招請をした、それ相応な方々を。私
も朝鮮民主主義人民共和国を歩いたこともござい
ますが、当時、総評中央本部の代表団長で行つた
こともございます。したがって、この顔ぶれを見
るとわかるのでありますけれども、相当な方が幸
る。ところが、この中でも、旧来と違つて政治活
動のチェックなどというものは一切今度はなさ
らぬ。WHOがきめたあのいきさつ等もありまして、
非常に大きく変わったなという印象を直接的に受
けている。大臣は大臣で、十四人の所長さんを集
めて話をされている。この中で短期旅行者につい

て触れておられるのですね。ちょうどまた、いまおっしゃったと同じようなことを言っておられるのですね。

しかし、それが対象がきちんと、こつちだときまっているわけじゃない、いまの点は。こつちだところなる、ねらいはこうだと見られるところの方々は、それなりにやはり反対を続けることとなる、焦点はそこにあるんだから。いま一般論としておっしゃることはわからぬわけではないが、焦点がそこにあるんだから、それがまたポイントなのだから、朝鮮民主主義人民共和国との関係も、今度の代表団の例に見られるように特に条件をつけないわけですから、だとすれば、出入国法、入管法といわれるものについても、これはもう少し時間的な間を持たせる必要がある。そのくらい慎重であつていいのではないか。

つまり、国益ということがよく出てまいります、そういう意味で考えても非常に大きな変化でございますから、この際どうしても反対だということの方々は、何も御自分のお国と無関係で反対だと言っているわけでないですから、そこらのことを考えると、その辺をひとつだから慎重にと、こういうことを私は使っているんですな。慎重にひとつお考えをいただけないか。いきなりここで、それが逆たいへんいもので、聞いていただければわかるんだがという調子の、まさか御反対はないんだらうと思うがというPRになつてしまつと、これはちょっと慎重ではなくなつてしまふので、ひとつ慎重にこれは扱つていただけないか、こう申し上げておるのです。そこらのところまで触れて申し上げないつもりだったのだけれども、大臣からお話が出ましたから重ねて申し上げるのですが、ひとつ慎重な御配慮をいただく必要がある、こう思っているんですが、いかがですか。

○田中(伊)国務大臣 おことばまことにございも、法案の前途を考えていただいておりますことばでよくわかりました。慎重にやつていきたいと思ひます。

○大出委員 横浜に刑務所がございしますが、何という名称でございましょうか。

○長島政府委員 横浜刑務所でございます。

○大出委員 横浜刑務所は、地域的に申しますとどういふところにございましょうか。

○長島政府委員 港南区笹下町でございますが、町の中よりでございます。

○大出委員 港南区笹下というところなんです、この笹下というのはいまいみじくもおことばにありました、町の中でございます、実際いまお話を申しますが、これは実はその笹下の横浜刑務所なところ、いにしえはよかつたんだと思ひますが、いまお話を、町の中と、こういうおことばが出るように、まさに周辺は家屋で全くびっしり一ぱいになつてしまひまして、ここは、中でいろいろ仕事をしていられる方々の様子が、全部周辺の住宅から見える、こういう地域になつてしまつたわけでありまして。

この刑務所の警戒や監視をなさる方々が歩く警務道路というのです、まわりに道路がございすね。これは側溝も何もないのです。セメントを流しただけになつてゐる。周辺の住宅に、やたら雨でも降りますと水が流入するので、非常にこれは周辺が騒ぎまして、数年前に私は刑務所長さんにお目にかつたことがあります。このときにちょうど中へ皆さんが新しい建物をお建てになつておつた。で、そのときに、実はこの笹下刑務所を建ててもらひたい。笹下にありますから、通称笹下刑務所と言つてゐるのですけれども、もうこんなところにあつちや困る、こういう周辺の方々の皆さんの御意見が出ておりました。しかし、まあせつかく建て始めちゃつたのですから、それを金をかけてゐるのに、どいてくれという話をいきなりするわけにもまいらぬという気がして、それならばしばらくの間はしかたがないとして、周辺の住居に迷惑をかけぬようにしてくれなければ困るじやないかという話をいたしました。

予算的になかなか法務省うんと言つてくれぬという所長さんの話です。だから、材料だけでも何とかしてもらへばわれわれがやります、側溝をつくつてちゃんと近所の住宅に迷惑をかけぬようにしますというふうな話まで出てまいりまして、私も周辺の居住者の方々といろいろ相談をして、何とかその辺の配慮をしていただいておさめたいというので、当時おさめたいきさつがある。以来何年かたちました。最近はまだまたこの周辺は、もうこういふところに刑務所を置かれちゃ困るという。新しい建物なんか建てていろいろやつておられますけれども、全くまる見えになつてしまふ。穴になつちやつてゐるわけですよ、周辺のほうが高いですから。そしてみんな家になつちやつてゐる。あれはおかあさん何してゐるの、こころくる。どうにもならぬ。

そこで、いまあそこの収容規模というのは、たしか未決の方などを入れておるところもありました、どうなつてゐるのですか。どのくらい規模で、どのくらいの方々が、どういふ状況で入つておられるのですか。

○長島政府委員 横浜刑務所の定員でございすけれども、受刑者が千八十名でございす。未決の被告人でございすが、これが五百八十七名でございす。合計いたしまして千六百六十七名の刑務所でございますが、現在員は、これはことしの五月末でございすが、千四百六十四名入つております。

○大出委員 この方々がいろいろお仕事をなさる。私も、刑務所の所長さんになんか頼まれて、印刷とかやれ何だとかいって、できれば頼んでくれなかつたという話もあつて、県会議員の方々なども年じゅうそこをお願いしたりしてゐる方々もおつたりいふので、よく私も周辺を歩きますけれども、まわりはもと山ですから、周辺の状況から見まして、よく私も周辺を歩きますけれども、まわりはもと山ですから、裏側山になつておつたわけですから、それが宅造されて、みんな開発されて家になつちやつたわけですから、どなたか行つてみればわかりますけれども、刑務所の中がまる見えになつてゐるわけですよ。だから、さすがに当時そうい

ういきさつでまとめた形になつておりますけれども、もうこの辺でひとつこの刑務所をどこに移してもえぬか、そういう空気が非常に強い。そこらのところを皆さんが御存じかどうか。急に大きな運動になつても皆さんが御迷惑だろと思ひますから、あらかじめ、皆さんがあの地理的条件をどういふふうに取り扱つておられるのか、このところを承つておきたいのですが、いかがでございますか。

○長島政府委員 この移転の要請でございますが、その点は、先日、横浜地方の新聞にかなり大きく出たようございまして、それを私も拝見いたしまして察知したわけでございますが、まだ正式には私どものほうへ実は参つておりません。

一般的に、私どもの考えでございすけれども、町の中になつてまいりまして、ここに御指摘のように、中が見おろせるということはいへんまづい状態でございます。そういう場合には、なるべく地元の御要望に應ずるという方向で原則は検討するわけでございますが、この問題は、先ほど申し上げましたように、未決の被告人がかなりの数入つておまして、これを動かしますと裁判所、検察庁その他の関係がございまして、なかなかこの部分の部分が動かしにくいという点と、それから移転いたします場合に、最近移転先の土地のたいへんな反対がございまして、この説得がまた容易でないという問題がございまして、いまの状況はよくわかりましたので、私どもも十分に検討してきたいと存じます。

○大出委員 実は横浜の法務局も非常に人口密集してきておまして、人がふえるばかりですから事務もふえる。横浜市に対して、何とか法務局用地を見つけてもらへないかというお話などもあつて、私も市から相談をされて、何とかどこかに見つけてあげなければいかぬかなというところでいろいろ相談した時期もあり、そういう経過もいあるのですが、横浜というのは、私が昭和三十一年に衆議院選挙を初めてやりましたが、そのときに横浜市民百六十万ですからね。ところが、

四十八年です。それから十年たつたわけですが、いまだ百六十万市民が二百四十万になつてしまつたのです。この間、宮城県知事選挙に行つたところ、宮城県百八十万の県民諸君と、こう言うのですね。宮城県はずいぶん広いわけですが、全部で百八十万だといふのです。わが横濱は二百四十万あるのです。十年間で百六十万が二百四十万をこえたといふことは、それだけ人が入つてきたわけですね。至るところ山が坊主になり、宅地になつた。だから周辺の方々は、子供さん無邪気なんです。おかあさん、あれは何をしてゐるんだ。あそこは工場があつて、みんな働いてゐるんだとはまさか言へぬというわけですね。そういう。それを毎日ながめていたのじゃ、率直な話どうにも困るというわけですね。

そういう家屋が一ぱいあるのですから、やはり横濱市の側も、そういう市民の要望がたつたさうございます。このままにも捨ておけぬといふところにばつぽつ来ておるわけでございます。したがつて、念のためにいま承つておきたいと思つて取り上げたのですが、あそこの敷地総坪数はどのくらいございませうか。

○長島政府委員 十二万四千平米でございます。

○大出委員 これは何も、むしろ旗立てで、どけと言つて大運動を起こさせようと思つてゐるわけじゃないんだけれども、できる限りこれは、やはり皆さんとの話し合いをしてもらいたい。いろいろな御都合のあるのは、私もこの委員会でも長らく審議をしてまいりましたから知つてゐる。いろいろな問題が年百年じゅうあるわけですね。那須のある地域に新しいのをこしらへるといふような騒ぎになつたら、その土地の問題で大騒ぎがあつたり、いろいろなことを聞きました。だから、これはずいぶん苦肉の策をして用地確保なさつてゐることも知らないわけではない。だから短兵急にいうわけにはまいらぬ点もこれまた知らなくはない。だが、ばつぽつともう限界だといふこともまた事実でございまして、あの地域にこれだけの広い土地を刑務所用地にとつてあるという、これだけの収容

能力があるといふことだとすると、これはいつまでも放任はできない。

したがつて皆さんのほうで何かの先の見通しをお持ちになつて、計画をお立てになつて、こういうふうなことを考へるといふ皆さんのほうの姿勢がまず出てこない、これは未来永劫にあるのだとかんとかになると、せっかく当時大きな問題になつて、まわりにみぞをつくらして、雨露はそこに流して住宅区域には入れないといふようなことでまとめてあるわけですが、そのままだでは済まなくなる。したがつて、そここので皆さんのほうは、この刑務所の将来についてどうするか。周辺の私の知つてゐる、差し入れだ何だと扱つてゐるお店なんかもあります。そういうものを一括考へなければいけません。それから

それからもう一つ、お話のように、横浜地検なり地裁なりあるわけでありまして、それとの関係もまた密接にこれあり、そこらのところもあわせて考へてみたときに、皆さんのほうが漫然としようがないんだと言つてはうておくのじゃないに、私がこの問題に触れてもう何年にもなるのですから、したがつて、もう何かここでお考へいただくかぬと大騒ぎにぶつかることになつてしまふことになるので、そこで私は皆さんに少しお考へを承つておきたいのですが、このくらいの刑務所を移転するとなると、通常予算的にはどのくらいのことが必要になつてくるのですか。

○長島政府委員 ただいまの大きさばなところでございますけれども、収容受刑者一人につきまして建築費が約二百五十万かかるわけでございます。

○大出委員 そうすると、千六百六十七名という収容人員を持つとなると、概算どのくらいになりますか。

○長島政府委員 概算いたしまして約四十三億でございます。

○大出委員 これは用地費は入つておりますか、おりませうか。

○長島政府委員 建築費だけでございませう。

○大出委員 そうすると、用地費はあと地との関係で代替なり何なり考へられるという計算でございませう。そうすると、ここで考へなければならぬのは建築費だけでいいということになるわけでございますか。あとは何かございませうか。

○長島政府委員 一つのやり方は、特別会計がございませうから、移転先の土地が、現在おき土よりも安い場合にはそこに差額が出てまいりますから、その分は建築費へ回し得るわけでございます。ただいま申し上げました金額は、全部建築費だけの金額でございませう。

○大出委員 そうすると、やはりこれはばつぽつ皆さんのほうで先の計画を御検討いただくかぬと……。

これは一般論として承りたいのですが、おそらく全国各所にお持ちなんです。そういう意味では、これはいまだに幾つもあり、今度の法律にも幾つもございませう。月形少年院その他で今度の法律には入つてゐるのかもしてません。そのことを含めまして、一般論として皆さんの行政事務の中で、結果的には都市開発の関係で人口稠密なところに位置するようになつてしまつた、そういうところとはどうするかあつたかといふ、基準めいたものはないのでございませうか。

○長島政府委員 基準と申しますか、一応の考へ方はございませう。原則は、そういうふうな町のまんな中になつてまいりまして、行刑自体から見てもぐあいが悪い環境になりますと、できるだけ移るといふのが原則でございませう。

ただ、移りますには、移る職員の不便といふこともございませう。受刑者自体もまた面会その他の不便がございませう。ことに未決の場合は、裁判所、検察庁等にある程度近くになければなりません。そういうようなことと、あとは電気とか排水、あるいは給水でございませうか、何しろたいへんな人数でございませうから、そういう問題がございまして、そういう条件に合いますやうな土地、場所を御提示いただきますと話が進みやすいというよう

な過去の事情でございませう。

○大出委員 その場合に、用地確保というふうなことは、たとえば地域的には、つまり距離的に裁判所だの検察庁だのといふことになりませうけれども、いま皆さんが所管なさつておる刑務所等の関係でどのくらいまで可能なんですか。たいへん離れたところもあり、あるいは近いところもあるのだらうと思ひますが、たとえば横濱市なら横濱市がものを考へるとした場合には、さつき廃棄物の話が出ておりましたが、廃棄物の処分地などについて、もう爆発寸前なんです。一生懸命処分地をさがしてやつておるのです。けれども、線引きが行なわれて市街化区域、調整区域になつた関係もあつて、なかなかうんと言わない、四苦八苦の状態。それだけに、この種の土地をいふことになりませうといふことだといふ気がするものであります。もう用地がございませうか。どのくらいのところまで可能なんですか。

○長島政府委員 拘留監と申しますか、裁判所、検察庁へ出頭する被告人を入れておるといふところは、いまだ一番遠いところで四十分程度でございませう。

○大出委員 四十分となると、四十分くらいの周辺というのは全部びつしり家です。裁判所だ、あるいは何だといふのを中心に考へるわけでしょう。そうすると、横濱市のどまん中ですからね、裁判所だとかなんだといふのは、その周辺といふのは、四十分くらい走つたつて、どっへ行つたつて似たやうな、そこそこ交通渋滞でどうにもならぬ地域ですね。その地域にどこかを見つけないといふたつて、これはとてもじゃないが、どうも話のほかでございまして、そうすると、裁判所や何かまで一緒にどこかへ移すことを考へない、と、とても刑務所の移転はできない、こういうことになりませうか。

○長島政府委員 ただいま申ししたのは未決の入りませう未決監のことでございます。横濱について申しますと、大体それが六百名ほどになるかと思ひますが、既決の受刑者につきましては、特

に裁判所とか検察庁とかいうものと直接には関係
ございませんから、もっと遠い距離ということも
考えられるわけでございます。

○大出委員 ほかには少年鑑別所みたいなところも
あるわけですから、保土ヶ谷駅裏なんかにごさ
いますが、これも移らなければならぬだろう。そ
うなると、そのところを考慮合せて、未決
の処理は処理で、その種の方々を除く受刑者諸君
の問題等ということになるとすれば、地域的には
相当離れてもいい、こういうことになりすね、
結果的には。

○長島政府委員 距離だけから申しますと、そう
いうことになると思います。

○大出委員 それじゃどうですか、これ大臣が
ちょうど席をはずしておられるので、その間に
思つて承つておるのですけれども、皆さんのほう
で一ぺんあそこをお調べいただいて、周辺も含め
て、その上で一体どうするかということをはいつ
御検討願えませんか。

○長島政府委員 実は、たゞいま全国の矯正施設
につきまして総合的に検討を始めておるわけで
ございますが、各地に同じような問題が出てきて
おりますので、刑務所の規模と申しますか、そう
いうものを含めて全国的な再検討をチームもつく
つて始めておるところでございます。もちろんそれ
に加えて検討いたしますし、私自身も一度見
に参りたいと思つております。(木原委員「千葉に
もあるよ」と呼ぶ)

○大出委員 それじゃ、いま木原委員のほうから、
千葉にもあるんだという話でございますから、至
るところそういうことになっておるんだらうと思
うんですが、しかし、これはあまり大きな騒ぎに
なつてからというのには感心しないですよ、こうい
うことは。

野呂さんおいでになりますから、ひとつ大臣に
かわつてお答えをいただきたいのですけれども、
横浜市の側も、ぼしょんとぶつたからそれでい
いというものでないのか、新聞には確かに出て
おりましたが、やはりそこところは慎重に考え

てゐるわけでありすから、ひとつこの種のこと
をどういうふうな基本的に解決すればいいか。そ
れは軍事基地じゃないですから、アメリカさんが
というふうな話じゃないですから、そこそこ
ひとつ、政治的に国の機関が考えればいわけ
でありまして、先ほどお話がございましたように、
いろいろな影響でよくないということはお認め
でございますから、そういう角度から御検討くだ
さる、横浜市の意見なども十分聞いていただくとい
うことにしていただきたいたのですが、いかがで
しょうか。

○野呂政府委員 こういう刑務所の移転問題、私
も各地にいろいろ聞いております。実は三重県の
刑務所、津の刑務所もいわれておりますが、まだ
当局で話しておりません。そういう点から考えて
まいりまして、お話しのように、激しい環境の
変化、これに対応する法務省としての行政が必要
ではなからうか、こういう観点で積極的、ただ
いろいろ陳情があつた、あるいは移転の申請が
あつたから、市が介入してきたものであつたとい
う機会に便乗して乗ろうというのではなくて、ひと
つ前向きに総合検討のチームを十分に活用して、
およそ何年間ぐらいに大体激しい変化に対応でき
る施設になるかどうか、こういったものを早急に
検討する必要があるのではなからうか、こういう
ふうに考えますので、いずれ大臣とも御相談申し
上げて、当局を鞭撻して、いろいろ激しい変化に
対応できる矯正施設というものをつくることゝた
いへん大事だ、こう考えております。

○大出委員 野呂さんが防衛庁の政務次官をおや
りになつておるときに、立川問題をめぐつて、基
地を大所高所から全国的に調査をして、町の中
に基地があるということについてはいろいろ問題が
ある、立川のように駅から五分だなどというの
ぐあいが悪いというので、防衛局長あたりまで中
心にして、そういう調査プロジェクトみたいなも
のをつくつて一年ぐらいでというお話があつたん
ですけれども、あれどうなつたと聞いても、最近
さっぱりうんだともつづれたとも答えが出てこぬ

わけですから、また同じことをおっしゃられても、
またこれ野呂さん十年も政務次官をやつておられ
るわけじゃないですから、これはいま政務次官お
答えになつたんですから、しかと聞いておいてい
ただきまして、これはやつてくれぬと困るんです
が、いかがですか。

○長島政府委員 先ほど申し上げましたように、
実はそういうチームを局内につくりましたので、
全力をあげてやるつもりでおります。

○大出委員 それでは、できるだけ能率的に、懸
案になつておりました沖繩の土地の所有権の確定に
かかる問題を承つておきたいのであります。

これは実は木村さんが経済企画庁長官をおやり
の時代に、沖繩特別委員会でもそう突っ込んだ議
論が行なわれていない件でございまして、中谷鉄
也君が当時持ち出している程度でありまして、私
が当時、経済企画庁長官木村さんの時代に、経済
企画庁並びに総理府山中総務長官、こういうこと
で時間をかけて実は詰めてみた経緯があるのであ
ります。

ちょうど大臣がお見えになりましたして好都合で
ございますが、この沖繩の土地の所有権確定とい
う問題は、どうしてもこれは早期に決着をつける必
要のある問題でありまして、かつて私がこまかく
詰めたときに、たまたま法務省御都合が悪くてお
見えになりませんでしたので、そこらの問題も
そっくり残つた形に実はなつておるわけでありま
して、先般、当委員会が沖繩に参りましたときに
前からのかわり合ひもございまして、沖繩県の
担当の諸君と話をしてみましたが、非常にこれは
困つておりました、何とかひとつこの問題は法務
省にものを言つてくれ、こういうことであります。
ごもつともだと思つたのであります。

そこで、現地の諸君の意向も聞いてみますと、
法務省の方々が沖繩の土地問題について実は相当
御認識であるということもございまして、念のため
最初に申し上げておきますが、法務省の方々
で、これは廣木さんとおっしゃるのですかね、法
務省民事局の第一課長さん。それから北地田さん

とおっしゃるのですかな。現地では三課長さん、
こうおっしゃつておりましたが、この方々が比較的
この沖繩の土地問題については御造詣深い方々で
ある。いろいろ振興開発計画の進行に伴つて、何
をやるにしても所有権が確定をしていない限りは
手の出しようがない、そういう問題である、こう
いうことであります。

私は、先般この問題を取り上げましたときに、
いまある現行法律、どういうふうなこれをひねつ
てみても、それで沖繩のこの土地問題は片づかな
いと断言して実は質問を始めたわけでありま
す。木村経済企画庁長官は、国土調査法でやれま
すなというところをおっしゃつた。促進法十年あ
るのだから、それでやればできます、費用も、な
んというふうなことをおっしゃつていた。だんだ
ん詰めてまいりました結果として、現在の法律で
は絶対にできませんというふうな回答が變つて
しまひまして、絶対できないことになつてしまつ
た。こういう前後の経緯がある。

平井さん、お見えいただきましたが、特に軍事
基地内のこれは、地ならしをしちやつたわけであ
りますから、かつてにいいところを取つて、ブル
ドーザでならしちやつて基地を確保した合ひ間
に、おまえさんこへ住めと収容所から出したわ
けですから、一体その軍事基地内の土地というの
は、じゃどうするのだという問題もございす。
ここの問題について、ばくと申し上げてもしか
たがないので、大臣にこれは聞いておいていただ
く形で論点をしぼつて承つていきたい、こう思
うわけでありす。

そこでまず最初に、強制収用ということ、五
年間というふうな押え方をしているところもあり
ますけれども、このままでしてはつておいたんじや、
五年たつたつて十年たつたつて片づかない。そこ
で、いま大体どのくらい調査が行なわれ、進んで
いるのかということ。琉球政府の時代には土地調
査法がございまして、本土復帰以後は、この琉球
政府の土地調査法というの本土の国土調査法に
相当するものだらうと思つてありますから、

経済企画庁担当の国土調査法のワケ内にある、こういうふうになるのだらうと思うわけでございませうけれども、当時の進捗率が皆さんのほうは五七%とおっしゃってました。私は、そうではない、六%と現地では言うがというやりとりで、結果的に六%ぐらいですということになったわけでありますが、そのころのころ、調査費を一千万でございまして、つけてあらわれるわけでありまして、この一年間でどういふことをおやりになり、どういふ状況で沖繩の土地調査を含む所有権確定に向かつての作業は進捗をされているのかという点をお答えをいただきたい。

○亀谷説明員 お答え申し上げます。

いま先生から御指摘がございましたように、昨年四十七年度の予算をもちまして、沖繩の復帰した直後でございますが、懸案になっておりました境界不明の土地の内容につきまして、全体といたしましてどの程度のそういう不明確な土地があるものであるかどうか、それからそれぞれについてどういふ特殊のケースが介在しているかどうか、それから、当時いわれておりましたような公簿、公図その他関係の諸資料が全然ないものであるかどうか、こういった問題について、やはり政府としてもかきも見当がついていなかったわけでございまして、先生の御指摘もございましたので、われわれとしましては、いまお話しのように、一千万円の予算をもちまして、これは当時、法務省、それから経済企画庁とも御相談をしたのでございしますが、先生もよく御案内のように、結果としましては、国土調査法に基づく地籍調査にも必ずしも当てはまらないのだ、なお不動産登記の面でも必ずしもこれはストレートにはいきがたい、こういうこともございまして、当時、山中長官から御答弁しましたような経緯もありまして、私どものほうで三省庁と協議の上で一千万円の予算をもちまして、なおかつ、当時琉球政府が沖繩県にありまして、先生も御案内のように、土地調査事務所というものが県に残ったわけであります。いろいろ

る御相談しました結果、県も快く引き受けたいだきまして、国のほうから一千万円の予算をお渡しいたしまして、事実上、県の土地調査事務所がその機能を引き継ぎやっておりますので、ここにお願いをいたしました上で、いま御指摘のございましたような、全般的にどの程度のそういういた関係地域、私どもはこれを特殊地域としておりますが、この特殊地域の所在地、全体の面積、それからそういう土地に、先ほど申し上げましたようなどういうケースごとの問題があるか、それから関係資料がどの程度集められるか、こういう調査を昨年やったわけでございます。

ただいま集計中でございますので、正確には先生の御希望どおりのお答えにならないかと思ひますが、われわれが調べました結果によりますと、いま申し上げましたような特殊地域と称せられす地域は、いま一番問題になっております与那原町は沖繩中南部が中心でございまして、十八市町村に分布しております、面積で申し上げますと、現在の登記所に備えてあります台帳面積でこれを換算しますと、九十三平方キロというふうに一応概算をいたしております。もちろんこの中には、先ほど先生御指摘のように、相当部分基地がございまして、必ずしも短時日の間に基地内立ち入り調査はできておらないわけでございすので、あくまで概算でございますが、そういう中で、ことに嘉手納の飛行場等はまだ積算面積には入れられかねる、立ち入り調査もできませんので、そういうところを除きまして、おおむね九十三平方キロという数字だけはつかんだのでございす。

なおその中で、余談でございますが、先生御指摘のように、いわゆる軍用地と非軍用地があるわけでございす。われわれの調べたところでは、この中で約十五平方キロがいわゆる非軍用地である、こういうふうな一応の概算をいたしました。そのほか若干の資料収集を行なった、これが現状でございます。

○大出委員 たとえば読谷なら読谷という場所が

ありますが、これは返還前に開放地域が相当ございしました。現地を私、見ておりますけれどもね。これはDE、地区工兵隊といっておる米軍の機関でございますが、このDEの将校連中に話したりして、どこからどこまでが返してくれた土地なのだと現地に連れていったのです。いまだいへば沖繩県の外部の方々ですね。それで行ったところが、いや、この辺だろうと手を広げたというのです。読谷の広大な原っぱのまん中で手を広げられたって、どこからどこだって言ってもどうにもしょうがない。だからこの辺から返したはずだというわけですね。この辺と言つて手をあげただけだからわからぬというわけです。そうすると、開放されたのだからというので、みんな押しかけて畑をつくるの何のという。そうすると、人間欲があらますから、少しでも自分が既得権をふやして畑をやろうというわけですから、夜、夜中に行つて畑を打つてしまふ。そうすると、その翌日は、打たれたなと思つた人はがまんして、今度は夜中になるとそのくいをみんな引っこ抜いてしまふ、そしてまた打ち直す。畑じゃないのです、陣取り合戦で毎日やっています。一年たつたのだから、その陣取り合戦はどうなつたのだと言つたら、いまだにそうだという。大出さんが知らない人を二、三人連れてこの細い道を行つてごらんさい、一人うしろへつながら、一人つながら全部ずつついてきちゃう、測量でもするのじゃないかというので、そういう状況だということです。

一年たつてそれじゃ、これは私は日本政府なるものは無責任きままりはせぬかというふうにいる。私は当時、現地でこまかく調べてまいらぬ足席で指摘をして、皆さんに御答弁を求めた。ほとんどシンブンカンブンですよ。経済企画庁長官は、国土調査法あるいは促進法で、促進法のごときは十年ございすから、これは沖繩のやつは、沖繩の地籍を調べてみても一%くらいなんですから、どうっていうことないというのです。政府の本土

予算でこんなもの簡単にできますと、こう言う。うそばかり言っているのです。黙つて聞いていて質問を始めてみると、全部違つてしまつて、今度は本土の法律では絶対できませんという。そういうことじゃ困るのです。一年たつて何かやつてくれたかと思つたら何にもしない。こんなふざけたことで、これで沖繩の振興開発といつた、道路を広げるつた、所有権が確定してないところに補償の払いようがないでしよう。このところをもう少し積極的に皆さん取り組んでいただけないですか。読谷なんかこの地域がそのまゝ一年はうり投げられているのじゃ、いささか私どもは腹に据えかねるのだが、なぜこういうことになるのですか。

○亀谷説明員 お答え申し上げます。

先ほど、ほぼ概算を行なつたと御答弁を申し上げたのでございまして、恐縮でございますけれども、いま御指摘のように、そもそも国土調査法に基づく地籍調査、あるいは不動産登記の所定の手続がとれないという非常に困難な状況にある中で、できるだけ早く権利、権原を明らかにするためにどうしたらいいのであらうか、こういうことで、まずもつて、先ほどお答えしましたように、全体としてそういう特殊地域がどの程度あるのか、所在地がどういふふうになっているのか、あるいは個々のケースでどういふ事情があるのか。なおまた、その後関係地主間で、これを早急に解決するための強い意欲のもとで話し合いが持たれる可能性があるのかどうか、こういった問題も含めて調査をしたのでございす。

なおその際、特に地元の方のそういう熱意が非常に高くございまして、早急に解決したいために再三にわたつて話し合い等を持たれ、現地でそういった問題の機運が高まっているところ、具体的にいいますと、与那原地域、あるいは具志川の返還された一部の非軍用地がございまして、そういうところにつきましては、四十七年度の予算をもちまして、地籍の確定の前提となります現況

図の作成も一応した次第でございます。

なお昨年、先生の御指摘がございましたように、先ほどもお話がございましたが、DE、工兵隊等の航空写真等もその後収集をいたしまして、これが必ずしも全部に適用されるかどうかかわりませんが、中にはやはり相当精緻なものでございまして、これがある程度有効に利用できるという面もないわけではないということもわかってきたわけでございます。そういうことで、私も少ししては、当時、先生のお話もございましたけれども、具体的に言いますと、やはり地元のこの地主間でやはりまとめたという機運が非常に強いところは、できるだけそれに協力をいたしまして、何らかの解決できる方法があればそれにしたいことはないのでないか。

先生も御案内かと思いますが、実は琉球政府が復帰する時点で、琉球政府の土地調査庁時代の最後でございますが、読谷の軍用地が返還されました地域につきましては、土地調査法に基づきまして現地で再三にわたる話し合いを行ないまして、新たに出来ました物的証拠等を参考に新しい公図の策定に成功している例もあるわけでございます。そういったこともございまして、先ほどちょっと触れました具志川のような事例も出てまいりましたので、私も、できるだけすみやかに、そういった関係の地主間の要望も強く、そういった機運の高いところは、当然のことと責任でございますので、なるべく早くそういったアプローチの中で実際の法律の手續に乗せやすいようにしていきたい、こういうことで鋭意やっているわけでございます。

そういうことでございますので、まあ先生のおしかりもございましたが、何ぶんにも政府としまして、直後からの作業でございまして、私も自身もふなれた点もございまして、県の事務当局にお願いをしまして、できるだけすみやかにそういった最終的な見通しと申しますか、概査を終えた上で、このケース・バイ・ケースの解決につき

ましても、なお関係省庁と早急に取り組みたい、こういうことでございます。

○大出委員 この筆界未定の土地なり境界不明の土地というふうなものを含めまして、これが問題の大多数であります。こういうものについて国土調査法といういまのお話ですけれども、国土調査法の趣旨に沿うものかどうか。つまり国土調査法のワケ内でやれる性格のものかどうかという点ですね。これはいまお話がありましたように、地元の地主の話し合いで、こういうのですけれども、いかに話し合っても、それはだめなんですね。一つの問題があればこわれてしまう。たいへんな金をかけても何にもならない。それはなぜかというと、境界不明、筆界未定の土地なんだから、それを話し合いでどうきめても、これはだめなんです。根本に触れますが、国土調査法でございますか。

○大月説明員 お答え申し上げます。

国土調査法でやる方法といたしましては、法の中にありますものは、境界というもののについては測量をするということになっております。したがって、きめられたもの、現地にあるもの、それを測量をするのが調査法の趣旨でございます。

○大出委員 この国土調査法の趣旨というのは、関係地主さんが来て、ここを調査してくれ、測量をしてください。で、測量をする、これはこうなんです。こうなると、それが趣旨なんです。そうすると、筆界未定である、あるいは境界不明であるというものをどう測量のしようもなければ、地主間に争いがあるものを裁定のしようがない。国土調査法にそんな権限は何もない。そうでしょう。そうなるので、すべてが境界不明であり筆界未定であるものに対して、国土調査法のいかなる条項でそれを当てはめて決定ができますか。全くこれは権限がないです。つまり国土調査法のワケ外、そういう結果になりませんか。いかがですか。

○大月説明員 おっしゃるとおりでございます。

○大出委員 そうなると、さっきも話し合いとおっしゃるんだが、琉球政府の時代に地図の編さ

んというやり方がある。地図の編さん、これは机上でやるのです。通称はめ込み測量と、こう言っている。たとえば天願なら天願という地域、安慶なら安慶名という地域でこれだけ返ってきた、返ってきたところを図上で広げて、この図面の中に、Aさんから始まって百五十八名なら百五十八名の地主さんをはめ込むわけです。測量も何もしていない。図上ではめ込む。だから、わからないんだからしかたがないから、架空のところになんか書いた。次にBと書いた。あなたは一体天願地域に何坪くらいあったんだ。おれのところは三百五十坪だ。そうか、じゃおまえさんCさんだからこへ書くと、全部書いてはめ込んだ。ところが、さて天願なら天願という地域、いまここに国道が、米軍がつくった道路がありまして、そこからは安慶名地域まで入っている。だから、それだけ道路があつて、小字を自分かきめたんだから、天願というのはここからこっちです。古い土地でいえば向こう側へ入っているのだから、狭くなつたのだから、どうはめ込んだってはめ込みようがない、これは。しかも欲があるから、百五十坪なかつた人が自分は二百坪とか三百坪とか言うから、それで切つてはめ込んだ、わいわい言いながら。という結果に実際にはなっているわけですね。そうするとこれは何にも測量してない。よしんばこれで地主が了解をしたとして、法的にこれ有効かどうかという問題が残ります。ここ

のところはまずどうなりますか。

○龜谷説明員 不動産登記の有効性の問題は法的な問題でございますので、法務省さんのほうで御専門だと思ひますが、先生もよく御案内のことです。私も詳しくないので非常に恐縮なんです。先ほど私が申し上げましたように、実は先生が御指摘のように、琉球政府時代の土地調査庁の行ないましたいわけに、図上調査方式、これはまさにおっしゃるとおり、これが確定的な、有権的な設定にはできないのである、こういうふうな思ひます。ただ、当時そういった経緯の中で、復帰直前に

おきまして、旧軍の読谷飛行場の一部でございまして、この高名西原という地区がございまして、ここにございまして昭和四十五年に返還されたのでございますが、他の特殊地域と同様に、各筆の筆界はもろろ返還地と未返還地の境界すら不明のままの状況であつたわけでございます。しかし、これにつきまして地元の関係地主の非常に強い要望もあつたものですから、当時の土地調査庁におきましては、旧道路その他の物証の発見に非常につとめた結果、相当数の物証を発見することができました。それらをよりどころに、関係地主が位置取りあるいは形状等につきまして協議をいたしまして、その最終的な合意に基づいて筆界を順次きめて、これに基づく正確な測量図をつくりまして、復帰の直前に、正確にいたしますと四十七年の四月でございまして、地籍を確定した経緯があるわけでございます。もちろんこれは、先生御指摘のように、すべての場合にこれが適用されるということは考えることはできないわけでございます。けれども、ケースとしては、全員のそういう要望と、所要の調整と、現地のくい打ち等も含めました最終決定のなされた、いわゆる登記の調整の行なわれた経緯もあるケースがあるわけでございます。

そういうこともございまして、私も、もちろんすべてが話し合いで完全に行なうことができると言い切るまでには、先生御指摘のように、まだ調査不十分でございますけれども、基本的にはやはり土地の所有権の問題でございますので、法務省もおられることでございまして、いわゆる行政権と申しますか、行政権による調整あるいは確定ということに直ちに持つてまいります。先生御案内のようにまだいろいろ問題もあつた、慎重にこれを検討する必要があると思ひます。かたがた、いま申しましたような全面積における悉皆調査を確定した上で、そういった地元における調整ができるものほどの程度解決できるのか、どうしてもできないものがどういう形で出るか。もちろんこれは、のんびんだらりとやるわけ

にはいきませんので、なるべく早い時期にそういった所要の調査、それから結論といいますが、そういったものを出したい、こういうことでございます。

○大出委員 話を前に進めましょう。いまおっしゃったそれもだめなんです。全く効果がない。なぜ効果がないかといいますと、西原というところがございいます。これは例の東洋石油のできたところ。あの西原村の場合には、いま話が合ったように、地主間で話はつけてある。線引きをやったのです。線引きをやった同意書をみんなもらった。ところが、不服申し立てがございまして、四十日の期間を置いて不服申し立てをとって、それでまたいろいろやっていると、ある意味では強制的に、まあそう言わずにというので確定された。この間、旧米ドルでいうと何万ドルもかかっている。

ところが実は、東洋石油の工事をやったら、あそこで豚舎が出てきた。沖縄の豚小屋というのは石でつくのです。だから、米軍がブルドーザーで埋めちゃった地域なんだけれども、東洋石油の工事をやるので掘っていったら、豚舎の石組みが全部出てきた。そうしてこの石組みは何のたれ兵衛さんの豚舎であるということが一べんでわかってしまった。そうすると、それが全く他人の土地のところに出来たわけですから、合意をしたものが全部御破算になりまして、一軒残らず全部御破算、未定。何にも言わないでもとに戻した。実際そこ、だれでもが認め得る井戸であろうと豚舎であろうと出てくれば、いまお話しする方法では一切がつかない登記無効ということになります。

で、ここから先は法務省の分野ですけれども、一体、国土調査法でできるのかできないのか。できない、国土調査法のワケに入らない、この問題は。

まず、登記の問題がいま再三出てまいりましたからちょっと申し上げますが、登記をするとなれば、登記官が行って測量をまずしますね。私は実測者問題でここ長い質問をしたことがございいます。あなた方はこの趣旨に従って、あれ以上や

さずにやりになっていくようにすべきだともね。ところでその上に登記官が行って測量する。そうしなければ実際に登記はできない。抵当権なんというのがあるいはやれるかもしれない。しかし、表示関係の登記というのは、たとえば地籍の更正とか、あるいは地目の変更とか、これはどうにもしょうがない。そうでしょう。そうすると、いま話し合っているのがどうなったにしても、まず登記ができるか。さてやった場合に、いまのような豚舎というふうなものが出てきて、この土地はだれの土地というのが歴史的にわかってくるのですから否定できない。そうするとその場合に、かりにやっても、一体その登記は有効か。日本は法治国家なんでございいますから、法律的にこの問題は一体どうしていただけるのですか。個人の所有権というものはいつあったって確定しない。十年たっても、強制収用で五年たつたって片づかない。国土調査法のワケに入らない。それじゃこれは一体どうすればいいのだということになる。

沖縄の振興開発もへちまもない。所有権のないところに、それを拡張しても補償の払いようがない。どうにもならない。これは法務省はどうお考えになりますか。

○川島政府委員 私からお答えいたします。せっかくいろいろ苦心をしてお測量をされても、あとでその境界が間違つておつたという確実な証拠が出てくると、前の調査がひっくり返ってしまうではないかとおっしゃいます。まことにそのとおりであろうと思ひます。しかしながら、過去の事実を、一度おきめになりましたものを、現在それと同じ状態に再現するということも、これもまた境界のある問題であります。したがって、御指摘の問題は非常にむずかしい問題でございます。これを防ぎますためにはどうしたらいいかということでございますが、一つの考え得る方法といたしましては、関係の地主が全部、いわばその調査の結果に対して合意をする、集団的な和解契約というふうな形をとるということが考えられるわけでございます。そういう方法もあるわけ

でございますけれども、それだけでうまく事が運ぶかどうかという点につきましては若干の問題がないわけではないと思ひます。もったいなくやれということになりますと、何か立法でもいただきまして、所有権はこうなるのだということをきめてしまふのはかたがた。しかし、この立法をするということになりますと、事は個人の土地の所有権にかかわる問題でございいますから、これまた非常に利害関係をいろいろ考えた上で慎重な配慮を加えなければならぬ。立法上もむずかしい問題でございます。

そこで、現在のところは、関係各機関が相寄りまして、できるだけ資料をさがし出して、そうして現状においてできるだけ努力をして正確な境界を発見していこう、こういうふうなやり方です。守りまして、現在の段階ではこの成果をしばらく見えてどうにもならぬという場合には、また別途方法を考えるということではなからうか、このように考えておる次第でございます。

○大出委員 関係地主が十人集まって和解調書をこしらえた、ところが広大な地域ですから、字、小字その他みんな違うのですが、みんなそれは境を接しておるのです。それはあとからつくったのです。前はそうじゃなかったのですが、米軍が道路をつくって字、小字をつくれといつてつくったのです。そうすると、この部落なら部落で話がついたとする。一人反対すれば和解調書はできせんよ。これは全部同じ条件にあるのですから。よしんばできても、その隣の字が変わつてくると、もとは平垣な一帯の土地ですから、そうするとまた、これは全部くずれちゃう。そうでしょう。こっちは和解してないのだから。そこで、こへ集まった人たちが合意して登記をしたにしても、さっき言ったようなことが出てくると、これは全部飛んでしまふ。裁判所もそのことを否定できないです。そうすると、私もずいぶんこれは考えてみた。いろいろ聞いてみた。しかしこれは、いまある法律関係をどうひねくつてみても、それでは解決しな

い。

そこで、ひとつ承っておきたいのですが、かつて私が取り上げた一〇・一〇空襲の前のDEが持つておる航空写真ですね。これは航空写真から地図にしたものです。琉球政府時代に米軍との土地裁判で、たつた一件だけ伊江島で勝っている。宮良寛蔵さんという方が弁護をやっている。一件だけで、あとは何千件やつたが全部負けた。私これを見て実に感心するのは、原形がきわめて明確なんですね。これは、それが宅地であり、それが畑地であり、それが何であるか全部わかっている。きわめて明確なものです。これは伊江島ですけれども、これが例の演習場になっている。空から爆弾を落とされている。つまりこれがあると大筋の確定はできる。だから、復帰したんだから、これを詳細にアメリカ側に出させる。アメリカがやつたんだから。そうでしょう。収容所をこしらえて、みんな住民をほうり込んで、ブルドーザーでよさそうなところをみんな取っちゃって、つぶしちゃって、困いをこしらえて基地にしちゃって、基地と基地との間に、収容所から出してきて、おまたえたちはこへ住めというわけだから。だから米軍の責任なんだ。一〇・一〇空襲以前は山形は改まっていなかった。改まっていなかったから、何もしないで、いまになって出したからといって、何もアメリカ側が困ることはないはずだ。だから、これは前に私が指摘しましたが、それらが一体どこまで日本政府の側に入手できて、そしてそれがどの程度使えるか。現地のほうは、寄るとさわるこの話を一年三百六十五日やっているのですから。これをまた、調査費の一万万円で境界をなんというふうなことを言って、調査してみます。なんというふうなことを言っても済みはしない。現場の調査している諸君に聞いてみたら、やれないと言っているのです。どうしようもないと言っているのです。やはり金が幾らかかっても、国が全責任を負って、苦情がはい出るだろう。出てそれを端からつぶしていく努力をしなければできないと言ひます。ところが、国はそのた

でございまして、それだけでうまく事が運ぶかどうかという点につきましては若干の問題がないわけではないと思ひます。もったいなくやれということになりますと、何か立法でもいただきまして、所有権はこうなるのだということをきめてしまふのはかたがた。しかし、この立法をするということになりますと、事は個人の土地の所有権にかかわる問題でございいますから、これまた非常に利害関係をいろいろ考えた上で慎重な配慮を加えなければならぬ。立法上もむずかしい問題でございます。

そこで、現在のところは、関係各機関が相寄りまして、できるだけ資料をさがし出して、そうして現状においてできるだけ努力をして正確な境界を発見していこう、こういうふうなやり方です。守りまして、現在の段階ではこの成果をしばらく見えてどうにもならぬという場合には、また別途方法を考えるということではなからうか、このように考えておる次第でございます。

○大出委員 関係地主が十人集まって和解調書をこしらえた、ところが広大な地域ですから、字、小字その他みんな違うのですが、みんなそれは境を接しておるのです。それはあとからつくったのです。前はそうじゃなかったのですが、米軍が道路をつくって字、小字をつくれといつてつくったのです。そうすると、この部落なら部落で話がついたとする。一人反対すれば和解調書はできせんよ。これは全部同じ条件にあるのですから。よしんばできても、その隣の字が変わつてくると、もとは平垣な一帯の土地ですから、そうするとまた、これは全部くずれちゃう。そうでしょう。こっちは和解してないのだから。そこで、こへ集まった人たちが合意して登記をしたにしても、さっき言ったようなことが出てくると、これは全部飛んでしまふ。裁判所もそのことを否定できないです。そうすると、私もずいぶんこれは考えてみた。いろいろ聞いてみた。しかしこれは、いまある法律関係をどうひねくつてみても、それでは解決しな

めの法律をつくる責任を負うという気は毛頭ない。いまお話しの中に、何か特別な立法をとおりしやるんだが、皆さんわかってるんだから、そのところをどうするか。特別立法をつくるならつくるで、どういう角度からどういうものをつくるのか、そのところは皆さんのほうで考え願わぬと困るのですよ。

法務大臣、だいたいお疲れのようだから、あなたに無理は言いませんけれども、問題の責任は、私に言わせるとやはり法務省にある。登記のしようがないんだから、所有権の確定ができないのだから、それを土地調査法という事で、経済企画庁の分野なりと言っていたんじや問題は確定しない。法務省が知恵をしぼってやらなければならぬ。おたくの民事局の課長さんあたりがいろいろ検討されて、現地に聞いてみると、それなりの意見を述べておられるという。いま私がここで言わぬでも、お見えになってる方がいるじやないかと思ふから言わぬのだけれども、ここまでたいへんな困難な問題になっている。それは、復讐後たいへんに物価も上がりまして、経済も変化しているでしよう。そうすると自分の所有権が確定すれば売りたい人もある。抵当に入れて金を借りたい人もある。しかし不確定なんですから、所有権の確定ができないのですから、経済行為は何もできない。金を借りて事業をやりたい人がいたって、自分の土地がはつきりしないのだから、抵当に入れない。銀行に話したって貸してくれないのだから。そういうものを一年ほっぽっておいて、まだこれから調査をまた一年やる。また調査費を二千万くらい組むのですか。また一年間調査費を組んで、今度は一千万の調査費を二千万にしても、現地の沖繩県の渉外課は泣いていますよ。私は直接やっておる方々に聞いてみたんだ。できないとわかってるのに、そういう無責任な話は私はないと思うのですよ。

て申し上げた。そして木村経済企画庁長官、山中総理府総務長官お出になつておつて、おわかりにならぬから一々説明したつもりです。これははつておけないのですぞと念を押したはずで。そうしたら、あなた方きれいな答弁をばいしているのだ。議事録を読み直してみただけでも、きれいなことを一ぱいおっしゃったが、あなた方は何もしない。調査費を一千万沖繩県にやっただけだ。そういう手はないでしよう。幾ら何でも。私もいささか中々腹が立つ。皆さんまだ黙っていませんか。

○龜谷説明員 いろいろとおしかりを受けまして恐縮でございます。先生が御指摘になりました航空写真の問題でございますけれども、先ほどもちょっと触れたかと思ひますが、実はあの直後から、米軍のDE及び法務省とも御相談をしまして、交渉いたしました。その結果、航空写真は約百三十枚程度入手いたしております。これは具体的に言いますと、名護市だけがないのでありますけれども、その他の町村は、先ほど私、十八市町村と申し上げましたが、それは全部含まれております。ただ、先生も御案内のように、米軍の写真といふのは終戦直前の十九年から二十一年のいわゆる戦争用の写真でございますから、そういう国土調査のための写真ではございませんので、これを縮尺しましてそのまますべての確に地籍調査の前提として、あるいは登記の前提として使えるかどうか、その点やいは専門家の判定を待たなければなりませんので、国土地理院等の専門家に頼みましてこれを精査してもらつてということにしているわけでございまして、そういう努力は逐次といひますか、早急に行なうということでございます。

○大出委員 法務省どうされますか。これは全くテナシティというんで、何年でもほっぽっておきますか。

○川島政府委員 先ほども申し上げましたように、この問題は関係するところの多い問題でございます。もちろん法務省も非常に関心を持ってお

るわけでございすけれども、法務省が所管しております不動産登記の面から申しますと、登記のワケを越える面がかなり出てくる問題でございます。したがいまして、先ほどから実態調査あるいは特別立法というようないろいろなお話がございすけれども、これを考えます場合には、各関係機関が相互に連絡、協力して事に当たらなければならぬ。現在、開発庁とか企画庁というところである程度計画を出してやっておられますので私も側面からそれに協力するという体制をとつておるわけでございすけれども、これは今後の成り行きを見た上で、と申しますのは、先ほど説明ありましたように、航空写真の問題もございすし、そういういろいろな資料をできる限り活用いたしまして、なるべく正確なものをなるべく早い期間につくり上げる、そういう方向をいま一生懸命研究しておるわけでございすので、もう少ししばらくその辺を見守つてまいりたいということでございます。

○大出委員 ほんとうに真剣に研究しているのですか。へたな考え休むに似たりというんで、さつきから真剣に検討している様子が見えないから、研究しているなら、ちょっとは研究の成果に類するやうなことが皆さんの口の端になければならぬのだけれども、寒ガエルは土の中ときまっていますので、前には進まないのですよ。毎日困つていても、筆界も境界もきまらぬものを水路も道路もつけようがないでしよう。ほっぽっておくというのですか。そういうわけにいかぬじやないですか。国有地に何かしらえらうといったって、たくさんあるけれども、民有地と国有地と境界のきまらぬものを、幾ら国有地だつて建てようがないでしよう。そんなものをそのままおぼろけとしておつて一年たつちやつて、また四月から七月までたつちやつた。それであなた、研究している、研究していると言つたつて、それでは何を研究しているのですか。地図だつてDE、地区工兵隊に行つてごらんない、上原君の傘下の皆さんがちゃんと見てるんだか

ら。そういうものを知つていますか。知らないとなあなの方おつしやる。あるじやないですか。ようやく百三十何枚出てきたというのですか。これはもう少し皆さんにこの問題と取り組んでもらいたい。復讐して一年余になる沖繩県民の皆さんの個人の所有権なんです。財産なんです。経済活動の基礎なんです。それでしよう。それに対して、あなた方が手を入れてあげようという手はないでしよう。調査しろと言つて一千万沖繩県にやったら、事の済む筋合いのものじやないのです。法務大臣、これは少し何かおつしやる気はないですか。

まあいいわ。あなたは何かおつしやらぬで、これは幾つ申し上げたつて一緒だと思ひますけれども、しかし、現地においてになつて、現地の方々にお聞きになるとよくわかりますよ。これはもう、ほんとうに何とかしてくれという、まさに切実な現地の皆さんの声がある。みんな土地があるのですよ、大体的には。土地があつて、自分の所有権が確定しないから何もできないということでしょう。だから、そこら辺のところも皆さんがもう少し考へていただきまして、どこが中心になつておやりにならないければ困るのだけれども、どこかをやつてゐるから側面的になつていうことを片一方が言つてゐるが、片一方は国土調査法をかかえてゐるけれども、そのワケ内に入りませんと言つてゐるでしよう。自分のほうのかかえてゐる法律のワケ内に入らないと片一方が言つてゐて、皆さんのほうは今度は、向こうがやつてゐるから側面的に援助するつもりでいると言ふが、まだ何にもきまつていないのだから、援助もしてないのではありません。

ところで平井さん、基地内のやつはどうしますか、軍用地内のやつは。これも何かやる気はないのですか。

○平井(啓)政府委員 先ほど来御指摘になつていますように、約四〇〇に近い登記簿の再調査の不整備。基地そのものの面積は一三〇弱でございす、その四〇〇の相当部分に基地があるがゆえに

あわせて調査ができないということ、影響を及ぼしている部分もかなりあるやに私も聞いております。

〔委員長退席、藤尾委員長代理着席〕

それも含めまして問題を解決するために、やはり基地の中の地籍を確定するための調査というものを早く進めなければならぬ。それがひいては、われわれのほうに施設、区域を提供するに於いて、それぞれの土地所有者との間に賃貸借契約その他の法律関係を結ぶにしましても、そういう面がはつきりしなければならぬということとは十分承知しております。したがって、いろいろ各省庁でこの問題に取り組んでいます一環で、われわれも一緒に進めまして基地の中の調査もできるだけに早く進めたい。調査にあたってはいろいろ物理的に困難な面もあるかと思ひます。そういうものの何と克服しながら調査を進めていきたい、そういうふうな考えております。

また、先般発表になりましたように、八基地の返還等がございます。これもさしあたって、返還されてその土地を受け取っていただく所有者との関係においては、境界の設定をさすべくにもやらなければなりません。この点、県の土地調査事務所と現在連携をとりながら調査を進めつつあるところでございます。

○大出委員 平井さん、基地の中の個々の土地、個人所有の土地がほとんど全部なんです。たくさんある。それを先ほど私が申し上げたように、はめ込み測量、地図の編纂という形でA、B、Cで適当に割り当てたわけです。そうでしょう。そうすると、一部返還で返ってきて、図上で見ると、それはAさん、Bさん、Cさんこうなっているのだけれども、その人に返した、返したら井戸が出てきて、その人のじゃなかった。しようがないから真の所有者に渡した。そのAという人は、自分ほんとうの人にやっちゃったんだから、図上のAという地番は自分のじゃないと知っているのだから、まさかそこへ行って、どいてくれとは言いません、真の所有者が出てきたのだ

から。そうすると、自分は土地はなくなっちゃって、かわりにここでCという人が、Aさんの土地をおれの土地だというので、確定をさせて自分のものにした。C君の土地は、まだ基地の中で返還されない部分にある、図面の上では。しかもこの方は地料をもらっているのだ。Aという人は地料ももらえない。返してももらった土地はCさんに行っちゃって何にもない。そうなっているのですよ、たくさん地域で。そうでしょう。返しても戻らなければならぬ。だから、そういうことになっているままでは、これは放任はできません。国土調査法ではどうしてもできない。だとすれば、あなたは法務大臣なんだから、それは人道問題ですとさっきあなたは言われたけれども、まさにこれは人道問題ですよ。そうじゃないですか、生きていけないんだから、自分の土地がなくなっちゃって、あるのだから、それがきまらないんだから。そうでしょう。そうだとすると、やはりそこそこは一体これはどこが責任を負うのですか。法務省が負うのですか、経済企画庁が負うのですか。真の責任は一体どこが負うのか。総理府なんですか。どこが責任を負ってこれなければ困るじゃないですか。施設庁は基地の中は負えても、基地の外は負えないでしょう。国土調査法をかかえている経済企画庁が、いやこれはワケ外ですと言うのじゃ、これじゃ所管がないじゃないですか。一体どういふことになるのか。どこが責任を負いますか。話にならぬじゃないですか。何とか言ってくださいよ。全く話にならぬね。――まあいいや。こういうのはのれんに腕押し、ぬかにきざりというのだ。

大臣、これどうですか。田中さんの決断と実行行いませぬけれども、同じ田中さんだが、ひとつ号令をかけて、法的に研究しようじゃないか、関係省庁みんな専門家出てこい。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕
そして登記の責任は法務省にあるのだから、そうすると、さっき局長が言っておられたけれども、

経済企画庁なんかのききなことを言ってみて、まじやあけないですよ。そうでしょう。法的にはこれは法務省のほうで詳しく思うのですが、なんのことばかり言ったてしようがない。総理府なんているのは、事が済んだような顔してのききなことを言っている、全く総理府というのはいくらもありません。総理大臣じゃなくて掃除大臣だなんてあだ名があるくらい、無責任きわまることばかりやっている。どうですか、ひとつ法務省なら法務省が所管をして、関係者を全部集めてやる。返還後一年たって何ら前進しない。そうでしょう、四十八年度に入りましたが、これまた何ら前進の気配を見せない。これでいいことはないですよ。どこかで責任を負って手をつけてあげなければならぬじゃないですか。

法律の立て方は幾つもある。皆さんが何も言わぬので、私のほうから言ったてしようがないから黙っているのだけれども、苦情処理なら苦情処理の方法だつてある。何か言う気はないですか、皆さんは。これじゃ私のほうも打ち切れないから、どこで何か言ってくださいよ。皆さんがこれだけおいて何もおっしゃらぬというわけにいかぬじゃないですか。

○亀谷説明員 いろいろおしかりを受けて恐縮に思っております。実は私のほうも、昨年来この取り扱いにつきましては、先ほど来各省庁からお話がありまして、全般的にしまして、やはり法務、経済企画庁、もちろん防衛庁、いろいろと関係がたくさんありますので、一がいに言えないのでございすけれども、さしあたり私のところで事務的に窓口といえますか、先ほどおしかりを受けましたけれども、所要の調査を県にお願いをいたしてやっております。一応一年たちまして、先生の方から、おそいというおしかりを受けたのでございすけれども、新年度に入って何カ月かたっておりますが、四十九年度の関係もございまして、近くもう一度関係各省庁集まりまして、いままでの推移といままでに集めました資料の分析、それから今後の見通し等を十分協議をいたし

まして、せっかく先生のそういうお話もございすので、なるべく早く解決する方向で検討したいと思ひます。

○大出委員 大臣、これは法務省がどうしても大きくからまなきゃできないですよ。いま時間がありませんから長い質問をしなかつたのですが、たしか昨年の三月の二十四日だと思ひましたが、議事録をお読みいただければわかります。四十七年三月二十四日です。こまかくこの席で申し上げまして、そのとき法務省がしかるべき人がおられなくて、お見えになつていないので、皆さんの答弁は全部法務省に逃げた。経済企画庁は、みんな法務省で、法務省で言う。だから今度は法務省、大臣以下みんな来ていただいて私が質問すれば、法務省は何も言わない。この議事録は、法務省でなつてゐる。そういうことは法務省で、みんな法務省。それで今度、法務省ちゃんと大臣以下置いておけば、法務省の皆さんはおっしゃらない。そうでしょう。いよいよここにし寄せて答弁を逃げたいけませんよ。今度はちゃんと御大臣以下おいでになるところで聞けば、法務省ということになつてゐるのだけれども、法務省は何もおっしゃらない。それじゃ困る。だから大臣、これは経済企画庁が窓口でおやりになるといふならば、早急に大臣からおたくの、さっき私、失礼だけれども名前まであげたのですけれども、現地の事情を知っておる方がおるのだから、その方々をひとつ中心にしたいだいて、むしろやはり皆さんのほうが積極的に手伝つて、この問題はどうかうふうに特別立法をつくれればやるかという、結局そこに行くのです。これはそこへいかざるを得ない。特別立法を考へざるを得ないです、これは。だから、そこまでのことをやはりひとつ御検討いたしたく、こうしていただかせんすか。大臣、どうですか。

○田中(伊)国務大臣 検討いたします。
○大出委員 これはのれんに腕押し、いつまでやってもしょうがないのでやめさせなければ、引き延ばそうと思つてやっているとはいふのじゃないです

れども、皆さん、答えないから悪いのだから。ひとつつ現地を皆さんで、沖縄県だけまかせにしないで、一べん御調査願えませんか。現地の地主さんというのは、みんなそれは頭にきているのですから。私が日曜日に天願の役場へ行つたって、日曜日だというのに三百人も集まっちゃうのですから。だから、そのぐらいのことは、やはり本土の所管官庁としてお互いに責任を持っていただけではないですか。少し現地の調査をしてくださいよ。見てくださいよ。——やめましょう。

○三原委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○三原委員長 ただいま委員長の手元に、加藤陽三君より本案に対する修正案が提出されております。

法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

法務省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「別表十二の改正規定中仙台入国管理事務所石巻港出張所、名古屋入国管理事務所金沢港出張所及び神戸入国管理事務所東播磨港出張所に係る部分は昭和四十八年四月一日から施行し」を削り、「月形少年院に係る部分は」を「月形少年院に係る部分は、」に改める。

○三原委員長 提出者より趣旨の説明を求めます。加藤陽三君。

○加藤(陽)委員 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略し、その要旨を申し上げます。

原案のうち、石巻市、金沢市及び加古川市の入

国管理事務所出張所の設置に関する改正規定は、昭和四十八年四月一日から施行することとしてありますが、すでにその日を経過しておりますので、これを公布の日から施行することに改めようとするものであります。

よろしく御賛成くださいますようお願いいたします。

○三原委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○三原委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、加藤陽三君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立総員。

よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三原委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○三原委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三原委員長 次回は、明六日金曜日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十五分散会

昭和四十八年七月十八日印刷

昭和四十八年七月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W